

令和6年9月愛荘町議会定例会会議録

令和6年9月9日（月）午前9時00分開議

議 事 日 程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 報告第 6号 令和5年度愛荘町財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 4 議案第47号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第48号 愛荘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第49号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 7 議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第51号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第52号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第53号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第54号 令和5年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を定めることについて
- 日程第12 議案第55号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を定めることについて
- 日程第13 議案第56号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を定めることについて
- 日程第14 議案第57号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療と医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を定めることについて
- 日程第15 議案第58号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を定めることについて
- 日程第16 議案第59号 令和5年度愛荘町下水道会計決算の認定を定めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1

出席議員（14名）

1 番 久保田 正 利 君	2 番 小 菅 久 宣 君
3 番 中 川 喜代和 君	4 番 澤 田 源 宏 君
5 番 村 西 作 雄 君	6 番 村 田 定 君
7 番 上 田 太 治 君	8 番 高 橋 正 夫 君
9 番 外 川 善 正 君	10 番 河 村 善 一 君
11 番 瀧 すみ江 君	12 番 竹 中 秀 夫 君
13 番 辰 己 保 君	14 番 森 野 隆 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	杉本甚治郎君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長	陌間秀介君
企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱	西川傳和君	兼教育振興課長事務取扱 総務政策監	生駒秀嘉君
福祉政策監兼健康推進課長事務取扱 兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱	木村美紀君	兼会計管理者 産業政策監	北川三津夫君
経営戦略課長	田中孝幸君	兼商工観光課長事務取扱 行革・DX推進室長	久保川瑞穂君
くらし安全環境課長	山本拓也君	兼公共施設最適配置推進室長	
子ども支援課長	増居志穂君	福 祉 課 長	小林充周君
農林振興課長	阪本 崇君	住 民 課 長	楠 真二君
学校教育担当課長	奥村 晃君	建設・下水道課長	羽田順行君
生涯学習課長 兼国スポ・障スポ開催推進室長	水谷徹也君	給食センター所長	中村誠司君

事務局職員出席者

議会事務局長 森 まゆみ 書 記 伊 谷 一 真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（森野 隆君） 皆さん、おはようございます。

本日、議会放映システムで映像の一部が不具合が出ております。御迷惑をおかけいたしますが、御了解のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（森野 隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（森野 隆君） 日程第1 一般質問を行います。

今期定例会は12名の一般質問通告があり、本日は8名の一般質問を行います。

議会改革条例に関する要領第9条の7において、質問時間は答弁時間を除き30分以内とし、一括方式の質問回数については3回まで、また30分を経過した場合、その質問が終了するまで認めとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。

◇ 村田 定君

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 皆さん、おはようございます。6番、村田 定です。一般質問を行います。一問一答でお願いをいたします。今回は2点について質問をいたします。

まず1点目、ふるさと納税の明暗についてということでお尋ねをいたします。

2008年4月の地方税法の改正によって、同年5月、ふるさと納税制度がスタートしました。この制度は、人口減少による税収の減少への対応や、地方と大都市の格差是正を目的として始まったふるさと納税は、度重なる制度改正もありましたが、ふるさと納税にどの程度力を入れているかは自治体によって異なりますが、2014年、ふるなびやさどふるがオープン以降、寄付する自治体を返礼品で選ぶという文化が世

間一般に徐々に浸透し始めました。また、2015年の制度改正で、ふるさと納税枠の倍増が図られました。これは経済的な意味で、全ての納税者のふるさと納税インセンティブを高めました。

総務省は8月2日、ふるさと納税による2023年度の寄付総額は1兆1,175億だったと発表しました。初めて1兆円の大台に乗ったと。制度は始まって以来15年で100倍の規模に拡大し、多くの人々が注目する市場になっています。物価高騰下の節約志向で利用者が伸びており、利用者は初めて1,000万人に達したと発表されました。6人に1人の割合です。この6人というのは、住民税納付義務者のおおむね6人に1人の割合ということで、大変高い数字であると思います。

そこでまず、当町の過去15年の取組の検証とふるさと納税に対する今後の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 町の過去の取組の検証及び今後の考え方についてお答えをいたします。

ふるさと納税は、財源の確保や特産品のPRをはじめとしたまちの魅力を発信できる制度で、愛荘町においても、制度創設以来この事業に取り組んできたところです。先般、総務省が発表された2023年度の愛荘町の寄付額は8,808万2,000円で前年対比7%の増加となりました。

過去の取組の検証ですが、2008年度の創設時から2015年の8年間は寄付件数が年平均8件、寄付額が年平均76万3,000円でありました。寄付サイトを初めて導入した2016年度には、寄付件数が950件、寄付額が1,643万円となり、翌2017年度には7,659万1,000円と、寄付件数、給付額とも大きく増加したところです。増加の主な要因は、寄付サイトの導入によるものと考えています。2018年度から2021年度は5,000万円から7,000万円を推移しており、飛躍的な増加があったとは言えない状況です。

寄付サイトを導入した当時は1サイトからスタートしましたが、8月末現在は4サイト、9月に入ってから5サイトで運営をしております。サイトを追加した翌年には寄付額が増加しています。また、2023年度からは中間支援業者を導入したことにより、前年度を上回る結果が出ていることから、寄付額の獲得に向け今後も中間支援業者と連携を図ってまいります。

ふるさと納税制度の今後の考え方については、財源の確保や特産品のPRをはじめ、町の魅力を発信できる重要なツールであることをしっかりと認識する必要があります。その上で、今後もサイト数の追加はもちろん、中間支援業者のノウハウを活用し、既存返礼品のブラッシュアップや新規返礼品の導入に力を入れ、寄付者から選ばれる魅力的な返礼品をラインナップし取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 再質問いたします。ふるさと納税に対する当町のPR用パンフレット、こういったものはされているかについてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 先ほど答弁で申し上げましたサイトを運営しているのももちろんでございますが、返礼品のカタログを作成をさせていただきますましてPRをさせていただいているところでございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） これは豊郷の例なんですけど、このふるさと納税というのはどこの窓口でも置いてます。また、観光施設でも置いてますし、今、ネットでPRする時代ですから、私は一概にこのパンフレットをしたからいいというものではないですけども、やっぱり意気込みというのがここに感じられます。だから、これを見ると、町民じゃなくても町外にいる人にもPRも私もできるということで、非常に参考になります。

先ほどおっしゃいました、チョイスのふるさと返礼品ですけど、これ一覧表がありますが、これはされる方が見られるわけですから、やはりそれまでの一歩をつくるためには私は必要ではないかなというふうに思っております。ネットでPRする時代ですから、そこはうまく活用していただきたいと思います。

次に、近隣市町の担当者とかとの交流や意見交換はされているかお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） やはり寄付額を大きく伸ばしておられるところの情報というのは非常に大事なことでございます。担当者同士で情報交換をしているというようなところでございますし、私も近隣についてはちょっと聞き取りをさせていただいたような状況でございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 近隣市町、例えば豊郷町にいい例があります。豊郷町は5億を目標にやりますし、彦根市はもう20億に行くかなというところで、非常に近隣市町に非常に特化した意見を持っております。だから私も何度も行きますが、非常にその丁寧な教えてくれます。しかしまた自治体での競争が激化しておるので、本当の核心については言わないとしても、やっぱりいいところは取り入れてやはり交換するのが必要じゃないかなと。やはりなかなか向こうから来るということはないので、当町から出向いてそういう機会をつくっていただいたらいいかなと思います。

次に、愛荘町の知名度向上のためにどのような手段をされていくかについてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 知名度の向上のための施策はというようなところでございます。

まずは過去に御寄付を頂いた方にファンレターを送付させていただいたり、町からメールマガジンを送るというようなことをさせていただいております。また、滋賀県人会が作成をされております冊子へも情報を掲載させていただいているというようなところで、こういったところでの取組をさせていただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 次に移ります。企業版ふるさと納税についてお尋ねをします。

国から認定を受けた愛荘町の地域再生計画に掲げる事業に対して企業が寄付を行った場合、税額控除される仕組みで、1回当たり10万円以上寄付を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。また、本社が愛荘町にある企業からの寄付は本制度の対象外であります。企業側メリットとしては、社会貢献できる、新事業を展開できる、税の軽減効果がある、双方にとってメリットがあります。企業寄付へのアプローチはどのようにされているのか、お尋ねをします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 企業版ふるさと納税は、地方創生のさらなる充実強化に向け、

地方への資金の流れを飛躍的に高めることを目的に、平成28年度に国において創設された制度で、自主財源の確保という面からも非常に有益な制度であると認識をしております。

本町では、令和5年度に初めて寄付を頂くことができました。愛荘町にゆかりのある企業様からのお声がけを頂いたことに加え、民間が運営するマッチングサイトに情報を登録し、広く周知した結果であると考えております。

地方創生の取組を進めていく上で重要なことは、議員御質問の趣旨にもございますように、企業様にも行政側にも双方にメリットがある事業を考案し寄付を募っていくことであると考えておりますので、引き続き各企業への訪問など積極的なアプローチの強化を図ってまいります。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 再質問を行います。この企業版ふるさと納税は、先ほど答弁でもございましたが、地方創生という大きな目的があるわけですが、やはり企業にとってもメリットがあります。だから愛荘町からは、多くの近江商人というんですか、そういった方が地方に全国におられる。そういったところに、自分が生まれた町に対する思い、そこらのところをもっと接点を見いだしていけば、私は企業にもメリットがあるので、これはもっともっと生かしていかなければいけないなというふうに思います。それで、もちろん今、政策監がおっしゃいましたが、町長が先頭に立ってやはり町のPR、セールスを積極的にしていただきたいと思いますが、それについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） この企業版ふるさと納税につきましては、議員の御質問にもありましたとおり、町内に本社がある事業所は対象外になるというところ、税の控除が受けられないというところがございます。町内に営業所があり本社が他市町にあるという企業を対象ということで、町におきましても企業を訪問する機会というのは、企業訪問ということで今、7月、2月に実施をしておるところでございます。そういった機会を捉えまして、このふるさと納税をPRさせていただいておるところもでございます。企業様との接点につきましては、まだまだ可能性と申しますか、伸び代もあるところであると思っておりますので、引き続き、ふるさと納税、企業版ふるさと納

税のメリットと、あと愛荘町のPRというものを並行して進めたいというふうを考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 東京、大阪、名古屋、こういう大都市にどんどん出向いていて、2万1,000人の人口ですけど、愛荘町のPRを積極的にしていただきたいと思います。

次に移ります。ちょっと話はそれますが、ウサギと亀の童話の逸話から学ぶことについてお聞きします。

なぜウサギは負けたのか、ウサギは昼寝したから、怠けたから、亀はこつこつ頑張ったからと、私、小さいときに教えていただきました。そういう記憶があります。私もそれも一般論として間違いないと思いますが、私が今思うのは、ウサギは自分より劣る亀を目標にしなかったからだと思います。亀は、はるかに遠い山の頂上を目標にしたから、こつこつと頑張った結果だだと思います。誰かと比べるのではなく、自分自身の掲げた目標達成のためにひたむきにこつこつ努力したことで、壮大な目標であっても亀が勝利を手にしたものです。このように、目標設定の仕方で結果は大きく違ってくと伝えたかったのです。

ふるさと納税日本一は都城市の195億9,300万円ですが、そこを目標にするのではなく、まずは当町の目標設定が必要です。現状の当町の数字では、明暗となりますと、残念ながら暗と言わざるを得ません。商工観光課長以下、全職員、頑張っていることは敬意を表しますが、担当課長のこれからの当町のふるさと納税の取組と目標設定を教えてください。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） さきの答弁のとおり、寄付額が増える要因の1つに寄付サイト数が関連していることから、サイト数の追加を視野に入れ、中間支援業者と連携を図ってまいります。

担当課長としての目標額は、実現可能な数値として、本年にはまず1億円をクリアし、次の目標として2億円を突破することと考えており、今後も着実に寄付額が増加できるよう取り組んでまいります。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 着実に増やすということは、ふるさと納税の制度自体、これ

総務省が随分改革、開発しています。ですから、今後5年10年、このふるさと納税が継続されるかという、大変疑問であります。そういったことから、1年ごとの目標で1億ずつじゃなくて、例えば彦根市を例に取ると令和4年度に5億を10億に倍にしています。今度、20億をやります。そういったことで、ぼちぼちやるというか、当面の目標では私は駄目だと思います。総務省の制度、それを十分に地方は生かしていかなければいけないと思います。

2015年、平成27年4月1日より、ワンストップ特例制度が対応されました。それを契機に、どこの市町とも大きくジャンプしております。当町もワンストップ制度は導入されていますので、この制度は税務署に行っていちいち確定申告しなくても、控除上限金額の9万2,000円を差し引いた金額が住民税から減額されるということで、オンラインや郵送でできるということで非常に若者が興味を示したというようなことで、当町も利用されているということです。これをもっともっと生かして、これをやったらもう倍どころか3倍、5倍という数字を目標にしていきたい。

それと、当町もされていると思うんですけど、ふるさと納税をされた方の使い道、いろいろな要望があると思うんですけど、その要望、使い道については、今どのように受け止めておられるかお聞きします。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 寄付の使い道というところでございます。まず寄付をしていただいたときに、その寄付のお金をどのように使ってもらいたいかというようなところの聞き取りですか、寄付された方にそういったのを聞いております。その中で、特にいろいろな分があるんですが、町にお任せをしますというようなところが多くなっていると思います。そういったところで、町のほうが力を入れていこうというようなところに、今後もふるさと納税の寄付を使っていきたいというようなことで考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 確かに、ふるさと納税される方は、使い道を指示されると思うんですけども、子育て支援とか教育スポーツ振興、また産業観光の振興、また公共施設の整備、地域の振興に対する事業等々、その他、今おっしゃいました自治体にお任せというのがあるんで、少額の方、金額の少ない方はほぼ自治体にお任せではないかなと。しかし先ほど申し上げましたように、企業版ふるさと納税とか高額納税

者に対してはしっかりとそこらは指定をされると思います。指示をされると思います。そこらをしっかりと使い道を間違わないようにしていただきたいなというふうに思います。

次に、中間業者、ウェブサイトの件数についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 中間業者とウェブサイトというようなところがございますが、当町におきましても令和5年度から中間業者を導入させていただいております。

それと、ウェブサイトのほうは、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、8月末までは4サイトというようなところございましたが、9月に入りまして1サイト追加というようなところで、現在5サイトで運営をさせていただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 丸投げではなくて、やはりしっかりと中間業者との意見交換などをしていただいております。ウェブサイトは4件から5件に増えたということは先日の新聞にも出ておりましたが、やはりウェブサイトは豊郷で11やっています。都城市は144事業者で1,000の返礼品で、ウェブサイトは全てあるものは皆あるということで、やはり11社あっても、豊郷でもそうですけど、上位4社にやはり大半はウエートがあるんですけど、やはり11件目のところもゼロじゃないということで、必ず増やしたら何らかのプラスがあると思いますので、今後積極的にウェブサイトを運営していただきたいというふうに思います。

それと、返礼品事業者と返礼品の件数についてお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 返礼品の事業者数でございますが、現在32業者、返礼品につきましては362品を準備させていただいております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 確かにこのPR紙見ても返礼品は多いです。しかし、当町の

場合、富裕層に対する返礼品が多いように感じます。だから、豊郷町の企画担当も、愛荘町さんのその360幾つはすごいなと評価していますし、その中身を見たら高額品が多いので富裕層が多いなと、また富裕層をされてるといのはすごいということで、研究しますということですけども、やはり豊郷町はちなみに151です。そして、返礼品の商品を絞り込んでますし、当町はこの前のを見ても、先ほどの答弁でもそうですが、大体1件当たり2万円前後の寄付額です。そういった場合に、やはりそういったところのボリュームを増やさないと、やはりそこはまず食料品とかお肉とか米とか、そういう身近なものにやはりもっと特化していただきたいというふうに思います。

それと、32事業者があるということですが、事業者との意見交換会、これは事業者同士が積極的に商品開発をする必要があるので、そこらはやっておられるかお聞きします。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 事業者さん同士の情報交換というようなところがございますが、残念ながら積極的にというようなところではございませんが、やはり令和5年度から中間支援業者というようなところに入っていましたので、そういった業者を通じていろいろと情報交換をさせていただきながら、私たちも中間支援業者のノウハウを十分生かしながら取り組むというところで、今後もそういったところと連携をさせていただいて取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 事業者に聞きますと、12月に集中するので大変だということで、現に町内の方もおっしゃっています。だから、そこらをもう少しこううまく配分できるようにしていただきたいなと思います。事業者に、新商品の開発やリピーターファンづくりは任せていけばいいと思うんです。だから、そこらをしっかりと返礼品に対する満足度が幾ら、どんだけかと、ほぼほぼ皆99.8とかいう高い数字です、皆どこの市町でもね。だから、そこらのところを取って、しっかりと業者にもっともって開発を依存していく必要が私はあると思います。

それと、先ほど中間業者、ウェブサイトの話をしましたけども、これはもう御存じだと思うんですけど、インターネット通販大手のアマゾンジャパンが、2025年3月より、ふるさと納税の仲介業者に参入する方向で準備を進めております。これが入

られますと、通販サイトを介した高い集客力や独自の配送網が大きな魅力で、寄付する側にも利便性が増します。だから仲介業者は、楽天ふるさと納税など大手4社がシェアの大半を占めますが、アマゾンの参入によって自主競争も出てくるということで、どのような対応をしていかれるかお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 今おっしゃっていただきました大手につきまして、当町についてもそういった情報は持っております。非常に大きな市場を有しておりますので、参入されることで、ふるさと納税界に大きな影響をもたらすというようなことを考えております。当町といたしましても、多くの新規の寄付者獲得に向けて、そういった事業者の導入も前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 総務省は、ポイント目当てではなく、制度の本来の趣旨とずれてるということで、来年10月から特典ポイントを付与するのを仲介サイトを利用する自治体に禁じます。ですから、今、楽天セールなどで最大11倍のポイントを付けてますが、こういったことはもう来年10月からできなくなるということで、本当に厳しい締めつけがありますし、その中で当町の魅力をどういうふうに発信していくかということを積極的に考えていただきたいというふうに思います。

次に移ります。最後に町長にお尋ねします。

現在、商工課の所管する業務となっておりますが、ふるさと納税を歳入面で大きく伸ばしていくためには、オール愛荘町でふるさと納税局（仮称）を立ち上げて、年間10億円を目標設定し、寄付金を様々な政策に有効活用し、町民の幸せと本町の発展のための前向きに考えていただき、同時に地場産業の活性化育成にも必ずつながると考えます。町長は、3月の答弁でも重点施策にも挙げておりますふるさと納税が増収対策の1つと考えていると答弁いただいております。町長の熱い前向きな答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほど来、商工観光課長が答弁をしておりますとおり、ふるさと納税は財源の確保や特産品のPRをはじめ、まちの魅力を発信できる重要なツ-

ルだと認識をしております。

オール愛荘町での取組については、過去には部局を超えたメンバーでふるさと納税について検討をしたこともあり、議員が御提案いただいていることは重要な視点であると存じており、御提案いただいたことについて感謝を申し上げます。

ふるさと納税に係る業務は、現在、商工観光課が担当しており、本業務に特化した組織体制となっておりますが、現時点では現体制において引き続き力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

町民の幸福と本町の発展は誰もが願っていることであり、愛荘町のふるさと納税が増えることはこのことに直結するものと思っております。商工観光課だけでなく、オール愛荘町でふるさと納税の獲得に向けて知恵を出し、できることから取り組んでまいります。

御寄付を頂いた方には改めて感謝を申し上げる次第であり、引き続き愛荘町を応援いただけますれば幸いに存じます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） これは工夫が必要で、そして結果を出すということが大事だと思うんです。今、民間企業では、スタートアップ企業しか生き残れない。大きな成長を継続できる企業、新たな価値を創造できる企業、これスタートアップ企業。これは、本当に全社員が一丸となって、それぞれスタートアップ企業を目指しているわけです。当町も170数名おられる正社員の中で、職員の中で、すごくそういうノウハウを持った人がいらっしやると思うんです。ですから、自治体は企業じゃない、利益を上げなくてもいいということじゃなくて、これは唯一セールスができる商品ですので、民間で言うスタートアップ企業を目指して臨んでいただきたい。これには、オール愛荘で、本当の商工観光課の所轄だけではなくて、時間外であろうが休日であろうが愛荘町のためにどうしていくんやと、10億を目標にするにはどうするんやという議論を私はしていただきたい。まずそんな身近なことじゃなくて、そういう議論をしていかないと、こういったものは勝てないと私は思います。

甲賀市では、30歳の職員が30歳を祝う会を、7人の職員がスタートして全市民にPRして、二十歳の集いから10年たつわけですよ。だから、去年もやりました。今年はまだ2月にやるということで、メンバーは変わってきますが、毎年30歳のメンバーは会社における、職員でいるわけです。そういった方が中心になって、これ地域

振興につなげるということで、そういう政策推進課がやっています。それも発想なんですよね。そういったところで、やはり町の魅力、そしてまた10年、外へ出てた人も、また結婚して子供できている人も、もう一遍30歳で会うことによってこの町を見直すこともあるだろうし、自分を見直すこともあるだろうと私は思います。

自治体は絶対に誰も助けてくれません。自分の自治体は自分しかないわけです。誰もよそは助けてくれません。だから、本当にこの愛荘町の職員が一丸となって、10億円言わずもっと高い数字でもいいんですけど、取りあえずそういうのをチャレンジして財政を豊かにする、そして幸福と発展をする。そしてまた財政担当も、もう少し財政を組むにしても楽にすると。これ皆さん全員が考えていって、我々議員ももちろんですけど、町民さんのアイデアくれるでしょう。そういうオール愛荘で私はやるべきだということをお願いしておきたいと思います。

次に2点目に移ります。ちょっと時間を使い過ぎましたが、持続可能な自治会、地域づくりについてお尋ねをします。

自治会は日本特有のシステムであり、これまでのまちづくりに一定の成果を出してきた社会資源であることは疑いの余地はありません。また、行政とのパイプ役、行政サービスの一端を担い、行政の効率性も図ってきました。

しかし、社会構造が大きく変わっている現在、一律的な自治会活動では立ちいなくなっているのは事実であります。昨今の自治会の運営が曲がり角を迎えている。今までなら当然のように加入した自治会も、近年は加入者獲得のために、何らかの方策をしなければならぬ時代になっている。行政サービス補助として担う自治会機能の限界などについて改革しなければ、自治会という社会資源自体が機能しないところまでできております。

自治会が元気に良くならなかつたら、町全体も良くなりません。自治基本条例にもある協働のまちづくりの役割分担を果たしていかなければならないと思います。

課題として挙げられるのは、役員の成り手不足、加入率の低下、自治会をやめる、新しく引っ越してきた若い世代が加入しない、高齢化して活動に支障をきたしている、行事、活動の参加者が少ない、役員の成り手がいない、行政からの依頼が多い、自治会だよりでものを下ろしてくる、活動がマンネリ化している、自治会内の意見の調整が難しいなどで、これに真剣に対策に乗り出している自治体もあります。

地域活動を担ってくれている全ての自治会に対して、行政は対応策をどのように考

えておられるのかお尋ねします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 近年、コロナ禍を1つの契機とするライフスタイルや価値観の多様化、情報化社会の進展による個人主義の台頭など、様々な社会的要因が相まって、人と人のつながりが希薄化しており、このことは自治会活動においても同様の状況であります。

これまで地縁による自治会活動により、長年守り築かれてきた伝統や文化を継承していくことは重要なことではあります。逆に役員への負担につながるなど、住民ニーズとの乖離が、担い手不足や自治会脱退などの問題を引き起している可能性も否定できないと考えております。

現在、本町には大小52の自治会があり、それぞれに様々な課題がございますが、これらは一朝一夕に解決できるものではありません。しかし、各自治会に元気に活動していただくことが町全体の活性化につながるものと考えておりますので、各自治会とのコミュニケーションを大切に、財政的支援、人的支援を含めたコミュニティー施策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 次に、自治会活動にかかる体力と時間に配慮して、アウトソーシングや不要なものを精査し、負担増を減らすことは、今後、若者が帰属意識を高め自治会に依存できるような街を創ることへの取組として目を向ける必要があります。さらに高齢者が、これまでの自治会活動の慣習にとらわれない補完策を実施していくことも必要と思いますが、考え方をお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） アウトソーシングや不要なものを精査というところで、自治会のほうにも出向きまして、地域の状況等をお伺いさせていただいておるところでございます。そういった中で、行政といたしましても、できるだけ自治会の負担の部分に関しては削減できるような取組を進めているところでございます。

自治会活動の中でも様々工夫をして取組をされておる、またこれまでの活動を復活されている自治会等もございます。そういった中で、自治会の活動に関しましては、

行政も支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 再質問いたします。先ほどの答弁の中でもおっしゃいましたけども、大変時代の流れとともに、自治会のデジタル化というのは進めていかなければならないと思うんです。ですから、そのデジタル化について町の考え方についてお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 自治会のデジタル化ということで、先ほども少し答弁の中で言いました地域の工夫という中に、デジタル技術というものの導入されている地域もございます。デジタル技術の活用につきましては、自治会活動への幅広い年齢層を取り組むきっかけにもなるほか、役員の負担軽減という観点からも非常に有効であるというふうに考えております。町としてもその推進に関してはバックアップしていきたいというふうに考えております。

事例といたしましては、自治会ミーティングなどでも御紹介させていただいておりますLINE、こちらを活用して回覧物の掲載やお知らせの配信等に取り組まれているところも増えてきている状況でございます。また、普及促進のために、町ではデジタル活用講習会を自治会に出向きまして開催をするほか、地域の未来づくり支援事業といたしまして機器の購入など、初期費用の導入に係る費用をサポートさせていただいているところでございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 今の社会はデジタル化、DX化なんですが、やはりそのデジタル化、今おっしゃいましたようにLINEを使って等々ですけど、なかなか自治会役員さんが全部の方がそれに対応できるかいうたら、まだまだそういう段階ではないと思います。だからそこの指導も含めてやっていかないと、それを進めますでは駄目ですので、だからそういうふうな知識を持っていただくことを段階的に進めていただきたいと思います。

次に、52自治会がありますが、町全体の自治会への加入率、1所帯当たりの人数についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 令和5年度末におけます当町の自治会加入率は74.4%となっております。直近の全国の平均自治会加入率で申しますと、令和2年度の数値ですが、71.7%であり、全国平均と比較しますと、当町の加入率は少し上回っている状況です。

また、当町の1世帯当たりの人数は2.47人となっております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 74.4%前後からちょっと高いという、この74.4が私は低いと思うんですよ。だから、これは4分の1入ってないわけですから、だからこれは開発がどんどん進んでますが、やはりそこらはしっかりと当町に住まれる以上、やっぱり自治会組織というものに対する、まずしていただきたいというふうに思います。まず、基本的には自助、自分が自分をするのがもちろん自助なんですけど、次、やっぱり公助、介護、やっぱり災害のときに、やっぱりなるのは隣組なんですよ、自治会なんです。だからそういったことで、自治会の役割というのはすごく大きいと思いますので、そこらその数字は決して私は高くないと思います。これをもっともっと、やはりそこらのところを高めていただくように、自治会ミーティングでもお願いしていきたいなと思います。

それと、外国籍の町内居住者は、今、何人くらいおられるんでしょうか。今後増加していくと思うんです。10年後の予想はいかがかなと。人口減少の時代、貴重な労働力になると思います。町の受入れ体制と自治会の加入についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 外国人住民の自治会加入率については詳細に把握はできておりませんが、現在、町内には1,145人の外国籍の方が在住されており、近年僅かですが増加傾向にあります。町の受入れ体制といたしましては、多言語相談窓口を設置し、2名の外国人支援員としてポルトガル語通訳を配置しております。自治会に加入されております外国人住民の方々への自治会からの文書の翻訳といった、自治会と住民様の橋渡しをさせていただいているところでございます。

今後迎えることとなるその人口減少により、社会を支える人への負担は増加してい

くことが見込まれます。外国人住民の方や転入、移住された方、愛荘町で生まれ育った方々全てが共同で地域課題に向き合い、住みよいまちづくりが進んでいくことが理想であるというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 今、1,145名、私どもの組7件あるんですけど、2件が外国の方です。皆、自治会に入っていていただいてまして、非常に積極的に活動していただいています。だからそういったことで、私は10年後3,000人ぐらいになるというふうに予想しています。これは貴重な労働力ですので、町としてもしっかりと受け入れ体制をしていただきたいと思います。

それと、自治会から各組を通じて年間6回ぐらいの寄付集めがあるんです。社会協議費、赤十字募金、緑の募金、赤い羽根募金、年末助け合い、しあわせ募金など現状です。これ、自治会の組長が各1軒1軒集計するんじゃなくて、自治会組費の中から一括で払ってる。だから、非常に収納率がいい。だから、そこら自治会に入っておられない、加入しておられない方についてはこういった募金活動が抜けてると思うんですけど、そこらはどうなんでしょうか。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 町や社会福祉協議会等が区長・総代様に協力を依頼している募金というのは6種類、今現在はあるというところがございます。具体的には、赤十字募金、また緑の募金、社会福祉協議会からの会費、赤い羽根募金、また歳末助け合い募金であったりとかしあわせ募金といったものが協力依頼をさせていただいているところがございます。

自治会ごとの集金方法などにつきましては、1件ごとの協議費に含めている場合や、自治会予算として募金を負担されているケース、その都度集めておられるなど様々であるというふうに聞き及んでおります。自治会によって取扱いが異なっておりますが、いずれにしても、事務的などところで負担となっていることは町も認識をしているところでございます。

各種募金の取扱い、これにつきましては他市町の状況などを調べるなど、自治会負担の軽減を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 次に移ります。令和3年度より自治会ミーティングを実施されました。地域と行政のパートナーシップのもと、持続可能な地域づくりに向けた取組を進める一歩として、自治会ミーティングを実施されました。自治会の現状や課題についての教訓、今後の取組についてお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 先ほど議員からも御指摘のとおり、自治会の規模にかかわらず、役員の成り手不足や役員の負担の増大、活動のマンネリ化、さらには一部自治会からの脱退等の声を聞かせていただきました。自治会ミーティングを通じて、改めて各自治会が抱えておられる共通の課題等を認識しているところでございます。

一方で、どの自治会におかれても、現状の活動を維持すべく前向きに課題等に対峙されている役員の皆様の日々の活動に、町といたしましても改めて感謝申し上げる次第でございます。

とりわけ、令和5年度の自治会ミーティングでは、各自治会の自慢や誇りをはじめ、熱心に取り組まれている活動等もお聞かせいただき、他の自治会への横展開のほか、有益な情報の蓄積につながったと認識しております。

特に長野東自治会様には、今年4月の区長・総代会において、自治会向けの町補助金の有効な活用例に加え、自治会行事の工夫等についてもプレゼンをしていただきました。非常に分かりやすく自治会活動の見える化をされていたため、全自治会に向け御講演を頂き、参加された他の区長様に御理解を深めていただくという非常に有意義な時間を持っていただいたものでございます。

コロナ禍からアフターコロナという3年間における自治会ミーティングにより、課題等も含め、各自治会の活動状況等の情報をストックすることができました。

今後は、この情報を常に最新の情報にアップデートし、町内52の自治会に共有するとともに、好事例を横展開していただけるよう、各自治会活動の伴走者として行政の役割を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 次に最後ですけども、自治会を考える会、これも仮称なんですけど、立ち上げて、自分たちの地域は自分たちで守る、10年先の地域、自治会を考える意見交換会を実施できるようなことを行政も一緒に指導できないか、支援でき

ないかお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 町では、これまで区長・総代会の中から輪番で10名の区長様を選出して、幹事会と称して連絡調整会議を実施してきましたが、形式的な感がございました。この機会を町にとっても自治体にとってもより有意義な時間とすべく、令和5年度から自治会活動に関する意見交換を主目的とする会合に変更したものでございます。

自治会ミーティングで町が把握した課題や話題の提供、また自治会からの最新の取組を御報告いただくなど、それぞれの自治会における良い事例、悪い事例をざっくばらんにお話しいただき、改めて自身の自治会について考えていただく場になっているものと考えております。

自治会が抱える諸課題を一挙に解決する特効薬はなかなか見つからないかもしれませんが、こうした情報交換の場を重ねていくことで、少しずつでも自治会運営に関するノウハウ等を自治会と行政が共有し蓄積していけるものと考えます。

これらの取組の継続が、議員御提案の自治会を考える意見交換会につながるものと考えており、持続可能な自治会運営に向けまして、引き続き各自治会とのパートナーシップを強固なものにしてまいります。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 再質問します。小規模、中規模、大規模と、自治会により世帯数が大きく違います。人口規模による課題や問題点を挙げて取組をする必要があると思います。コロナ禍で自治会事業が中止されていましたが、今、一斉にまた事業再開に向けてスタートしてるんですが、なかなか役員さんも当時の役員さんとか今変わって経験もない、そういった中で新しいイベントをどうしたらいいかということでいろいろな模索をしていただいております。

そういった中で、各種イベントをどのようにして開始していくのか非常に難しい状況でありますので、だから行政としてもしっかりと、そこらは小さいところは、小規模、中規模、大規模一律に考えるんじゃなくて、それぞれの区に、自治会にふさわしい指導をお願いしたいと思うんですけど、それについての考えをお願いします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 自治会によって規模、また世帯数というのは異なっております。最も多いところで612世帯、少ないところでは10世帯というところもございます。それぞれ自治会運営は規模に応じて実施されているところがございます。共通してある課題といたしましては、自治会離れや担い手不足といったところがございます。規模によっては、抱える悩みというのは異なるところもございます。これまでも説明させていただいたとおりでございますが、画一的なそのルールでの支援では対応できない状況でもあるということも、自治会からの声として伺うことができます。

このような中で、コロナ禍で停滞してしまったその自治会活動を再開するということにつきましては、地域のつながりや絆を深めていただくことを目的として令和4年度に絆づくりの交付金というものを創設し、自治会独自の取組というものを始めていただくというきっかけづくりを行ったものでございます。

今後更に厳しくなる自治会運営に対しまして、その地域らしさを生かした自治会の維持について、地域の意見を更に伺いつつ、制度や仕組みといったものを見直し、伴走しながら支援していきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 最後ちょっと町長にお尋ねしたいんですけど、前段でも申し上げましたふるさと納税でもそうなんですけども、この自治会を考える会の（仮称）についても、やはり職員の能力を十分に発揮できるチャンスもあると思うんです。そしてまたそういう優秀な職員がいっぱいいらっしゃる。だからそういったものが発揮できるような土壌づくり、まずその愛荘町の土壌をしっかりと町長が築いていただきたい。そして能力のある職員をどんどんどんどんそういう、先ほど申し上げましたけども、スタートアップ事業にしようというふうなこの熱い思いをぜひ発信していただきたいと思うんですけど、町長の最後のコメントをお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。ふるさと納税の事柄に関しましても、村田議員大変熱心に、この事柄を以前より様々な御提案も頂いております。また今回も、現下のいろんなトレンド、社会的な部分も含めて大変子細に御質問いただきました。感謝を申し上げます。また、各字においてのこの自治会の運営ということ、本当に役員の皆様、区長様はじめ、大変熱心にまたお取組を頂いていると

いうことに、いつも深い感謝をしているものでございます。

この事柄に伴走していく町の職員のその能力を存分に発揮していくことが大変肝要であるということでおっしゃっていただきました。本当にそのとおりであるというようにも存じます。行政が、職員の皆さん本当に、意欲また意識高く取り組んでいただいています。各字さんからも出てくるいろんな要望であったり、しっかりこれを何とか結実したいという思いでしっかりと伴走もしながら、またこんなような考えはどうですかということのカウンターの提案ということもしてきておりますので、その部分ということとは恐らく、各字また区長さんのほうからも、しっかりよくやってくれてるねということの思いでいてくださっているとも存じますので、引き続き、職員の皆、本当に意欲を持って、また創意工夫を持ってやっておりますので、その事柄を町内の皆様、もちろん行政職員もそうですし、議会の皆様もそうでございますし、よくやっておるということでどんどん励ましていただくと、よりどんどん頑張っていけると思いますので、そんなようなことで共に進めていければというふうに存じます。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 厳しい採用試験を突破して、優秀な職員ばかりでございます。

だから、このまちを愛して職員としては奔走されますので、ぜひともそういった能力を十分に発揮していただけるような、くどいようですけども土壌をつくっていただきたい。先ほどウサギと亀の話をしましたけども、私は亀でいいと思うんです。ウサギはぴよんぴよん跳ねます。早いように思いますが、ウサギは半分以上寝ます。3分の2は寝るんです。あれ、ウサギはせわしなくてしゃあない。だから私らは寝てる間がないんです。だから亀のようにこつこつ高い目標を持って、そういう土壌をつくるのは町長の大きな私は仕事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 村西作雄君

○議長（森野 隆君） 一般質問を続けます。5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 5番、村西作雄。一般質問を行います。今回は3問質問させていただきます。

まず第1問でございます。町長就任2期目の公約に関連して、有村町長は2期目の

町長選に当たって愛着と誇りのまちづくり、つながりの醸成から持続可能なまちづくりと情報発信力の強化など8本の柱を据え、町民に具体の公約を示されました。

今回2期目に当たり、就任3年目の年度予算の消化もこの9月で半ばを過ぎ、いよいよ公約実現の仕上げとして来年度の当初予算の積み上げなど、ラストスパートの時期になってきました。

ここで、町民に約束されました前述の8本の大きなまちづくり公約の中の22項目にわたる具体の公約の中から、私が特に関心を持ち期待も寄せている次の2項目について、現在までの進捗状況と、残り1年での公約実現の意気込みをお聞かせ願いたいと思います。

まず1点目ですが、1番目の柱、愛着と誇りのまちづくり・つながりの醸成の中でうたわれている、豊かな自然環境を生かした町東部地域のにぎわいの創出について、新たな場所での事業展開として2期目3か年で年度ごとにどのような予算を計上し、どのような具体の実績を上げられたのかお示しいただくとともに、最終年度の来年度に向け公約の仕上げとしてどのような施策並びに予算規模を考えておられるのか、御教示願いたいと思います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 町東部地域のにぎわいの創出は、町にとって長く続くテーマです。少し歴史を遡る約50年前、旧秦荘町地区で土地改良事業の開発対象となっていた土地があります。普段の生活の中に古墳がのどかに存在していた景色を覚えておられる方もおられるかもしれません。当時、町においてはこの地に圃場整備という計画を持たれましたが、県議会に送っていただいていた今年90歳を迎えます私の父でもある有村國広は、この歴史、この古墳は残さねばならないと取組をいたしました。その地は今日の依智秦氏の里・古墳公園の地です。春の桜の頃になると、今も父母は小さな車に乗って古墳公園を訪れます。多くの方々にとっても心を癒やされる公園でもあると思います。秦氏からのつながりを、この地における歴史の歩みを、今日そして未来へバトンをつなげられて良かったと思っています。

さて、私も具体の地として、宇曾川ダムの周辺、竹原の梨園跡において、町民の誇りや喜びにつながる環境整備ということを目指してきました。

議員からは、恐らく進んでおらないだろうという思い、そして私はそのように記してもおりませんが、なぜか新たな場所とあえてお問いを頂いているものですが、新

たな場所はございません。また、年次予算にこの点のみで計上してきているところはございません。フラットに本件に関して共有をさせていただくことが建設的と存じますので、お伝えを申し上げます。

まず、竹原の梨園跡に関しては、竹原の住民の皆様も相当に思案と議論を重ねられた数年を歩んでこられました。青地、農地という制約のある中、しっかりと主体がいて、持続可能で皆にとって良い事業というものを行政が持ちうるのであれば、喜んで協力しようというお気持ちでもいてくださったと存じます。

しかし、特にコロナ禍の過重な業務負担を契機とした近年の愛荘町役場の限られた経営資源の中においては、残念ながら、町民の負担を新たに生むことがないような、また世間一般に対して競争力や持続可能性を具備できるような事業の構築には至りませんでした。そして現在、事業者による営農型の太陽光発電の設置が同地の有効活用として進められています。1つの形を地域の力で導いていかれたものです。

また、宇曾川ダム周辺の山比古湧水、右岸公園、ダム公園、観世音菩薩の滝、明治砂防などの地域も、改めてにぎわいの創出をしようという目的で、10名を優に超える関係課職員と今年の夏7月に、皆で額に汗しながら半日をかけて現地踏査をしております。

大きな期待と望みを持って臨んだわけですが、水道インフラ、道路インフラ、安全対策、防犯面、火気厳禁の運用、そしてそもそも土地が愛荘町の土地ではなく多くが東近江市の土地であることから、道路管理なども東近江市がされないと進まない、移譲を受けることも管理の面から現実的ではないなど、実際には多くの課題が横たわり、今日見えている景色、そしてトイレや駐車場などが、実際には様々な制約のもと最善な努力を重ねてこられている事柄であるということを改めてみんなの共有とするものでもありました。

まずは現下の状況をよりベターな状況に保全していく、運用面においても、特に夏に来られる方々にも心地よく、またトイレや駐車場を御利用の方々にも満足して使っただけの状態を維持することが、やはり重要との視点であります。

ダム建設を起工した時代であれば相当の投資は可能であったと存じますが、あれだけの広大な空間ですから、今日、特にハード面において充実した投資はなかなか難しいとは思いますが、今は体験価値や心地良さの価値というものが改めて注目されておりますので、創意工夫を巡らせていきたいと考えております。

今年の夏も県外ナンバーを含む多くの方々の、宇曾川ダム周辺はにぎわいました。秦川山生産森林組合の方々のお力添えもあり、フードトラックによる販売も人気でありました。新たな息吹をおつくりいただいております。引き続き建設的な機運を当地に頂けるように、多くの方々のお力も賜りたいと存じております。

現時点におきましては、町行政が直接的に投資する予算化の予定はございません。まずは、東部エリアのコア施設となる湖東三山館あいしょうの指定管理者による事業開始をはじめ、多くの幹線道路やスマートインターを一層良好につなぐ（仮称）湖東みらい線の計画化やラウンドアバウトの設置など、社会の基盤の整備を進めてまいります。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 私は、町長の4年間の2期目の公約について、どのような進捗になっているのか、あるいは今後1年間でどうするのかという質問をしているわけです。50年前の圃場整備の話、古墳公園の話なんか一切も聞いてないですよ。ましてや、あなたのお父さんの名前が出てきました。議場ではあんまり個人的な話とはいうようなことを町長答弁されてましたけど、以前に。これはいかなものでしょうかね。これで、このあなたの答弁見ると、お父さんが全てあの古墳公園を残してきたというような言い方ですけど、あの古墳公園というのは、当時の故川口半三郎町長、秦荘町長が、圃場整備を全域始めようということで古墳が出てきたということの中で、あなたのお父さんには協力を求めたか分かりませんが、あなたのお父さんがしたことではないということだけは言っておきます。

さて、このパンフレット、リーフレット、これを見てますと、4年間に私はこういうことをしていきたい、2期目にこういうことをしていきたいというふうに町民みんなは取ってますよ。それを何ですか。議員からは恐らくおられないという思い、そして私はそのように記してもおりませんが、なぜか新たな場所だと捉えてお答えいただいているものですがという言い回しですけども、これははっきりしときましょう。この公約、リーフレット、町民に約束したことは、今後2期目の4年間で私はこういうことをしたい、新たにこういうことに取り組みたいという町民への約束ですよ。議長、これが、それは捉えてないというふうに言うんでしたら、これだけ修正してもらってください。訂正してもらってください。そうじゃないと議論が進めません。

○議長（森野 隆君） 町長、それに対して何か答弁ございますか。

町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。あくまで村西議員の御質問の中に、新たな場所でのということの御記載を頂いておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） このリーフレット見てると、2期目の4年間で今後こういうことをしたいと言ってるんですよ、あなたは。それが新たな場所では取れないです、私らみんなは、町民は。そこをはっきりしといてください。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） この私の記した文書の中に、新たな土地にてということの記載がございますでしょうか。

○議長（森野 隆君） もう一度町長、大きなお声でお願いいたします。もう一度、町長。

○町長（有村国知君） 今ほど申し上げましたのは、私が記載しております資料の中に、新たな土地にて新たな地域にという記載はございません。ですので、それはあくまで村西議員がその観点でどうやということをお問いただいたものですから、新たな地点においてはございませんという事実を申し上げているものでございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 今の答弁は私は詭弁だと思います。誰でも町民が見たら、この2期目の4年間にこういうことをしたいというように言ってたら、頭からやっぱり新しいというふうに捉えてると思います。これは町民に対して、そういうふうに約束されたということを私らは感じているところです。

では、質問行きます。取り方の違いですけど、町長、それ言いかけたら、それ全部あれですよ、新たな取組を回避してるというふうには僕は取ってますけど、それは詭弁だと思いますので、時間がありませんので進みます。

東部地域のにぎわいの創出、現実ではやっぱりその答弁としては、3年間何もしてこなかった、そして来年度も何もできないというような答弁だったと思います。私は、この町民への約束が全く反故にされているということが私は明確になったというふうに思います。東部地域のにぎわいの創出の場所、ほんまに秦荘地域の住民はどこへどういうものをつくってくださにやろう、あるいは民の力を入れてこういうことをしてもらえるのやらかというふうな淡い期待を持ってたと思いますけれども、竹原梨園

跡地の利用について、私は令和2年3月議会で、町が中に入っごみ処理場が駄目になった後の利活用を考えるべきや、あるいは令和4年3月では、農用地であっても東近江市のサントリーフラワーズファームのような企業誘致も可能だというふうに提案もしてきました。町長は公約にもいの一に東部地域のにぎわいを掲げておきながら、私は言いつ放しだというふうに、今、理解しています。今は梨園の3分の2が太陽光発電に変わってしまいましたけれども、例えば農福連携と言われて久しいですが、福祉法人さんをお願いし、あそこで障がいを持つ方々が、あの梨園跡地で農産物を栽培し、生きがいも見いだすにぎわいがつくれたら、その仲介を町ができなかったのではないかと感じます。もちろん、現在の太陽光システムを竹原自治会も関与し、共同での地域雇用を進められるということで、全く否定するものではありませんが、そういった農福連携の活用もなかったのかなというふうに思います。今この席では福祉課長おられませんけれども、梨園を利用した、跡地を利用した農福連携の取組は課長の思いではなかったのかなというふうに思っています。

次なる東部地域のにぎわいの創出として、斧磨地区の安全、関西電力の山開発の問題、宇曾川上流右岸のロックフィルの宇曾川ダムを建設した際できた記念の森約7,000平米の活用、これについては後ほど上田議員や澤田議員が触れられますので特に私からは申しませんが、東部地域にはにぎわいをつくる候補地が数多くあります。先ほどの答弁で、東近江の関係が市の関係があって、例えば山比古湧水とか観世音菩薩の滝とかの活用も支障があるというような答弁でしたけれども、これも澤田議員がおっしゃってます、右岸道路が全て開通して自由に周回できたら、この記念の森というのももっとももっとにぎわいの場所の提供ができるのではないかなというふうに思っています。

最後に、数年前、閉鎖された金剛苑の活用です。数ヘクタールに及ぶ木々や、体験施設、駐車場、春には桜、秋には紅葉など、この施設の敷地を借りてすばらしい体験宿泊施設が生まれられないか、にぎわいの場所に再構築できないかというふうに感じます。町が全て運営するのではなく、企業、福祉法人等が運営するネットワークの中に町が入り、東部地域のにぎわいの公約の実現を進言をいたしたいと思います。ただ、来年度もあまり基本的な政策は考えておられないということでもありますけれども、このような活用についての町長の思いを聞かせていただきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。私の思いといたしましてでございますけれども、やっぱり東部地域という事柄、やっぱり自然環境ということをより大事にしていきたいということも思っております。また、行政が何かしら単体でやっていくというふうにしても、それは難しい、持続可能性のあるものにもなかなか得ない、社会に対してインパクトを与えるものにも行政単体ではなり得ない。そういう点では、民間の方々の関与、そして地域の方々のその情熱、またストーリーということがあって、初めてその地が磁力を持つものでございますので、この事柄ということは広く関係の、特に地域の方々とのディスカッション、そういう話をしていくプラットフォームということの中において方向ということを構築していくということが、長い視点で見たときにやはり重要だというふうに思っておるものでございます。

そういう点においては、地域の方々がやっぱり主体としても、俺たちも奮い立つぞと、一緒にやろうぜというところで、また民間のいろんなお知恵ということを構築、あざなっていくということが大事だというふうに思っているものでございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 今ほど、金剛苑の活用という提案をしましたがけれども、これについてどうですか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今、金剛苑様がどのような状況でいらっしゃるのかということとは、基本的に民間の事業体がお持ちでいらっしゃった土地だというふうにも存じております。その方々がどのようになさっているのかということは、現時点においても承知しているものでもございませんので、ここを核にしてということは想定はしにくいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 今の質問、最初の質問で、社会基盤の整備を今後進めていきたいというふうにおっしゃいましたが、私はもう社会基盤の整備をどうするぞということを聞いてませんので、申し添えておきます。

次に2点目ですが、5番目の柱、安全・安心、快適便利を支えるインフラの着実な整備でうたわれている植栽や芝生空間を増やすなどまちの心地良さの向上について、さきの質問と同じく新たな場所での事業展開として、この公約に関連する令和4年度からの毎年度予算と具体的実績、並びに来年度の施策と予算規模をお示し願います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 植栽や芝生空間等の整備など、町の心地良さの向上については、社会的にも大変関心を得ている分野であります。人間は環境の生き物でありますので、現在、そして今後も進む最適配置の事業の中においても、心地良さということを常にお届けするよう取り組んでまいります。

来年度に舗装をする本庁舎駐車場に関しても、住民様から見える愛知川栗田線に面した箇所に植栽の配置を計画しています。年度ごとの予算箇所等もお問いただいておりますが、単独の事柄ではなく各種事業と並行して心地良さの向上をお届けするエリアを生じていくというものであると考えております。

一方、具体としての芝生空間に関してですが、芝生が敷かれたスペースは視覚的にもまた身を置くに際しても心地良さを生み出し、町の魅力、磁力を更に引き出す可能性があり、中でも芝生空間の整備は、町なかの居心地の良さを生み出し、町の魅力、磁力をさらに引き出す可能性があり、ウォークアブルな空間の創出に寄与すると言われております。

そういった意味では、現在、取得に向けた調査及び交渉を行っている最中ですが、中山道沿いの旧日本生命愛知川支店跡地は大きな効果を発揮できる候補地ではないかと考えております。

新たなまちづくりの方向は、多様な人材の出会い、交流によるイノベーションの創出が不可欠でございます。現在、愛荘町観光協会様に施設運営に御尽力いただいております中山道愛知川宿街道交流館は、芝生空間を含めた一体的なエリアが完成した際には、中山道沿いの魅力、磁力が更に増進するものと認識しております。本件は土地の取得と連携するものでございますが、人の往来によって築かれた中山道の息吹を後世に伝えていきたいと思っております。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 今ほど植栽や芝生空間を増やすということの公約について答弁いただきました。結局、2期目の3か年間、町長としては何の取組もしてこなかった。そして、来年度以降、日本生命の跡地に更地にしてそういう芝生化を進めていきたいというような答弁やったかなというふうに思ってます。

私は、3年前の町長の2期目の公約リーフレットを拝見したとき、地球温暖化の防止や脱炭素化に向けて、いよいよ小さな町であっても動き出されるのかなというよう

な淡い期待を持っています。具体的には、国スポ・障スポ会場の秦荘グラウンドの天然芝生化、あるいは小学校グラウンドの芝生化なのか、想像もし期待もしておりました。しかし、3年間の施策を見る限り、そして私の、そして町民の期待は見事に裏切られたという思いを私自身はしています。

そういったことで、来年度、日本生命跡地のところを芝生化するということでありますけれども、私としては、2期目の段階でやっぱりもっともっと大きなプロジェクトとして、芝生化、植栽化という地球温暖化防止、脱炭素化の動きを少しでも進めてほしかったなど。できなくても、さきの東部のにぎわいの創出、あるいはこの芝生化でも、特に東部のにぎわいの創出は、この場所どうやろう、あの記念の森、宇曾川右岸どうして使えるやろうというような、やっぱり調査費ぐらいを見て、ちょっとでもやっぱり町民に、こういうことは開発できるか考えてるんやというぐらいの町長の動きを示してほしかったというような思いでいっぱいでございます。

それでは、続きまして2問目に入らせていただきます。

わたSHIGA輝く国スポアーチェリー競技リハーサル大会を終えてということで質問いたします。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポアーチェリー競技大会は、今年10月、秦荘グラウンドを会場に44年ぶりに同会場で開催されます。

去る7月20日から27日にわたり、そのリハーサル大会として第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会が秦荘グラウンドで開催されました。このリハーサル大会の準備から運営に至るまで、多くの町職員の皆さんや県アーチェリー協会の全面的なバックアップを受け、またおもてなしコーナーでも関係の皆さんの協力も得、酷暑の中129人の高校生選手は、毎年の近畿大会にない思い出に残る大会となり、十分個々の実力を発揮してくれたのではないかと感じています。大会運営関係の皆さんに改めて敬意を表すものであります。

さて、秦荘グラウンドの競技はアーチェリーの的をグラウンド西側に配し、選手は東側から矢を放つことや、グラウンド東側の駐車場をおもてなしエリアとして活用することなどは、来年の本番でも同様のレイアウトとされるところと考えますが、過去の国スポ・障スポ開催会場のように、通常、選手のシューティングラインの後方に設営される観覧席スペースが、グラウンドの東西幅が狭くて設置できず、本番での対応に不安を感じたのは私だけではないと思います。

さて、町長に伺います。1月のリハーサル大会を終えて課題も見えてきたと思いますが、それは後ほど開催推進室長に尋ねるとして、まずはリハーサル大会を終えての感想と来年10月の国スポ・障スポアーチェリー競技開催の意気込みをお聞きます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） リハーサル大会を終えて、私なりの感想をお答え申し上げます。

まず、両日ともに大変な酷暑の中で大会運営に御協力いただいた愛荘町実行委員会の皆様や滋賀県アーチェリー協会の皆様、高校生競技補助員、また大勢の町職員の皆さんの御貢献に大変感謝を申し上げる次第です。

アーチェリー競技はオリンピック種目に採用されている人気のスポーツであり、競技の勝敗は体力や技術だけではなく精神面も大きく影響します。当日は、近畿2府4県の高等学校のアーチェリー選手が日頃の練習の成果を精いっぱい発揮し、70メートル先にある直径122センチの的の中心を射ることに集中し競い合う姿に大変感動をいたしました。

また、おもてなしエリアでは、飲食、物販ブースをはじめ、アーチェリー競技や電動自転車体験、子供たちによるダンスパフォーマンス等の様々なイベントを実施いたしました。その効果もあり、大会役員、選手、監督、一般観覧者も含め1,000人を超える来場者となり、大変盛り上がったリハーサル大会であったと感じております。

次に、令和7年10月の国スポ・障スポ本大会に向けた意気込みについてでございます。

令和6年9月中を目途にそれぞれの専門部会を開催し、リハーサル大会での課題抽出や本大会に向けた取組内容について、各分野で専門的な議論を深めていくよう、現在準備を進めているところです。

特に国スポ・障スポ大会の開催に向けた機運醸成につきましては、町民の皆様、町内各企業の皆様、町内各団体の皆様など、町全体として一体的な盛り上がりが必要だと考えております。そのためには、様々な啓発活動を充実させるとともに、町民の皆様が愛荘町で開催して良かったと思ってもらえるように、関係者が一丸となって取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） さきの質問でも指摘をさせていただきましたけれども、国ス

ポ・障スポの開催を契機に、秦荘グラウンドはフェンス等を改修いただきましたが、町長の公約の芝生空間を増やすとの実行は進んでいません。町長は、さきの国体開催地の福井県、栃木県、鹿児島県、そして今年の佐賀県と、栃木県は教育長でしたが、視察に行かれ、どのアーチェリー会場も天然芝が張られたすばらしい会場であったと認識されていると思います。公約を実行する意味でも、今年度、秦荘グラウンドの芝生化を実現し、地球温暖化対策、脱炭素の動きを实践する考えはございませんか、お聞きします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） それぞれの先催地域も拝見して、それぞれにお持ちのいろんな資源ということを存分に活用されていらっしゃるなというふうにも思った次第でございます。村西議員が公約の実現というふうにおっしゃっていただいているんですけど、グラウンドの芝生化ということをお訴えするならそう書きますし、そう書いてないということは、それはなかなか難しいということが当然あるわけでございますので、それを公約の実現ということでおっしゃっていただくのは、ちょっと乖離があるかなというふうには存じながら拝聴しておりました。特にグラウンドの芝生化ということは、それは享受できるもの、見えるものは大変すてきだというふうには私も思う1人でございますけれども、その管理ということに関しては、本当に関係するセクション、組織、人、学校、仮に学校ということを想起してもそうでございますので、それがすばらしいからぜひやれ、やっといこうというふうにおっしゃっていただいても、なかなか管理を管轄する部局においての負荷ということは鑑みると、ちょっとなかなかそこに踏み込んでいくことが現時点においては非常に難しいというふうには捉まえておるものでもございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 次に、国スポ・障スポ開催推進室長に伺います。リハーサル大会を終えて、町民の協力と盛り上がり、駐車場、秦荘中の練習会場との移動手段、シャトルバス、会場レイアウト、宿舍の確保、おもてなしコーナーの運営、熱中症対策、ボランティアの確保等々、課題のあぶり出しと本番に向けての改善策があれば伺っておきます。

○議長（森野 隆君） 国スポ・障スポ開催推進室長。

○生涯学習課長兼国スポ・障スポ開催推進室長（水谷徹也君） リハーサル大会を終

えての課題について、まず移動手段に関しましては、会場内に来場者駐車場を確保できないことから、選手、監督及び一般来場者は役場両庁舎及びラポール秦荘からシャトルバスを運行し、会場までの輸送を実施いたしました。

しかしながら、7月20日の急な天候の変化や21日の競技に係る機器の不具合による競技進行の遅延から、選手監督に関しては帰りのシャトルバスの時間変更や乗り場の変更を余儀なくされたことなど、来年度の本大会に向けた改善点が見受けられたところでございます。

次に、様々な団体の御協力により運営をいたしましたおもてなしエリアについてでございます。大勢の来場者で盛り上がっておりましたが、7月20日の天候の急変により、飲食ブースや体験エリアの入込み客数が伸び悩んだと感じております。

次に、熱中症対策についてでございます。会場内におもてなしドリンクコーナーを設け、来場者に無料でオリジナルペットボトル水と塩分タブレットを配布いたしました。また、選手、監督にはオリジナルペットボトル水のほか、スポーツドリンクや野菜ジュース等を配布し、万全の対策を講じました。それでも3人の選手が熱中症にりましたが、医師等の迅速な対応で重篤な症状は免れたところでございます。

次に、競技運営ボランティアの確保についてでございます。愛知高等学校アーチェリー部をはじめ、27名の高校生に御参加を頂き、大変な酷暑の中、運営補助員として御尽力を頂きました。

次に、会場レイアウトでございます。議員御指摘の会場内における観覧席スペースの確保に関しましては、リハーサル大会では設置をしなかった仮設による一般観覧席を、本大会では選手控えテント後方スペースに設置可能であると考えております。

次に、選手、監督の宿舎の確保については、リハーサル大会では近隣で確保することができましたが、本大会では宿泊先が点在する可能性があり、バス輸送がより複雑化していくと予想をしております。

課題の最後といたしまして、町民の皆様の協力と盛り上がりについてでございます。開催通知の町内全戸配布、近隣市町への新聞折り込み、公式ホームページ、SNSでの周知、学校園及び自治会へのポスター配布等を行ったことで、想定人数を超える来場者がありました。このことから、より多くの方にお越しいただくためには、来年度の本大会ではさらなる周知が必要であると考えております。

次に、来年度の本大会に向けての改善策についてでございます。今回実施をいたし

ましたリハーサル大会の課題や問題点を抽出し、令和6年9月に実施をする各専門部会において、それぞれ専門的な視点から十分な議論を進めてまいります。

特に、輸送交通につきましては、リハーサル大会でのバス輸送実証実験を生かし、さらなる駐車スペースや動線の確保を検討し、全国から本町に来訪される方々に対しスムーズな輸送ができるよう調整をしております。

また、国スポ・障スポ大会を盛り上げるためには、地域、学校、団体等の多様な主体と連携、協力しながら地域を挙げて取り組むことが不可欠であると考えております。一般運営ボランティアの確保や企業協賛、滋賀県と連携して実施する花いっぱい運動やのぼり旗の製作等、先催県の事例などを踏まえ、調査・研究しながら具体的な施策について議論し、大会成功に向けた町全体としての機運醸成に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 大会運営に関することについては、専門部会なり、推進室、原課でいろいろ考えていただけるんだと思いますけれども、私は選手の歓迎の心や町民の協力と盛り上がりについて、幾つか提言したいと思います。

1つ目は、矢取地蔵尊であります。100発100中の矢取地蔵を大会期間中、特別開帳いただき、選手団に試合前に拝観いただけたらどうでしょうか。同時に、矢取地蔵グッズの販売もありだと思います。願わくば、矢取地蔵尊が全国のアーチェリー選手の聖地として、愛荘町での国スポ・障スポ開催を契機に認知されれば素晴らしい地域おこしにつながるのではないかと思います。

2つ目は、花いっぱい運動の推進であります。リハーサルでは、悲しいかな、フラワーポットが2個、寂しい限りでありました。そこで、町民の希望の皆さんに来春、大会シールを張ったフラワーポットと花苗を配布し、10月までオーナー制度として育ててもらい、国スポ開催地にそのポットを会場にお借りする、そうすることにより、町民の国スポ・障スポの開催機運の醸成と選手への歓迎心も生まれるのではないのでしょうか。また、大会が終われば栽培者に返還し、ポットも再利用してもらうことも可能だと思います。

3つ目は、Tシャツのあっせんです。町内各種団体や町民の皆さんにTシャツを半額程度であっせんし、団体や地域の活動地に来てもらい、機運醸成を図ってはどうか。

4つ目は、町内防犯灯の活用であります。町内には防犯灯が1,360基あると聞き及びますが、その全てにとは申しませんが、せめて秦荘グラウンド周辺や会場から練習会場の秦荘中までの防犯灯に幸い日本の小旗が挿せることから、国スポ旗と町旗の小旗を作り、選手団に歓迎の気持ちを表したらどうでしょうか。

5つ目は、愛荘の児童・生徒たちへの国スポ・障スポの体験であります。もちろん約50年に1回の国スポ開催、ぜひとも当日、子供たちの演技での参画や観覧で国スポ・障スポについてのアーチェリー競技の体験学習を進めていただきたいと思います。

本案について、町長または教育長のお考えを頂いておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今ほど、それぞれ具体的な考えということをお話いただきました。どういうことが早期しうるか、できるかというところ、それぞれに担当課においても取組を進めているものがございます。現実的なところとしてできるところ、また関係の方々ということもおられますので、引き続き何ができるかというところの検討を進めてまいるものと存じております。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、来年に開かれます国スポ・障スポ大会は約50年に1回ということで、本当に子供たちにとっても貴重な機会であるというふうに考えております。既に各校園長、あるいはその関係者には、その機会を単に見学するというような消極的なものではなしに、参加、参画、そして交流、あるいは発信する、そういうような機会にしていきたいということで、何ができるかというようなことでの検討を進めているところでございます。折しも、ちょうどこの来年の国スポ大会の開催の時期が小学校の運動会と重なっておると、重なる可能性があるということでございましたので、その辺の来年度に限っての日程変更等もう既に変更を各小学校予定をしております、万全の体制で子供たちが思う存分関わっていけるように環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） それでは、最後の質問に行きます。今回、リハーサル大会の開催に当たり、防矢ネットやテント、仮設トイレなど多くが仮設で整備されました。仮設経費にあっては、本番も含め従来より県から補助を頂けるとの説明でありました

が、その仮設経費の総額と県等の補助額について、推進室長の説明を求めます。

○議長（森野 隆君） 国スポ・障スポ開催推進室長。

○生涯学習課長兼国スポ・障スポ開催推進室長（水谷徹也君） 今年度実施をいたしましたリハーサル大会の仮設経費総額につきましては、会場運営及び撤去業務を含め3,850万円となります。また、滋賀県の支援額につきましては、国スポ・障スポ市町競技施設整備費補助金として894万6,000円、国スポ競技別リハーサル大会運営費補助金として1,465万8,000円の交付決定を頂いたところでございます。市町競技施設整備費補助金は仮設経費に係る補助金であり、大会運営費補助金は仮設経費の一部に加え、競技役員等の交通費や宿泊費、物品借上料などの競技運営に係る補助金でございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） それでは、推進室長に最後伺っておきます。リハーサル大会に比べて、国スポ・障スポの開催規模は、選手団も含めどの程度の規模を想定しているのか。また、大会運営費もどのぐらいを想定し、町の持ち出しはいかほどぐらいと考えておられるか答弁願います。

○議長（森野 隆君） 国スポ・障スポ開催推進室長。

○生涯学習課長兼国スポ・障スポ開催推進室長（水谷徹也君） 本大会のニーズ想定でございますけれども、今回のリハーサル大会は高校生の近畿大会を兼ねておりましたので、来年の本大会での規模はなかなか想定はしにくいんでございますけれども、先催県やアーチェリー協会等の情報から想定した人数につきましては、選手、監督で約リハーサル大会の1.8倍程度、また全体来場者につきましても1日当たりリハーサルの1.7倍ほどの1日約1,700人程度と予想をしております。

また、本大会の予算でございますけれども、今のところは1億5,000万から2億程度の全体予算になろうかと思っておりますけれども、約半分程度、50%程度の県補助金を見込んでいるところでございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 来年度、約2億円のうち1億円ぐらいは持ち出しせんなんかというような答弁やったと思います。先ほども、教育長は50年に一遍の国スポ・障スポを子供たちに体験もさせたいしというような答弁も頂きましたけれど、決してこの持ち出し金が無駄にならないように積極的に推進をお願いしたいと思います。そ

れも、やっぱりまちの盛り上がり、まちの存在感、そういったものをこの国スポで生かしてほしいと思うんですけれども、私は令和4年12月議会、やっぱりこうした50年に一遍の国スポをするんやったら専門家が必要、生涯学習課の兼務やなくて専門家が必要でないかというような質疑をしましたけれども、町長では所管換えでなく現状の体制を充実して取り組むと答弁を頂きました。すなわち、教育委員会、生涯学習課での兼務体制であります。しかし、ここはやっぱりあと1年ちょっとでありますけれども、教育委員会でも結構ですけれども、教育委員会でやっぱり定数を増やしてもらって教育委員会に専門家をつくって、そしてしっかりとこの国スポ・障スポを支えていただきたいというふうに思っておりますけれども、今後もその教育委員会への定員増、さらには教育委員会の専門家設置は考えておられないのか、考えを聞いておきます。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。私のほうからちょっとお答えをさせていただきます。リハーサル大会が無事に終わりました。その中で課題もたくさんございました。そういった中で、職員または今後の本大会に向けての人員について、今現在は御承知のように生涯学習課の中に室を置きまして、過去3年間増員もさせていただいている中で対応させていただいているというようなところでございます。それと、兼務の職員を配置させていただきながら、この室の運営をさせていただいているところでございます。

本大会に向けまして、今、人事の部分も含めて室長のほうからも御相談のほうを頂いております、今後どういった方向で、今後臨時ヒアリングもございますし、そういった中で組織のほうをどういうふうに立て直すというか、しっかりと対応できるようにするかというところについては議論していきたいと思っております。ただ、兼務していただいている職員につきましては、やっぱり先催県への研修視察、それとすぐノウハウを今まで持っておりますので、そういったところにつきましては引き続きお願いすることになると思っておりますけれども、総合的に今後、人事につきましては考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 総務政策監から、ここを充実してというようなお話だったんですけど、私も昔、職員でしたので、兼務でいろんな仕事をさせていただきました。

ですけど、悲しいかな自分の本来の仕事があって、週1日か、1か月に何日か分かりませんが、その兼務の仕事をする。こういう国スポ・障スポにしたいな、こういうことをもうちょっとやったら盛り上がるなどかいう、輸送とか宿泊とか環境衛生とかいろんな兼務の職員がおられるんだと思いますけれども、どうしてもやっぱり躊躇するわけですね。これ言うたら、全部僕のところへ跳ね返ってくる、兼務の私に跳ね返ってくる。こういうええことがあんなやけど、これ言うたらまたまた僕の負担が大きくなるなどというようなことは確かにあると思うんですよ。そういった意味から言うと、やっぱり専門家をつくって、専門の原課をつくって、そして専門の職員がある程度の方向を決めていく、そういったこともしたほうが、より一層実のある大会になるのではないかなというような思いでおりますので、再度この件についての意気込みをお聞きしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） いろいろとありがとうございます。室の室員からもいろいろとお話を聞かせていただいている中で、やっぱりもう少し踏み込んでやっていきたいというようなところも聞いたりもしております。先ほども言わせていただきましたけれども、総合的に考えての話になりますけれども、やっぱり一番ネックになっていますのが、今の人員確保ということです。職員の確保はなかなか今、全国的にも公務員の成り手不足というところもございますので、御承知のように兼務というのが政策監、課長、そういったところも出てきておりますので、そういったところを含めて今後、執行体制、人事ヒアリング等を行っていく中で、慎重に進めてまいりたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） それでは、3番目の質問に行います。住民票の町長による職権消除事案についてお伺いします。

住民基本台帳法では、住民票の記載、消除または記載の修正は、届出に基づき、または職権で行うものとされています。また、同法施行令では第8条で、町長は、その町の住民基本台帳に記録されている者が転出をし又は死亡したとき、その他その者についてその町の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票を消除しなければならないとされています。

ここで住民課長に伺います。前述のとおり、住民基本台帳では居住の実態のない者

の住民票は届出以外、町長の職権で削除すべきとされていますが、その実態調査は愛
荘町住民実態調査実施要領に基づき、住民課職員を調査員として慎重な調査を行い、
居住の実態がないと明らかになった場合、職権削除に至ることになります。

そこで、過去5年間で住民票の職権削除の疑いにより実態調査をした件数を年度ご
とに伺います。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 過去5年間に実態調査を実施した調査件数は、令和元年
度は16件、令和2年度は6件、令和3年度は12件、令和4年度は5件、令和5年
度は2件でございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 次に、実態調査した件数のうち、実際に職権削除した件数を
年度ごとに伺っておきます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 過去5年間に実態調査により職権削除を行った件数は、
令和元年度は11件、令和2年度は2件、令和3年度は6件、令和4年度は0件、令
和5年度は2件でございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） それでは、再質問を行います。住民票を町長の職権により消
除するにはしっかりと実態調査により行われるべきであります。その調査対象
者は、町の住民実態調査実施要領によると、次の方々が対象となります。

1つ目に、住民から届出があった場合においてその届出が事実と反する疑いがある
場合、2つ目に、町長がその責務を管理執行するに当たりまたは委員会等他の行政機
関から通知もしくは通報を受けた場合において住民票の記載事項に事実と反する疑い
がある場合、3番目に、不在申立てがあった場合、4つ目に、町長が特に必要と認め
た場合とありますが、どの事由により実態調査したのか、また実際に職権削除したの
か、過去5年間に遡り、年度ごとにその事由をお伺いしておきます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 過去5年間に実態調査を実施した事案ごとの調査件数及
び職権削除件数につきましては、愛荘町の住民実態調査実施要領というのがございま
して、そちらの2条の第2項で、町長がその責務を管理執行するに当たり、または委

員会等、ほかの行政機関から通知もしくは通報を受けた場合において、住民票の記載事項に事実と反する疑いがある場合というのがございます。そちらのほうが、令和元年度が調査件数が15件で、職権削除の件数が10件、令和2年度につきましては調査件数が5件で、職権削除の件数が1件、令和3年度は調査件数が11件で、職権削除の件数が8件です。令和4年度が調査件数が5件で、職権削除の件数がゼロ件でございます。令和5年度は調査件数がゼロ件となっております。

次に、実施要領の第2条第3号ですけれども、そちらのほうが不在申立てがあった場合となっております。こちらのほうにつきましては、令和元年度が調査件数が1件で、職権削除の件数が1件でございます。令和2年度は調査件数が1件で、職権削除の件数が1件です。令和3年度が調査件数が1件で、削除件数が1件でございます。令和4年度は調査件数がゼロで、令和5年度が調査件数が2件で、職権削除の件数が2件となっております。また、実施要領第2条第1項の住民から届出があった場合において、その届出が事実と反する疑いがある場合と、4号の町長が特に必要と認めた場合につきましては実施はしておりません。

以上です。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 再質問を行います。住民基本台帳法では、住所が変わったときは14日以内に市区町村に転入転出を届出なければならないと規定されています。正当な理由がなくて、台帳法第22条から24条までまたは25条に規定する届出をしない場合、5万円以下の過料に処するとされています。正当な理由とは、病気、震災や風水害等不可抗力による届出ができない場合が挙げられます。住民票の職権削除は、本来ならば届出義務者が届出なければならない転入転出転居届を怠っていることが原因で、住民基本台帳と実態が一致していない状態を町長職権で住民票を削除することで、住民基本台帳と実態を一致させ、住民票の正確性を保つためのものです。

一方、虚偽の住所地の届出であります。これは届出義務者が届出を怠っているわけではなく、届出内容に偽りがあるということになります。実際に居住実態がないにもかかわらず、居住していると偽って届出する場合です。この場合も、実態調査によりその実態が明らかになれば、町長職権により住民票が削除されます。住民票は住民の権利義務に関する公正証書の原本ですので、虚偽の届出をした者は、刑法第157条に基づいて公正証書等不実記載とされ、懲役または罰金が重ねられるとされています。

具体的には、公務員に対し虚偽の申立てをし、登記簿、戸籍簿、その他権利義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、または権利義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせる犯罪です。この刑事罰で特に違法性、有責性のある場合と認められれば、5年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。そうでない場合も、住民基本台帳法52条では、出除罰として5万円以下の過料が科せられます。町長は虚偽の住所地の届出について、刑法により懲役または罰金または基本台帳法で過料が科せられることは御存じでしたか。伺っておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） その仔細に過料がどのように科されるか等々ということに関して承知しているものでもございません。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 最後のほう聞こえなかったです。

○議長（森野 隆君） はい。私も聞こえませんでした。もう少し声を張って発言をお願いいたします。

町長。

○町長（有村国知君） どのような状況においてどのような金額の過料が課せられるということまでも承知しているものでもございませんというふうに申し上げました。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 知らなかったという答えで良かったですね。分かりました。

住所地の届出は大変重要なことで、例えば職員が東近江市の職員と米原市に居住する職員が2人で東京へ日帰り出張したとします。そうすると、米原市の職員は朝早いので、この愛荘町に来ずに直接、米原駅へ行きます。そして、東近江市の職員も直接、米原駅へ行きます。帰りは夜遅くなったので、米原市の職員は直接、米原市に入ります。庁舎へ寄りません。東近江市の職員は、米原駅から東近江市へ帰ります。そうした場合に、旅費の陸路としては、米原市の職員は愛荘町と米原駅まではカウントされない。そして、東近江市の職員は、愛荘庁舎から米原駅までの陸路はカウントされる。そういうことで、基本的に、経営戦略課長、旅費の計上の関係はいいんですね。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

旅費の計算方法につきましては、実態に即したというところでございます。議員お

っしやられるように、朝、直接行かれる、例えば今、米原の例を出されましたけども、米原から東京へ行く場合の米原駅までという部分につきましてはその行程の部分ですし、そしてまた今、例を出されました東近江市の場合という部分については、その部分で今、この愛知川庁舎勤務ということであればそこを経由してという部分で、勤務先までの部分は出ませんが、ここからの出張旅費としての部分は計算して支給しておるといふ形で、旅費の規定に基づいて実施しておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 続いて、住民課長に最後にお聞きします。虚偽の住所地の届出は、該当本人は実際ここには居住していませんとの申出はされないと思いますが、誰からどうした申出がされれば実態調査し、その申出が正しければ住民票の職権消除まで至るのかというふうに思います。

そこで、ささの町の住民実態調査実施要領では、第2条第3号に不在申立てがあった場合実態調査するとあり、第5条では住民基本台帳に係る調査及び措置が必要と認めるものは不在申立処理参考資料を添付して町長に申立てをするものとするとなっておりますが、その不在申立ては誰からでも受け付けると解してよろしいか伺っておきます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 愛荘町住民実態調査実施要領第2条第3号の不在申立てがあった場合の不在申立てにつきましては、申立人になれる人を特に限定はしておりません。このことから、いずれの方からにおいても申立てに対しても受付については行うことができるということになっております。なお、過去5年間の本町の申立てにつきましては、御家族、同居人、家主からとなっております。第三者からの申出についてはございません。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） ありがとうございます。時間がまいりましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開を11時25分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時25分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会放映システムを御覧の皆様にお伝えいたします。現在、議会放映システムの不都合により、一部映像が映らない状況となっております。御了解賜りますようお願いいたします。また、議員の皆様をお願い申し上げます。再質問は、あくまでも1回目の質問に疑義が生じた部分に対し、その疑義を解消するために問いただく質問であることを御注意願います。

◇ 中川喜代和君

○議長（森野 隆君） それでは一般質問を続けます。3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 3番、中川喜代和です。最初に、台風10号にて各地で被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。大きく3問の質問を行います。1問目は巨大地震に備えた災害に強いインフラ整備と町民の対策意識を高める方策、2問目は児童・生徒の命を守る通学路や生活道路の安全確保について、3問目は少年犯罪の凶悪化をどう分析しどのように対策するのか、この3問について行います。

それでは最初の質問に入ります。一問一答でお願いをいたします。

巨大地震に備えた災害に強いインフラ整備と町民の対策意識を高める方策についてお伺いします。

宮崎県南部地震後、気象庁は南海トラフ巨大地震の発生可能性が平常時に比べ相対的に高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報を8月8日に発表しました。南海トラフ地震が発生すれば、本町においても大きな被害が想定されています。そこで、南海トラフ地震が発生すると想定し、次の4点の質問について説明をお願いします。

1点目、南海トラフ地震が発生し最悪の被害状況を想定すると、水インフラの物理的な被害状況と、それが及ぼす避難生活への支障はどの程度だと想定しているのか、説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 滋賀県の地震被害想定によりますと、南海トラフ地震発生時には愛荘町は最大震度6弱となり、避難所生活者は発災1週間後に最大の744人となり、親戚宅等への避難を加えると避難生活者は1,489人になると予想されています。

一方、同じ想定において、町内水道の断水人口は、地震発生直後に8,698人、断水率は43%となり、道路被害や停電、燃料の不足等で初動の混乱が予想されます。しかしながら、1週間後には仮設給水栓により断水率は18%まで低下、1か月後には管路の復旧と各戸給水栓の設置が進み断水率は1%となる予想で、巨大地震に見舞われた場合でも、国やライフライン関係機関の広域連携により、およそ1か月で通常の生活レベルの給水が可能になると見込んでいます。

下水道施設につきましては、県の積算指針に基づき重要な完成の耐震化を実施しており、一部に破損が発生した場合にも、速やかに下水道管としての機能が果たせるよう対策しています。

愛知郡水道事務所におきましても、水道施設耐震工法指針で定めた地震への対応基準に基づき、浄水場と配水地は100%、水道本管は24%の耐震化を完了しています。また、自家発電設備を備えるなど、基幹的な水道施設の安全を確保しています。

水インフラは生活や社会経済活動に不可欠であることから、水の供給が止まった場合は、町はまず災害備蓄の飲料水を提供いたします。また、当町と東近江市で構成する愛知郡広域行政組合も、さきの能登半島地震発生の後、給水車と人員を派遣いたしました。同様に公益社団法人日本水道協会が手配する給水車や、災害相互応援協定を結んでいる民間業者によっていち早く応急給水体制を整備します。また、愛知上水道工事組合に協力を要請したり、他の地下埋設施設の管理者と相互に連携したりして早期に復旧を図り、住民生活の支障を最小化できるよう対策を進めてまいります。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。ちょっと再質をさせていただきます。政府は水に関する施策の方向性を定めています。水循環基本計画を改定し、能登半島地震を教訓に、上下水道の耐震化や地下水、湧き水の活用に取り組み、災害に強いインフラ整備を推進すると明記して、人口が減る中、自治体が運営する上下水道事業の再構築も重点課題と位置づけしました。そして、対象期間は今年度24年度から5か年としております。能登半島地震では、浄水場や水道管が壊れるなどして断水が長引き、不便な生活を強いられ、水インフラの耐震化は十分とは言えないとも指摘しております。また、大規模な災害、停電が起きても最低限の機能を確保するため、耐震化や浸水対策、先ほども答弁もらいましたが、自家発電設備の設置、地下水、湧き水の利用を進めるとしてはいますが、我が町愛荘町の見解をお聞かせください。

○議長（森野 隆君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君）　　お答えいたします。上水道事務所等々、水道のインフラの整備に関しまして、順次耐震化を進めているということで、さきにも御答弁申し上げました。その内容につきましては、やはり更新を迎えた水道管路が中心になるということで、急激な耐震化工事の進展というのはなかなか難しいといったところでございます。ただし、こういう議員の御提案いただきました水循環の再構築事業ですとか、そういった先進的な取組が今、研究なされているということも伺っております。地下水、湧き水に関しましては、町の地域防災計画の中にもその利用を、生活用水として利用していくということで当初から計画がございまして、飲料水というところでは、応急給水のほうを先ほども進めるということで申し上げました。やはり生活用水というところではなかなかスポットが当たらないので、その地下水、湧き水に関しましても調査をこれから進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（森野 隆君）　　3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君）　　どうぞよろしくお願ひします。

2点目に移ります。巨大地震に備える町民の意識を行政はどのように捉えているのか、また個々人の対策は具体的にはどこまで進んでいると捉えているのか、説明をお願いします。

○議長（森野 隆君）　　町長。

○町長（有村国知君）　　地震調査研究推進本部地震調査委員会によりますと、南海トラフ地震はマグニチュード8から9クラスの地震が30年以内に70%から80%の確率で発生すると予測されています。今年1月の能登半島地震があり、8月には南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が初めて発表されましたが、頻発する地震のニュースから他人事ではないと、災害への関心を高めている方も少なくないと思います。

町では自治会の御希望に合わせて防災に係る出前講座を実施しており、令和5年度は24団体、1,200名を対象に実施いたしました。今年度は開催予定も含めると8月末時点で14団体となっており、町民の方々の防災に向ける意識は大変高くなっていると捉えています。

個人の防災対策につきましては町では調査しておりませんが、出前講座の際に避難場所や避難経路、家族の連絡方法の確認、家具の固定、薬や小銭、ミルク、おむつ、

生理用品など、非常用持ち出し品の準備、食品、飲料のローリングストックなど、それぞれの事前の備えを自助の取組としてお願いしているところであり、引き続き啓発を続けていきたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 3点目に入ります。今後、町内各自治会と連携した巨大地震に備える町民の対策意識を高める取組の計画はなされているのか、町の見解をお伺いします。また、計画されているのであれば、取組の内容と実施方法について簡単に説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 町では、南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づきまして、南海トラフ地震防災対策推進計画を策定しております。この計画では、広範囲の地震被害に対する関係機関の連携協力や施設の耐震化、地域住民等の円滑な避難に必要となる措置等を規定するとともに、地域の自主防災体制との協調を目的とした防災訓練や、地域住民や児童、生徒、教職員等に対し、地震の被害想定や避難行動、生活必需品の備蓄などの防災教育を、各種集会など地域の実情に合わせて実践的に行うこととしています。

この計画を受け、町は自治会や企業など関係機関と連携し、地域単位、職場単位など、地域の実態に応じたより実践的な防災教育を進めています。まず防災訓練では、参加する個人や種集落が災害時に自主的に行動できるよう体験型の訓練を用意しています。また、出前講座においては、個人での備えに加え、地域全体の防災力を高める取組事例を説明しております。

さらに今年度は、町、県、防災士がチームで支援する地区防災計画策定支援事業により、町内2つの自治会に集落の実態に合わせた防災の指針として地区防災計画の策定に取り組んでいただいております。防災に対する課題は地域ごとに異なりますので、このような地域密着、地域主導の防災対策を進めてまいりたいと考えております。

一方、大規模災害の発生直後は、公的な支援や救助が地域まで届きにくくなる事態が予想されます。地域全体で逃げ遅れによる犠牲をなくすため、自ら避難することが困難な避難行動要支援者を含めた防災訓練を各地域でお取り組みいただいております。その一例といたしまして、隣組で高齢者を支援する避難訓練や、地域の高齢者と要配慮者施設利用者が合同で避難する訓練が各自治会で実施されていますほか、町社会福

社協議会による子ども防災教室、老人クラブ会員の防災研修など、多彩な方々を対象とした防災教育が進められています。町では、こうした優良事例を町広報で御紹介し取組をさらに広げたいと考えており、今後も計画に基づき地域で助け合う共助の取組の推進を図ってまいります。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 再質問させていただきます。南海トラフ地震臨時情報を2019年運用開始し、今年初めて出されました。日常生活をしてくださいと、本来すべきチェック、備えを確認してください。私の家族と我が家をどうするか、みんながやれば被害は減る、どこにいても地震の備えをしておくことが大切だと思います。

そこで、耐震基準、耐震等級、耐震化率、地震地域係数は、町の基準を教えてください。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 耐震化についての御答弁申し上げます。愛荘町の過去の耐震に係る実施件数でございますが、まず過去3年間で木造住宅の耐震派遣事業につきましては、令和3年度2件、令和4年度は3件、令和5年度は3件となっております。助成対象経費は1棟当たり5万2,000円を上限としまして、申込み1件当たり1棟までとしております。申請者の負担はございません。財源は国2分の1、県と町が4分の1となっております。

また、木造住宅の改修補強案の作成事業でございますが、令和3年度は2件、令和4年度は3件、令和5年度は3件となっております。助成対象経費は1棟当たり8万4,000円を上限とし、申込み1件当たり1棟までとなっております。申請者の負担は同じくございません。財源も派遣事業と同様でございます。そのほかブロック塀等の安全対策事業費補助金がございますが、こちらにつきましては令和3年度1件、令和4年度は1件、令和5年度は0件となっております。助成対象経費は、その経費の3分の2以内で10万円を限度とされています。なお、1,000円未満の端数を切捨て、申請者の負担は同じくございません。財源も同じく、木造の耐震診断補強案と同様で、国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。ここ数年、実績など考慮等してございまして、予算計上のほうは順次してまいります。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） もう再々質問行きます。地域全体の耐震化を進める自治体の例をちょっと説明させていただきます。これは高知県でこういうことをやっておられます。自己負担ゼロの改修、町の政策で命を必ず守るということです。犠牲者をゼロにするために次にどういう手を打ったらいいのかを考え、耐震化を強く進めていきたいとの試みです。まず、低コスト工法、壁の改修工事です。壁のところにアルミ棒を取り付けて上から板を張りつける、補強することです。この工事は結局、昔風の建物ですと、土なんで土壁が全部埃となるので、その家の人にも迷惑かからないということらしいです。その工法を地元の工務店向けの低コスト工法の講習会を、低コスト工法を開発した専門家を招いて、地元の業者がコスト工法をできるように技術移転をしたそうです。地震で被害を受けた家でもすぐに修理できる、まちぐるみの育てることですね。

こういう取組の事例もありますけれども、先ほど耐震基準とか耐震等級、そして耐震化率をお聞きしました。取組のこともお聞きしました。しかし、改修になると物すごい多分金が、コストがかかると思うんです。私の調べたところでは、今まで改修が100万円から150万円程度で済んだかもわかりませんが、今はもう人件費とか材料とか工事費が物価高騰で上がっていますので、今、200万から300万程度だと思います。そして、補助金のほうも先ほど伺いましたけども、これ診断だけで大体30万円ぐらいかかるようなことを聞いております。改修にしても、大体今さっき言いましたけど200から300、これまた高齢者にも優遇をしていただきたい。なぜかという、高齢者世帯が多いんで、空き家が多いということです。そういうことで、また屋根瓦が多いんで、瓦も結局、繊維強化プラスチック製の瓦に替えると、それだけ耐震化率が上がるということみたいなんです、そういうような取組は考えておられませんか。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 今ほどの御質問に答弁いたします。いろいろな全国で事例があるところを御紹介いただいております。本町としても、取り組みやすい分であったりとか、いろいろハードルが高い取組であったりとかはするんですが、そうした中で先ほども申し上げましたように、今のところ木造の耐震診断の派遣、改修補強案、それから改修またブロック塀の安全対策についての補助金のほうを交付させていただいております。この財源も、先ほども申し上げましたが、国・県ま

た町という形で負担のほうしておりまして、そうした課題につきましてはやはり全国的な課題だというふうにも認識しておりますので、そういったところは本町だけで取り組むのではなく、県下、全国的な課題として取り組まなければならないというふうに考えておりますし、またその中で本町の耐震化率が低いという部分に関しましては、こういった形でそうした制度を利用させていただいて改修に、まだ旧耐震基準でお住まいされておられる方々については改修につなげていただくかというのを考えていかなければならないというふうには考えております。

具体的な町としての役割としましては、やはり普及啓発を図ることとして、パンフレットの設置や広報等による啓発、情報の提供等を行い、実務的には耐震診断補強案の作成、改修、ブロック塀の補助金の交付により耐震化の後押しをしていくというところかなというふうに考えております。今年度も、地震対策につきましては、また滋賀県の湖国住まいまちづくり推進協議会と連携をしまして地震対策についてのセミナー等も予定をしておりますので、そうしたところでもしっかりと今お住まいの建物が安全かどうかという部分も含めまして、いま一度地震対策を考えていただく機会として捉まえていただけたらなというふうに考えておりますので、引き続き町ができる取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 出前講座等も利用されて住民の方々に周知してやってください。

4点目に移ります。酷暑での避難生活を想定した対策として、町内避難所に指定された施設の設備の状況について報告をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 現在、町の地域防災計画では、指定避難所として各小中学校6校をはじめ、つくし保育園、愛知川公民館、愛の郷、いきいきセンター、子育て支援センターあいつ子、保健センターの12施設を定めています。これら指定避難所のうち、小中学校の体育館には空調設備がございません。

そのため、酷暑の時期に小・中学校を避難所とした場合、教育委員会と協議の上、既に空調設備が整備されている校舎内の教室活用など、避難される方々の健康を重視した避難所運営に努めたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 再質問させていただきます。避難所となる体育館に空調設備をする考えはありませんか。

○議長（森野 隆君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（山本拓也君） 御答弁申し上げます。避難所となる体育館の空調整備に関しまして、災害の規模が大きいほど避難者は拡大し、避難生活が長期化します。町は、被災者の居住地に近く物資保管や集団的な収容ができる安全な公共建物を基準に避難所を指定しておりますが、酷暑の中での巨大地震を想定した場合、現在の空調完備の施設のみで避難所を運営することは困難です。避難所は、被災者の住宅が回復されるまで、あるいは仮設住宅への入居ができるまで一時的な生活の本拠地となります。全ての避難生活者が健康を維持できるよう、町は避難施設の改善充実に努めなければならない、安全性はもとより良好な生活環境の確保に取り組む必要があります。このことから、災害発生時に1度に多くの避難者の受入れが期待できる小中学校の体育館に空調設備を設置する検討を始めておりますが、全ての施設への対策には大きな負担が伴います。現在は有利な財源の確保に向けて調整を進めているところで

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 避難所の指定にしているところだけでもないんですよね。やっぱり体育館というのは、児童・生徒たち、子供たちがよく使うところですので、そしてまた空調設備の率というのは15%ぐらい遅れているそうですね、私の聞いたり調べたりするところによりますと。また、この夏の暑い時期は体育館の授業や部活動でのスポーツ活動を控えざるを得ない。しかも、ほとんどが公立中学校の体育館で、それも避難場所に指定されております。防災・減災の視点からも、早急に着手する必要があるんじゃないかと思います。そして、学校設備者にはやっぱりその学習とか生活空間となる学校施設を快適な環境として提供する使命があることを踏まえて、これからの課題も克服して一刻も早くエアコンの設置をしていただきたいと望みます。

では、次の質問に入ります。児童・生徒の命を守る通学路や生活道路の安全確保についてお伺いします。

今年度、本町において高校生が交通事故で命を亡くす事項が発生しました。状況にかかわらず、若者が交通事故で命を亡くすことは、私にとっては胸が引き裂かれるほ

どショックでありました。ですから、通学路や日常の生活道路の安全対策については何度も一般質問をさせていただき、子供や高齢者の交通安全対策の提言をしてまいりました。

今回も、子供や高齢者の交通安全を最優先にした以下の質問に回答をお願いします。

1点目、警察庁は、道路が狭くセンターラインなどがない道路について、自動車道の最高速度を時速30キロに引き下げる方針を8月に発表しました。この視点に立ち、町内の通学路や生活道路の一斉点検を行い、先取り実施を強く望みますが、町の見解をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

教育委員会におきましては、学校や道路管理者、警察、地域住民と連携して、平成24年度から通学路合同点検を実施しております。その中で、交通量が多く、歩道のない道幅が狭くセンターラインがない道路につきましては、生活道路の法定速度30キロ規制の方針が決定される以前から、特に危険性が高い箇所として、路側帯のカラー化、看板の設置、通学路の変更などの対策を講じ、子供の交通事故の予防を図ってまいりました。

本年度におきましても、10月に通学路合同点検を実施する予定をしておりますので、今回の御指摘や改正道路交通法施行令の内容を踏まえ、改めて危険箇所の洗い出しを行い、適切かつ早期の予防対策を図ってまいります。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 生活道路につきまして御答弁申し上げます。

中川議員おっしゃっていただいているのは、ゾーン30に関することかというふうにあります。ゾーン30に対する先取り実施につきましては、エリアの決定方法や地元自治会の御理解や御協力、対策内容の検討を図るなどの必要がございます。具体的に申し上げますと、エリアを学区単位で決めるのか、ハンプや狭窄箇所など安全対策をどの程度設けるのか、また日頃から生活道路として利用されます地元自治会の意向も十分に反映してゾーン設定をしなければなりません。このことから、すぐにゾーン30を設けることは考えてはおりません。

生活道路の点検につきましては、様々な機会に併せて日頃から実施しています。例えば、毎年の通学路点検を兼ねて実施したり、各区長様から自治会内での道路に関する

る要望を頂きまして、現地確認をする際に併せて生活道路の点検を実施したりしております。そのほか、警察など関係機関とも現地立会などを行い、安全対策が必要な箇所や区間では安全施設の設置や整備、啓発看板の設置などにより注意喚起を図っております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 再質問させていただきます。2021年の6月28日に、御存じだと思いますけども、記憶があると思いますが、千葉県で大型トラックが下校中の小学校の列に突っ込み5人が死傷する事故が発生し、これを受け、危険な場所の緊急点検を実施しております。また、本年3月末を期限として教育委員会や警察などが安全対策を進めてきたところ、全国の小学通学路で安全対策が必要な場所が7万6,404か所のうち、3月末までに94.4%に当たる7万2,160か所で対策が完了したと発表しております。歩道や信号機の設置とか車道の速度規制の引下げなど、当町は何か所点検し、どんな対策を取り完了したのか、御答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） それでは御答弁申し上げます。令和5年度までの点検につきましては68件でございます。うち、対応中が9件ということで、対応済みのものが59件ということになります。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。まだほかに聞きたいんですが、次に行きます。

2点目に行きます。今年6月に、通学路の歩道を歩く小学生が車道を走る車の水しぶきをかぶる事案がありました。非常に危険な事案だと捉えています。車道、歩道の整備状況と安全確保の再点検を強く望みますが、回答をお願いします。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 先ほどの答弁のとおり、通学路や生活道路の点検は日頃から実施をしております。今回、議員御指摘の、小学生が車道を走る車の水しぶきがかかる事案については早急に対策が必要と考え、雨が降った状態で水たまりの位置を確認した上で、勾配や舗装の修繕を検討しております。今後できるだけ早く

施工を行い、同様の事案が発生しないよう取り組んでまいります。

町内の車道、歩道の整備や安全確保についても、各小学校区で実施されます通学路合同点検をはじめ、各区長様からの安全対策に関する要望や警察や関係者との情報共有により、引き続き町内を俯瞰し、安全対策の整備や設置を図ってまいります。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） この事案は羽田課長が一番御存じだと思いますので、雨水の中に、これ本当に人体に及ぼすようなものがあつたとすれば大変なことなんです。通学路の安全確認、安全確保が子供たちの登下校の安全第一につながるのではないないだろうかと思はいます。ですので、よろしくお願ひします。

最後の質問に移ります。少年犯罪の凶悪化をどう分析し、どのように対策するのかお伺ひします。

今年1月から4月までの間、凶悪犯罪について集計した警察庁の統計から、凶悪犯として被疑者になつた14歳から19歳の少年が208人で、コロナ禍前の令和元年同期より84人も多く、令和2年度以降増える傾向にあります。私は、少年凶悪犯罪が増加傾向にある背景には、教育の課題が見え隠れしていると考えています。教育とは、家庭教育であり、地域教育であり、学校教育であります。

家庭教育では親子が命を奪ひ合う事件、子供や高齢者の虐待事案、地域教育では隣近所の付き合いの希薄化、自治会組織の形骸化、学校教育ではいじめ、詰め込み教育等、様々な教育課題が多種多様な形態で日常生活に現れ報道され続けています。

教育活動で目指すところは、大局的には人を育てることに尽きると私は考えています。こんな教育感を持ちながら次の質問をしますので、町としての見解をお聞かせください。

少年の凶悪犯が増える背景に見えてくるものは何でしょうか。また、教育が果たすべき役割をどのように考えますか、町の見解をお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、まず凶悪犯が増える背景についての御質問にお答えをいたします。

警察庁の統計によりますと、少年の凶悪犯の数は、令和元年からの推移を見ると令和3年にはかなり数値が下がっておりますが、近年の状況を見れば増加傾向であるとの捉え方は1つの見方としてあるのではないかと考えます。少年の凶悪犯増加の背景

には、現在の社会が抱える様々な課題があるものと思われます。具体的には、社会全体の規範意識、モラルの問題、子供から大人まで悩みやストレスを抱えている人が多いこと、自分の居場所や気軽に相談できる人が見いだせず孤立感を感じる人が少なくないこと、インターネットの普及によりSNSを介した情報が犯罪の引き金になること等、多岐にわたります。また、さきの背景には、議員御指摘のとおり、教育に関わる課題もあると認識しているところでございます。

続きまして、教育が果たすべき役割についてお答えをいたします。

国立青少年教育振興機構の高校生の進路と職業意識に関する国際比較の調査によりますと、日本の子供たちの自分自身への満足度は諸外国に比べて低い状況であるとの結果が出ております。加えて、今年度の全国学力・学習状況調査、児童・生徒質問紙調査における、将来の夢や目標がありますかの問いの中学生の結果を見ますと66.3ポイントであり、高いとは言えない結果となっております。こうしたことから、教育の果たす役割としましては、全ての人が自分の良さや可能性に自ら気づき伸ばし、社会の中で自分らしく生きていけるような力を身につけられるよう支えていくことであると考えます。学校教育におきましては、教科等の指導とともに、特に生徒指導、道徳教育、人権教育、キャリア教育の一層の充実を図ることが重要であると考えております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 教育長、ありがとうございます。凶悪犯には、殺人のほか強盗、放火、不同意性交等が当てはまります。過去5年の同じ期間を比べると、令和2年が196人と多かったですのですが、今年はそれも上回っております。コロナ禍が広がってから刑法犯罪全体では減る傾向が続いております。14歳から19歳も同様でしたが、凶悪犯に限ると令和2年度以降増える傾向にあります。先ほども申し上げたように、大局的には人を育てることに尽きると私は考えています。今、答弁を頂きましたが、ただ一言、有言実行をお願いいたします。その言葉を申し添え、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開を1時10分といたします。

休憩 午後0時09分

再開 午後1時10分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず最初に、議会放映システムを御覧の皆様にお伝えいたします。現在、議会放映システムの不都合により、一部映像が映らない状況となっております。御了解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇ 澤田源宏君

○議長（森野 隆君） それでは一般質問を続けます。4番、澤田源宏君。

4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 一般質問を行う前に答弁者に言うときです。これから私の質問には、できるかできないか、これからできないのか、もうそれだけで結構ですので、言い訳とかは一切要りませんので、よろしくお願い致します。

都市計画マスタープランについて。

都市計画マスタープランの基本目標の3の農、自然と共存した美しいまちの中で、農地の保全による無秩序な市街化を防止し農と都市が調和するまちを目指しますとあるが、県道松尾寺豊郷線と町道名神国八線についての現状とこれからの将来について、町の見解を問います。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 議員御指摘のとおり、愛荘町都市計画マスタープランにおいて、都市と農村が調和するまちを目指しています。そのため、農業振興地域整備計画における農用地（青地）については、田園ゾーンとして農業振興を図っていくことが求められています。

一方で、広域的な見地から県が定める湖東都市計画区域マスタープランでは、当町の都市計画の区域区分は定められておらず、非線引きの都市計画区域としています。そのため、用途地域の指定がない当町では、工業施設、商業施設等の建築区分に都市計画法上の制限がありません。

当町の都市計画マスタープランは都市計画の方向性を示すものとなり、都市計画法にも位置づけられています。しかし、個々の開発手続に対しては都市計画法に基づくことになり、開発に伴う要件等を満たしたものは法的に開発が可能となります。

議員御質問の県道松尾寺豊郷線の現状は、沿線上で民間開発がされております。町道名神国八線については、現状、目に見えた変化はございません。両路線とも将来、

民間開発の計画があった場合に関係法令のもと手続が進められることとあります。

先ほども御説明申し上げましたが、当町は非線引きの都市計画区域で用途地域の指定がないことから、民間での開発は土地所有者の売買手続とともに地元説明等による地元同意の中で進められるものと承知しております。

しかしながら、別途、道路法や河川法、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法や農地法といった法に基づく個別の手続を経る必要がございますので、無秩序な開発が急激に進行することはあまりないものと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 岩倉のそこはもう今もう土地埋められているので何とも言いませんが、名神国八線は何の目に見えた変化はございませんとなっておりますが、もう土地の買収の話は着々と進んでおります。それは御存じなのでしょうか。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 今ほどの御質問でございますが、当課としましては、町の開発また県の都市計画法上に基づく開発等ございましたら、各今ほど申し上げました法的な手続によって届出等が出てきますので、そうした中で初めてちょっとそういった開発を知るということになると思いますので、現時点でまだ正式なそういった申請等の届出が出てないという現状でございますので、ちょっと詳しいところは存じ上げておりません。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 去年の12月に仮登記が済んでると聞いてますし、ほんで土地1反1,000万円で話は進んでいます。そして、もうこの地権者は皆さんも同意しておられると、さわ源から蚊野のほうへ下がった右側、あっこの田んぼのところ全体がこうなっている、それも全然知らないということですか、仮登記もされてるということも。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 個人の売買に係る部分に関しましては、全て町のほうで把握というのはしておりませんので、そうした金額的な部分であったりとか、どこの範囲までというのは明確には存じ上げておりません。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） それでは、この都市計画マスタープランの概要版で5ページ、防災等を考慮した住宅地の確保や湖東三山スマートインターチェンジの広域的な交通便利性を生かした適切な土地利用を図りと書いてあるんですけど、それ、このままでいいと思っておられるんですか。町長に聞いときますわ。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど担当課長からも答弁を申し上げましたけれども、それぞれのルールということにのっとって、それぞれの主体ということがお取組のものでございます。行政のほうにも申請が上がってきた段階において、それがしっかりと的確な形でなされているか、もちろん町のほうの様々な計画というところがございませけれども、それとともに各法規への準拠というところを確認するものでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） それと、この都市計画マスタープランというのが、結局、個人が、誰か民間が法的手続きさえ踏んでしたら何をしてもいいということと一緒にすよね、もう。結局、工場用地をつくろうが資材置場になろうが、そんな制限は何も設けないということですよ。ほんなら、これ何のためにこれつくってこういう住宅確保とか書いたあるんですか。これにお金かかってますよね、また後で聞きますけど。その辺どうお考えですか。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） マスタープランの位置づけという部分の御質問かなというふうには考えております。町がマスタープランに描く将来都市構造や、全体構想によるまちづくりを進めております。しかし、今ほどもお話ありました民間開発については、各種法令に基づき個別に手続をされ造成や建設などをされているということから、それを規制するというものではございません。開発協議などでランドデザイン、マスタープラン、立地適正化計画による当町のまちづくりの方針に少しでも寄り添って賛同いただけるような形でアドバイス等をさせていただくという形で取り組んでおりますので、今後もそうした形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） いや、もういいです。ほんで寄り添ってるって思ってるんで

すね、行政はこのままで。こういう結局、資材置場になろうが何しようが、町の考えと寄り添ってるという考えで、そう受け止めていいんですね。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 寄り添っているという形でも考えておりますし、マスタープランで町の構想、方針等を位置づけすることによって、それが見える化にもつながっていきますので、そうしたまちづくりの展開というか、そういうものにつなげていけるように今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 最後に言うときです。今度またこういうのをつくられたときには、今の岩倉のところやらは倉庫用地、そして、さわ源から下のところは資材置場地域として書いてください、こんな何かいいこと書かんと。もう全部これしかならへんねやで、もう。こういう、何か見たら、何か農業を大事にして寄り添ってんねやったら、こういうふうにもう今度のときには、ここはもう資材置場、ここはもう倉庫用地、そういうふうに書いてくれはりますね。それだけ確認しておきます。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） マスタープランにおきましては、町の全体的なまちづくり、都市づくりに関する構想とか方針を各エリアごとに、こうしたまちづくりを目指していこうというところで枠として書かせてもらっているものでございます。今、議員おっしゃっていただくような、ちょっとピンポイントでのエリアでのそうした表記ということに関しましては、ちょっと今後の開発等によってその土地の利用が変わってくるか分かりませんが、エリアとしてどういう位置づけ、構想を持って、そうしたものにちょっとでも近づけるような方針を打ち出して進めていくかというふうには考えておりますので、そうした考えをもとに、また次の見直しのときには考えて作成をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） ほんで、さっき言うたように、言い訳とかは結構ですので、次の質問に行きます。

愛荘町ランドデザイン2040と愛荘町立地適正化計画について。

愛荘町ランドデザイン2040と愛荘町立地適正化計画との違いと、発行部数、コンサルタント料、それにかかった印刷料など全ての費用についてお聞かせ下さい。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 愛荘町ランドデザインは、10年単位で策定する町の最上位計画である愛荘町総合計画を、より長期的な視点に立って町の方向性を視覚的に表現したものでございます。法的な拘束力はありませんが、長期的な視点で将来像が見える化し、町民の皆様と共有するために作成したものでございます。

愛荘町立地適正化計画は、愛荘町都市計画マスタープランの一部をなす計画で、都市再生特別措置法に基づいた計画です。日本の人口減少や高齢化社会の動きに配慮しつつ、コンパクトで暮らしやすい持続可能なまちづくりを推進するための基本となる計画でございます。

作成部数については、ランドデザイン、都市計画マスタープラン、立地適正化計画の概要版をそれぞれ1万3,000部作成し、都市計画マスタープランと立地適正化計画の本編を1,400部作成しました。また、ランドデザインとマスタープラン概要版立地適正化計画の概要版は、本年5月20日に全戸配布をしております。

計画策定に係るコンサルタント料は、ランドデザインと都市計画マスタープランの委託料が1,518万円、立地適正化計画の委託料が957万円で、合わせて3年間の委託料の総額は2,475万円となりました。冊子の発行に伴う印刷代は219万円でございます。また、そのほかの費用として報償費が約80万円で、3つの計画策定にかかった費用総額は約2,800万円でございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） これに2,800万かけてると。ほんで、この中身のちょっとと具体的なところから行きます。18ページの沿道周辺の触れ合いの創出、企業誘致等、これはどういう動きを企業誘致で今されているのか、それとも全くされていないのか、もう18ページで、ランドデザインこれでしょう。一番最後に書いてる沿道周辺の触れ合いの創出、企業誘致等、これなんかやられてるんですか。

○議長（森野 隆君） 北川産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 企業誘致の件でございますが、いろいろな方々から愛荘町にというようなところで問合せがあります。そういった問合せに関しまして、今現状あります土地を紹介させていただいたりというようなところ、また場合によっては農地であるとかみたいのところも聞かれる場合があるんですが、そういった部分についてはなかなか難しいですよというようなお話をさせて

いただいているような状況で、企業誘致に関しましては、お問合せに関してお答えをさせていただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） いや、それやったら農地とか難しいとか言うんやったら、さっき法的に入れたら何も言うことはないというのと矛盾しませんか。この農地は難しいですよ。今のところかて全部農地ですよ。今、勝手にさっき民間やで、これ法的にのっつたら大丈夫。ほな、法的にのっつたら大丈夫なん違いますん。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 今ちょっと難しいというような表現をさせていただきましたが、例えば既に宅地であります土地、宅地というようなところでありますと、大きさによってまた開発みたいところの手続が必要になってこようかと思いますが、その前段におきまして、先ほど建設課長も申し上げましたが、農振法であるとか農地法、そういった部分の法律、ハードルを越えていかなければいけないというようなところがございますので、今ちょっと難しいというような表現をさせていただいたような状況です。

以上です。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 企業誘致の問合せがあると、どこどこに問合せがあるんですか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 具体的にどこをというようなところといますか、例えば水が豊富に要る企業さんでありますとか、そういったところで愛荘町のこの水のいいというようなところに着目してお問合せがあったりするような状況でございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） ほんまにあるんでしょうね、これ。それだけ言うときますわ。

次、19ページ。料金のキャッシュレス化やアプリを活用した予約配車システムの開発、これ何か、どういうふうに取り組んでおられるんですか、今現状。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 交通ネットワークにつきましては、今、市内では愛のりタクシーを主として稼働といたしますか、運営をしております。料金のキャッシュレス化につきましては、まだそこまで至っていないところでございます。ただ、アプリを活用した予約配車システムにつきましては、コンビニクルというシステムが利用可能ということで、愛のりタクシーの予約に関してこのアプリを使っていただいて配車予約ができるような状況になっているというところでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 電話予約とどっちが多いんですか。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 正確な件数まで今手元に資料はございませんが、今のところまだ電話予約のほうが多いというところで聞いております。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） まだできてないということですね。

次、行きます。20ページ。地域が一体となった農地、農村の保全、治水対策、これどうなってますか。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） この部分につきましては、現状の農地で、例えばですけど丸ごと保全をしていただいたりとか、山林のほうにつきましては水源涵養ということで、山林の管理等について行っているというところでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） これも農地保全で書いてあるけど、これ結局、法的にクリアしたらそれももう全然大丈夫ということですね、もう最初の課長の答弁と一緒に。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 今ほどの御質問につきましても、当初、建設・下水道課長が申し上げさせていただいたとおり、申請が出てくれば何でもオーケーということじゃなく、もちろん中身については協議なり、他の関係機関に協議等もさせていただいてという形にはなろうかというふうに思います。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番(澤田源宏君) 次、21ページ行きます。農地の維持拡大。これ、農地、こんな法的に全部拡大って絶対無理ですよ。

○議長(森野 隆君) 農林振興課長。

○農林振興課長(阪本 崇君) 今現状の農地という部分に関しては、今後の想定でございますが、面積が増えるとかそういったことはないかというふうに思っておりますので、今ある農地、活用できる農地について維持管理していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長(森野 隆君) 4番、澤田源宏君。

○4番(澤田源宏君) ほんなら、この拡大はもう取っといてください。

ほんで、次、22ページ行きます。空き家対策の強化、市民農園の開設、その辺で。

○議長(森野 隆君) 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱(西川傳和君) まず空き家のほうでございますが、空き家対策のほうにつきましては、適正管理と利活用の部分で、町としても今、利活用のほうの補助金を設置して空き家の有効活用というものを進めております。また、空き家につきましては、対策計画も立てた上で、引き続きその空き家の発生抑制を進めているというような状況でございます。

○議長(森野 隆君) 4番、澤田源宏君。

○4番(澤田源宏君) 空き家対策委員会は、最近何回開かれたんですか。

○議長(森野 隆君) 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱(西川傳和君) 昨年度につきましては、ちょっと回数のほうは今すぐ出てこないんであれなんですけれども、計画の策定であったりとか、そういったところで会議の開催をいたしました。開催の回数につきましては、本年度はまだ開催のほうはしていないところでございますけれども、昨年度につきましては、ちょっと時間かかって申し訳ございませんが、昨年は2回ということで開催いたしております。

○議長(森野 隆君) 4番、澤田源宏君。

○4番(澤田源宏君) これで、もうちょっと聞きますわ。空き家対策の強化になってるのか、もう個人的な意見で結構ですので、この強化になってるのかなってないのかだけ。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 空き家対策につきましては、これまであまり、これまでと
いますのは、その空き家の対策協議会等を設置して運営するまでは進んでいなかった
というふうに感じております。それ以降、計画であったりとか補助金というものを動
かしていくことによって進んできているというふうに感じております。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 声を大きいして強化しててもしようがないで、次の市民農園
に行きます。この裏から見たら、漫画で書いてますよね、これ。結局、梨園のどこを
市民農園につくり変えて復活させてきたと書いてるんですけど、今も梨園、この裏の、
絵本ですよ、上手に書いたある。これ、梨園を市民農園にと。今、太陽光パネルにな
ってますよね。ほんで、太陽光パネルを見に行くんですか、これ。どうもその辺、ど
ういうふうな計画でこれをつくってんのか、2,800万かけて。このランドデザイン
について夢物語としといたらどうですか、愛荘町夢物語で、その辺。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時36分

再開 午後1時41分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 最後にまとめて言います。ランドデザインについて、これ
いろんな歴史文化とか教育とかいろいろ書いてますけど、この政策監と町長と教育長
に、その3人の個人的な意見で結構ですんで、これに応じたことをちゃんとされて、
できてると思ってるんですか。この辺、お三方に聞いときますわ。それでこの質問は
終わります。

○議長（森野 隆君） まず町長から、町長、教育長、政策監の3名でしたね。
町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。ランドデザインでございますけれ
ども、澤田議員もお問いを頂いて、今日は担当のそれぞれ所管からもお答えを申し上

げておりますけれども、長期的な視点に立ってまちづくりを目指していくときに、よりどころとなるということのものでございます。ここの整合をそれぞれ取りながら、マスタープラン、それから立地的という事柄をしていきますし、また町の総合計画との関連というところも全て見ながら、それを分かりやすい形で示していつているのがこのランドデザインの2040というものでございます。

それぞれの事項において、今、確認をしたいということをおっしゃっていただいているところ、それぞれ町内のいろんな思いを持って、事業化であったりいろんな主体ということがお取り組みいただいておりますけれども、なかなかそれがこの拘束力を敢然として、全てその事業者の方また主体に対してお持ちを頂けるという事柄ばかりが当てはまるものでない場面は当然あるかというふうに思っております。それにしても準拠をしていく、そのランドデザインということは、やはり自治体として持たねばならない、持つということがより免疫をもたらすというものでございますので、これらのそれぞれの計画の連携をしっかりと取りながら、町の施策に落とし込んでいこうということで取り組んできておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

教育に関連しましては、先ほどの冊子で言いますと25ページあるいは27ページの事項になろうかと思っております。そもそも教育行政を進めていく上での目標といえますかバイブルというものは、教育大綱あるいは教育振興基本計画でございます。その大綱、計画は、町の総合計画等、上位計画に基づいて作成しておりますので、ここに挙げられておる具体のものにつきましては、もう既に当然、実行しているものもございまして、その途上にあるものもございまして、でも、意識はしているところでございます。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 先ほど、澤田議員、夢物語ということでおっしゃっていただきました。確かにその20年先の未来を見た夢というものをこのランドデザインの中に描くということで、それをみんなで共有してまちづくりを進めていこうというのがランドデザインといえますか、構想であるのかなというふうに思います。確かに、できていることできていないこと、このランドデザインができてから1年ちょっと

たってるような状況ですけれども、なかなかこのグランドデザインに向けて進んでいないというところも非常に多いと思います。そういった中で、この今後の20年かけてその夢を実現していくという方向に、住民さんや皆さん含めて考えていきたいというところで、この目標に向けて共同で進んでいくというビジョンを描いたものというふうに思っておりますので、確かにまだまだ今後取り組んでいかなければならないことが非常にたくさんあるというふうには感じているところでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 最後に、この立地適正化計画の3ページ、まちづくりの方針、安全快適に暮らせる移住地の形成というところなんですが、ここに利便性の高いエリアへの高齢者等への住み替え促進と書いてあるんですけど、結局、私らが住んでる松尾寺の人やらはもう廃止にして高齢者が愛知川に出ていけみたいなことですか、利便性がええということは。これ、促進って、どういう促進。こんなん廃れていくだけです。こんな利便性のええところばかり住んだら。その辺だけちょっと聞いときますわ。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 立地適正化計画の具体の効果という部分に関してでございますが、ここにも今、澤田議員おっしゃっていただくように、高齢者等の住み替え促進というのは施策誘導方針というところで掲載はしているんですが、当町目指すところに関しましては、やっぱりコンパクトシティという部分で、一極集中、全ての人口の集約、強制的な集約といった誤解が生じるとも言われていますが、都市の中心的な拠点だけでなく、旧町村の役場周辺など生活拠点も含めた多拠点なまちづくりが求められていることに加え、例えば農業等の従事者が農村部に居住することが自然であり、全ての人口の集約を図るものではございません。インセンティブを講じながら、時間を経て居住の集約化を推進していくということが本質でありまして、現在の自治会形成による居住エリアを生かしつつスケールメリットを生み出せる、感じられる地域づくりを推進していくことが肝要であるというふうに考えておりますので、そうした観点からこういった形、掲載での方針、施策という部分も1つの考えとして上げさせていただいているというふうに御理解いただけたらというふうに思います。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 全然理解ができません。利便性高い、今の説明やったら、こ

ういうとこもちゃんと守っていくとか、この農地も守っていく、これだけ読んだらもうほんまに田舎のほうの山のほうのものは、もうそっちへ出てこい、コンパクトシティにするんやから、こっちはもうほっといたらどうやというふうにはしか聞こえへんねけど、これはもうほんでよろしいわ。これ、どう考えても納得がいかへんけど、次行きます。

東部地域の未来について。

東部地域について、マスタープランによれば自然環境・景観の方針で、河川緑地を軸にその保全及び周遊等の活用に資するネットワークの形式を図るとあるが、もう少し詳しい説明を求めます。

また、以前に一般質問した宇曾川ダム上流の山比古湧水を取り入れたハイキングコースやサイクリングコースの提案はどうなったのか問います。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 都市計画マスタープランの自然環境・景観の方針の基本的な考え方に記載の河川や緑地とは、鈴鹿山系の山林や愛知川、宇曾川等の河川、平野部に広がる農地等のことを指しています。この豊かな自然と美しい風景を守りながら自然と親しみ、それぞれの場を周遊できる結びつきを図ることを言います。

以前にもハイキングコースについての一般質問を頂いており、その際、当面は現状の道路や歩道を使ったハイキングコースを案内しながら愛荘町の発信につなげてまいりたいと思いますと答弁をしています。

その答弁を踏まえ、愛荘町ボランティアガイド協会や宇曾川ダム管理事務所と連携して、現状の道路や歩道を使ったマップによりハイキングコースの案内を行ってきたところです。また、サイクリングコースについては、山比古湧水と宇曾川溪谷編を作成し案内しているところです。

今後も関係者と連携しながら、現状の道路や歩道を使ったハイキングコースやサイクリングコースを案内することにより、愛荘町の発信につなげてまいりたいと思います。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） ちょっと前に自民党の政務調査会がありまして、そのときに宇曾川ダムの溪谷のことを、町長はちょっと公務でおられなかったんですけど、あと

の人は聞いたと思うんですけど、これ結局、これを聞いてここに今言うたように、宇曾川ダム管理事務所と連携してとか、この秦川山と連携してとか、今、村西議員の答弁に町長が答えられたように、確かに東近江が大体がかぶってるとか、そういう道のことはいいんですよ。あと、右岸のこのあれをどういうふうに通れるようにするか、そういうところが問題であって、そのためにこの秦川山生産森林組合、押立山生産森林組合、西部森林組合ですか。そこと宇曾川ダムと一応町道になったけど管理道路ということで、これのやる気があったら、それもちろんもういつあうかとか相談してくれるはりますよね。何の相談も何の計画もなしですか、まだ。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） ありがとうございます。基本的には先ほど答弁で申し上げましたようなことで、現状の部分を最大限に使ってというところでございますが、今、澤田議員おっしゃっていただくように、ダムの右岸のほうにつきましては有効に使えるような空き地といいますかスペースがございます。その部分に関しては、秦川山生産森林組合の方と少しお話もさせていただきながら、どういったことができるのかなというところの話は個人的にはさせていただいているような状況でございまして、具体的にじゃあどうするということに関しましてはまだ進んでいないところでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） ほんで個人的にしゃべってんのはいいですよ、こんなもん。ただ、こういう真剣にこれを考えていくなら、この宇曾川ダムの管理道路、これいかに石ころやらを撤去するのにどうしたらいいか。結局、宇曾川ダム、山比古湧水の付近の駐車状況とかもう一方通行やで、結局、町長が言うたように、このかき氷やらして、はやってますよ。ただ、ここまでも行けないからもう途中で帰ってきてる人が多数いるんです。そこへ路上駐車があるから、もし水難事故があっても、結局、救急車もたどり着けないと。そういうことも考えて、やっぱりこの早急にこの東近江と連携して、何もしてないわけではない、私とこは防犯カメラ1つ付けましたと、こんなもん防犯カメラ1つ付けただけで、これ動いてますで、東部地域のこれ動いてますと言われても、何もならへんのですわ。結局、どういうふうに通っていくか、この右岸を。右岸道路を活用せんことには、結局、何公園でしたか、記念の森公園、この活用もできない。今、これをどういうふうにしょうか考えてみて、この右岸の道路が通れなか

ったら何も、こんな活用もくそも何もできないですよ。それをどう思うてるかという
ことを問うてるんです。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 今、特に右岸のところのお話であったのかなと思います。今の記念の森の活用方法というところ、かなりあそこの土地については広い土地でございまして、いろんな可能性はあるのかなというよう
なところがあります。ただ、議員おっしゃるように、そこにたどり着けない、そこを
通れないというようなことであれば元も子もないというようなところでは。現状、や
はり落石がちょっと見受けられたりとかというようなところもございまして、安全面
での問題というようなところが解決ができないと、ちょっとあそこもなかなか難しい
のかなというようなところで考えております。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 言い訳とかはいいですよ。ほな、安全面言うなら、この散歩
してはる人止めなさいよ。勝手に入って散歩してはりますよ、安全面安全面言うなら。
全然通れないわけじゃない、散歩のコースで通ってはりますよ。この安全面を言うな
ら、もう全面的に通行止めにするとか、どこからでも抜けて行けますやん。そうい
うとも分かっててこういう言い訳みたいなことを言うから、結局、右岸道路のことを
あそこの石の撤去だけでもどうするかだけでも、この宇曾川の管理事務所としゃべる
とか、そういうのを早急にしてほしだけなんです。この安全面とかええ加減なこ
とばかり言うたら、ほんなら散歩してはる人、朝行って、ここ危ないで通ってはい
けませんよと、一人一人注意したらどうですか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 安全面というようなところ
で、全ての方を止めろというようなお話だったのかなと思います。皆さんが確実に通
れないということにはなっておりませんが、看板を設置をさせていただいて危
険であるという旨の部分はさせていただいているところでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 変なところ、そんな看板を設置せえと言うてないですよ。も
うこんなもん、みんな看板は書いてあるんですよ、ここを通ったらあかんて。それで
も通ってある。ただ、その通ってある人の安全を考えるなら、先にここをもう通れる

ように先に考えたほうがいいん違いますかと言よる、それに対してどういうふうにこれからしていくかと。この宇曾川ダムと管理道路、あつちは町道、こんなもん、これ東近江が大半の道路で、こっち側は右岸は全部町道、町のあれですよ、この東近江と何かせんなんとか、そんな関係ないんですよ。町が動きやあできることです。その辺どう考えておられますか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 右岸のほうにつきましては町道でもあるんですが、宇曾川のダムの管理用道路でもございます。そういったところで、そういった関係の方とちょっとこうお話をさせていただいていきたいなと思います。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） いきたいなと違うて、してください、もう何日かの間に。ほんで、ええ案を見つけてしたら、ちゃんとそんな渋滞もなくなる、右岸のところも通れるようになって、この記念の森の公園も使える。そうやったらほんまに自然の豊かな、こういうこのグランドデザインとかに書いてるそういうところができるんですよ。これをこれからしていきますとか、もうそんな言い訳みたいなことは結構なんです。もういついつすと言ってください。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） まず、県の土木事務所のほうとしっかり話をしていきます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 町長に最後に頼んでおきます。町長、今、県の土木事務所と宇曾川ダム、そういうところにこういう町長からも働きかけてもうて、この右岸どういうふうにしたら一番安く済むかとか、これ何も動かんて、危ない安全面とか、ここは崩落の危険であるとかいうこと違うて、今後やっぱり土木事務所、宇曾川管理事務所としゃべって、どうすれば一番方法がいいのか、前も言うたように、あそこほんで防犯カメラは上に付けたか知らんけど、覚醒剤の跡があつたんですよ。こんなところをもうほつたらかしにしておいて、もうそれもほんまに町長が先頭に立ってこの土木事務所としゃべるとか、こういう前向きな意見を聞かせてください。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今日ほかの議員の方への答弁の中でも申し上げておりました部分として、この地をより人の往来がなせるようにという観点で、それぞれの部局から出ながら、またみんなで検討をしたものでもございます。

最初に落ちの部分で申し上げますと、それはもちろん県のほうともいろいろとしゃべっていくということはもちろんいたします。一方、原課、通行を止めさせていただいているのも、もう県のほうにも再三私どもで話をした中においても、そのダム of 管理道路としての機能ということを持つということに関しては、県はもちろん、そこを担保できるようにいたしますということでございますけれども、やっぱり小石の崩落、また雨の後にはやっぱり法面の崩落というものもこの数年でも発生をしておる中において、山のその保水力というのか、山という事柄がやっぱりこの数十年で非常に人間が造った落石の防石ネット等々も超えて、それが石が落ちこちてきているということが事象としてはやっぱり見えておりますので、そういう点において、もちろん澤田議員はそれらを全て乗り越えた上で何かしらの処置をとるというふうにおっしゃっていただいているものと承知しておりますけれども、安全面、それからやっぱり有効活用という両方をどのような形が考えられるのかということころは、改めて今日もお問いを頂いて、実際に私自身も大きな関心をここには向けながらということでもございますので、少しそういうような時間を各関係先とも持ちたいというふうにも思います。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） もうまたこの一般質問で現状また聞きますので、それまでに対策をよろしく願います。一般質問を終わります。

◇ 久保田正利君

○議長（森野 隆君） 続きまして、一般質問を続けます。1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 1番、久保田正利。一般質問をさせていただきます。

まず今回、4項目について質問させていただきたいと思っております。まず初めに、保育園や幼稚園の施設管理、次に保育士不足に対応するための組織の運営、そして初級採用と上級採用の考え方、最後に認定こども園設立への構想、以上4つの項目について一問一答で質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願います。

これまで、保育士不足に伴う質問は多くの議員よりありました。子供の命を預かる

重要な現場であり、早期対応を望む観点から質問をさせていただきます。

初めに、施設面について質問させていただきます。

1つ目として、公共施設の空調等はデマンド管理されております。保育園、幼稚園においてもデマンド管理がされております。真夏の酷暑であれ、デマンド管理により空調が切れてしまい、園児、職員共々劣悪な状況です。この状況を町の施設管理を統括する部署としてどう思われていますか。御答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 公共施設の空調等につきましては、基本的に自動制御により空調が一時的に切れるといった設定にはなっておりませんが、秦荘幼稚園のみ、電気料金を抑える目的により、数年前から試行的に自動制御可能なデマンド管理機器を設置をしておりました。

今般、秦荘幼稚園の空調機器の点検の際に、職員から点検業者に空調の機器が芳しくない旨を伝え確認いただいたところ、デマンド管理機器によるものである可能性が考えられるため、当該機器の運用を一時停止し、様子を見ているところでございます。

また、つくし保育園、愛知川幼稚園の空調機器の作動状況等について聞き取りを行いました。保育環境や園活動に影響を及ぼすような事象はなかったと確認をしております。

地球温暖化による気温上昇の記録が各地で更新をしており、生命にも危険を及ぼす暑さであることから、それぞれの公共施設で適切な温度管理のもと、業務を行っていかねばと思っております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 今の件で再質問させていただきます。まず、デマンド管理はされていないということをお聞きしましたけれども、保育園、幼稚園、小中もされていないのかお答えください。

また、なぜこの管理が幼稚園やったんですか。まだ幼稚園児というのは、自分の温度管理もなかなかできないというふうに僕は聞いております。なのに、なぜ幼稚園が電気料金を抑えることの優先をされたのでしょうか。お答えください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） そのほかの施設のデマンド管理のことににつきましては、施設管理を所管しております教育委員会のほうからちょっとお答えの

ほうをさせていただきます。

幼稚園の今のデマンドの件でございますけれども、これは省エネの関係で、維持管理、保守点検していただいている業者さんのほうから無償で取付けのほうをさせていただきたいという申出があったので試験的にさせていただいたというところでございまして、結局それが原因ということで想定をして取り外しをさせていただいたんですけれども、結局今、状況を聞いてますと、その機器を取り外したとしても結局影響はなかったということで、結局、温度設定のところに課題があったのかなというところで秦荘幼稚園については考えているところでございます。

○議長（森野 隆君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） お答え申し上げます。

先ほど総務政策監のほうから御答弁させていただいておりますように、園とそれから小学校、中学校、デマンドの管理機のほうは付いておりますけれども、特に学校活動等に影響を及ぼすような事案というのはないというふうにはお聞きをしておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再度質問させていただきます。私が今聞いたのは、なぜ幼稚園になったんですかということを知っているんです。数年前から試行的に自動的にデマンド管理を設置しておりました。幼稚園が無償でということでおっしゃっていただいたのは十分分かるんですけども、なぜその対策が幼稚園だったのかということを知っているんです。なぜもうちょっと違うところでやらなかったのか、なぜその幼稚園が対象になったのかということをお聞きしてるんで、そのことに対して再度お願いします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 今回の調整する機器ですけれども、これにつきましては秦荘幼稚園を管理している業者さん、ほかの施設を管理しているかどうか、私、把握しておらないんですけれども、その業者さんと園との調整の中で、現場の中で設置をされたというふう聞いておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 最後、再質問になりますが、今の答弁の中で、保育環境や

園活動に影響を及ぼすような事象はなかったと確認しておりますということなんですけれども、どのような確認をされてどのような立場の人に確認されたのか。これは放映されてますので、きちんと答えてください。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

私のほうがつくし保育園の職員のほうに口頭でお聞きをしまして、園活動の中で、夏場にどうしても保育園で言うとお昼寝の時間等があります。そうした中で子供がお昼寝をするのに、どうしても暑くて寝つけないとか、特に汗をかいている状況とか、それによってエアコンの温度を確認しておるのか等を聞きましたところ、そういったところの部分についてしっかりと対応しておるというところで、私のほうがつくし保育園について聞いたというところでございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 分かりました。私もよく確認させていただきたいなというふうに思っております。異常気象というものの、保育については屋外でせなあかん保育もやっぱり中にはあるでしょう。しかし、気候に応じて、10年、20年前とはまた今違いますので、新たな方法で、どっかにひさしを付けて簡易的に屋外での保育をされるとか、いろいろちょっと工夫して今後お願いしたいなというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきます。積雪時は、早朝より保育士や幼稚園教諭が出勤し、駐車場等の除雪に従事されております。積雪により出勤が困難であることや、子育て中の職員はさらに出勤が困難であること等から苦勞されているようです。このことから、駐車場の除雪を業者に委託するべきだと思います。道路除雪優先も十分理解をしております。分かっております。町の施設管理を統括する部署として、町の考え方をお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 保育園や幼稚園の駐車場の除雪につきましては、手押し除雪機等を使い職員で対応しておりましたが、令和3年度の冬から業者に除雪作業の委託を依頼し、職員の負担軽減を図っているところでございます。

ただ、業者による除雪につきましては、町道等の除雪作業が終了した後となることから、特に早朝からの除雪においては、どうしても町職員で対応せざるを得ない状況

でございます。また、過去の大雪の際には、定時に保育業務が開始できるよう他課の職員が応援に行くなど、組織として対応することもございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再質問をさせていただきます。子育て中の職員や遠方の職員も必ず除雪のために早朝から出勤しなければいけないのでしょうか。この辺を再度お答えください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 今、基本的には、言わせていただいた対応で、できるだけ町職員の負担を軽減させていただいているというところでございます。今おっしゃいます家庭の状況等によります場合とか、あとやっぱり遠方にお住まいの方ということがございました場合には、やっぱりそれなりの部分で他の職員が協力し合いながら対応するということになるのかなというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再度質問させていただきます。他課の職員が応援に行くなど組織として対応することもございますということなんですが、この辺もうちょっと具体的にお教え願いたいというのが1点と、あと子供が来られるまでに出勤し、除雪をするために前日に園近隣の親戚や友人宅に宿泊し除雪に備えなければならない現状は、あまりにも私は酷かなというふうに考えますが、この状況を知っておられますか。また、改善方法があればお答えを、答弁のほうよろしくお願いします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） まず、他課の職員が応援に行くという具体的な例でございますけれども、たしか2年ぐらい前でしたか、50センチぐらいこの地域積もったときがございました。そのときに、園からちょっとSOSを頂いたというところで、経営戦略課の職員等が除雪機を用いて一緒に除雪をさせていただいたというようなところでございます。あと、近くの職員さんのところに宿泊して対応したというところにつきましては、把握はさせていただいてないんですけれども、現状そういうことがあるとするならば、何か解消する方法を考え、話合いでまた考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） やはりそういうところは、やっぱりよく確認して把握をしていただいておりますというのがやっぱり僕は大事なかなと思います。どこの企業であつても、どんな会社場であつても、やはり台風であつたりとか大雪が降ったときには少し早めに出ていって対応するというのは、これはもう普通に常識なことかと僕は思っているんですけれども、今年もやはり雪が降った際にでも、やっぱり朝5時半、5時に私も地域のことで雪かきをしたり除雪をしているときに見受けられたこともありますので、やはりその現状はやっぱりまだ全然改善できてないかというふうに思っておりますので、この辺の対応のほうをよろしくお願ひしたいとともに、あと1つだけ、地下水を利用してスプリンクラー等を設けて融雪することを考えられないかという、ちょっと私的に業務的にそういう対応をしているところもありましたので、その件についてお考えをお願いします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。職員の負担の軽減のところ、1つの方法として例を出していただいているのかというところでございます。いろんな手段、方法等を今後考えていく必要があるのかなというふうに思います。議員おっしゃるように地球温暖化の影響もありまして、降雪の回数は年1回とか2回とか、除雪する対応については少なくなつてはきているものですが、ただ職員の負担、それともう1つ気になるのはやっぱり費用対効果もございまして、そういったところも含めて総合的に考えていながら、今、提案いただいたところも含めてちょっと検討していかなあかんのかなというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） やはり働きやすい環境のために除雪費用を充てるなりすることは、僕は大切なことかなというふうに思っております。これは保育園だけでなく、各職員の方たちもやっぱり働きやすい環境をつくるということに努めていただくには、やっぱり費用を充てることも大事なかなと思います。先ほどおっしゃられました費用対効果ですか、年に1、2回温暖化になって、する回数が減つたと言われても、やはり凍結してあつたりとか、多少の雪が降つたりとかすることはやっぱり年に一度はあるかなと思いますので、その辺十分協議していただきたいというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきます。次に保育士不足に対するための組織の運営について質問させていただきます。

1つ目として、6月定例で保育所の開所時間、早朝、延長保育や土曜保育等により、職員体制の都合上、休暇が取りづらい状況であると認識しておりますと答弁がありました。休暇が取りやすい組織体制を構築されましたでしょうか、お聞かせください。

○議長（森野 隆君） 副町長。

○副町長（杉本基治郎君） お答えします。

保育所の職員は、早朝、延長保育や土曜保育等のシフトを組む必要があるため、どうしても休暇が取りづらい状況がございます。そこで、今年度からクラス担任でも休暇が取りやすくなるよう、クラスの補充に入れるクラス担任を持たないフリーの保育士を常時雇用しております。これによりまして、クラス運営を円滑に運用しつつ、全ての職員が休暇を取りやすい体制を整えました。

また、保幼連携のもと、土曜保育につきましても、愛知川、秦荘の両幼稚園の職員が交代で出席しておりまして、平時から保育所職員の土曜、日曜出勤の負担軽減を図っております。

なお、愛知川、秦荘の両幼稚園の夏季休業期間中におきましても、両幼稚園から職員が交代でつくし保育園に出向きまして保育支援を行っており、同保育園の全ての職員が確実に夏季特別休暇を取得できるような協力体制を取っております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 6月定例の町長の答弁は、休暇が取りづらいであった、結論として休暇が取りづらいが続いているのかなというふうに考えまして質問させていただきました。果たしてちゃんと取れたたのでしょうか。やはり我々も、初めの頃は上司に気を遣いながら、休むとも言えず無理に出勤したりしたこともやっぱりあります。単に有休を使うこともなかなか難しいときもあつたんですが、そういうことに関してどこまでどういうふうにとれるようになったか、本当に気を遣わずに取りやすい状況になったのかということをお聞きさせていただきます。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） お答えさせていただきます。

本当に過去にはそういった声も聞かせていただいております。そのため、誰もが当たり前前には休暇が取れる環境づくりということで、かなり注力をしてきたつもりでございます。その結果ということで、現在8月末のつくし保育園の職員のこの8か月間

の休暇状況を調べさせていただきました。昨年1年間で休暇を取った休暇獲得日数よりも、今、多く休暇が取れているというような現状を把握しております。

また、6月から10月までが夏季休暇取得期間としておりますけれども、つくし保育園の職員についてはおおむね84%の取得が得られているという状況で、このフリーの職員を置いていただいたり等々で、かなり休暇を取りやすい環境に改善しているかと思えます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 再質問させていただきます。パーセント、データによるとそういうことやったのかもわかりませんが、84%のうちのあとの16%はまだこれから取ろうとしておられるのか、ちょっとその辺はよくわかりませんが、やはり取りやすい状況というのは、やっぱりこれは保育園だけで、保育所だけではないと思えます。職員皆様方もそうやと思えます。ただ、今回は保育所にクローズアップしてお話しさせてもうてますので保育所ということになりますけれども、取りやすい状況をやっぱり引き続きお願いしたいというふうに思っております。

次の質問に移らせてもらいます。6月定例で保育士が保育に専念できるよう、幼稚園教諭の免許を持つ、教諭の免許を持つ一般行政職員を保育園や幼稚園に配属するなど、町執行体制を考える段階において様々な方策を検討し調整しておりますと答弁いただいています。検討内容、調整結果をお教えてください。

○議長（森野 隆君） 副町長。

○副町長（杉本基治郎君） お答えします。

保育士の確保につきましては、今年度、上級職に変更して募集を行ったところ、募集定員以上の応募があり、試験を実施し、来年4月からの採用者を決定したところでございます。

来年度に向けまして保育士の人員は確保できたという状況にございますが、保育体制の見直しにつきましては、例年、秋に実施しております次年度に向けた執行体制のヒアリングの中で、各所属における現状の確認、改善点や新たな方策の導入等の協議を行い、4月の人事異動での職員配置を検討するとともに、それらに必要な予算の組立てを行うこととしております。

また、会計年度任用職員の配置による保育業務以外の事務的な業務支援や人材派遣

事業での保育士派遣、会計年度任用職員のシフトの見直し、土曜保育への両幼稚園からの正職員の出役など、少しでも保育士への負担が分散できるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再度質問させていただきます。今ここで、見直しについては例年秋に実施しておりますというふうにお答えいただいたと思うんですが、なぜ秋なんですか。急を要する場合はその都度実施すべきではないかなと私は思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。お答えください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。今この秋に実施させていただいております見直し、執行体制のヒアリング等につきましては、来年度に向けてというところでございます。おっしゃるような緊急な場合とか、あと急に退職があったりとかいう場合につきましては、その都度、検討させていただいて、臨時的に職員を募集したりとかいうところにつきましては実施をさせていただいているところでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再度質問させていただきます。先ほどの質問でもさせていただきましたが、やはり宣伝できるような方策ということですので、やはり保育士の人数が少なかったらなかなか休みづらいこともありますし、そういう悩みがあれば即いろいろ検討していただいたほうが僕は親切かなというふうに思いますけれども、間違ってるでしょうか。それについて再度答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） お答えさせていただきます。

本当に大変な中、保育に日々当たっていただいているような状況です。子供の命を守る安全・安心な保育ができるように、本当に職員精いっぱい一生懸命頑張っているような現状です。その中でも、やはりいろいろと悩み抱えている職員もおりまして、もちろん副園長であったり園長にも相談しておりますけれども、その上で私や子ども支援課の課長にも相談をしてくるような職員もおります。その職員に対してその都度、意見も聞きつつ、中の体制を改善すべき内容については直接言いづらいこと等もある

かと思いますので、私もつくし保育園のほうに出勤させていただいて、現場を見ながら少しずつ改善は努めさせていただいているような現状でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 昭和は根性論で来てましたけれども、今はなかなかそういうことはタブーです。なので余計に甘やかすという意味ではないんですけども、ソフトな感じの対応をしてやっていただきたいなというふうに思っておりますので、引き続きよろしくお願ひします。

次の質問に入ります。6 月定例で引き続き保育士確保に努めるとともに、事務軽減を含めた事業の見直しを進めてまいりますと答弁がありました。保育士確保に努められた内容、事業の見直しの結果を教えてください。

○議長（森野 隆君） 副町長。

○副町長（杉本基治郎君） お答えいたします。

保育に係る人材を確保、採用していくに当たりまして、まずは保育士試験の受験者数を増やすを目標に、昨年度から教養試験を廃止し、さらに今年度からは民間給与との差を改善するため、上級職での採用募集に切り替えたところで。

そのほか、今年度は保育士資格を取得できる学校の先生に愛荘町の保育特色をしつかりと説明しまして、公立保育園への就職を希望する学生に対しまして、当町の保育園や幼稚園を紹介していただくようお願いしまして、その学校から多くの方に受験していただきました。

次に、保育所における事務軽減策としましては、子ども支援課におきまして、施設の修繕等における書類作成の補助や委託業務の仕様書チェックなどの支援を行っております。

また、保護者へのお知らせ案内につきまして、園内掲示板やホームページを活用することにより、毎月発行していましたがクラスだより、これを廃止するとともに、家庭訪問を希望制とするなど、園児たちと関わる時間を少しでも長くするよういろいろな改善を図っております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再質問させていただきます。今、子ども支援課さんにおいてという、3 つ目ぐらいにお聞きしましたけれども、先ほどの点、保育に専念ということから、事務処理は補助ではなくて全て子ども支援課が僕は個人的にすべきである

のではないかなと考えています。保育士は現場のプロでありますし、行政職は事務のプロの観点から僕はそういうふうにやるべきと考えますが、答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） つくし保育園の事務の補助についての御質問であります。先ほども副町長の答弁にもございましたように、契約関係でありますとか、あと業務の仕様書のチェックとかさせていただいておるんですけども、細かな支出の負担行為の処理であるとか支払いの処理であるとか、その辺の部分については園のほうの業務として行っていただいておりますが、もちろん園長、副園長のみならず、会計年度任用職員で事務職員のほうを昨年度から採用しておられますので、そちらの職員のほうが対応したりしている業務もございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時35分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 再度質問させてもらいますけど、今の回答はなぜ課長からやったんでしょう。僕は今のは政策監あたりが言っていたほうがええかなと思ったんですけども、再度お願いします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 申し訳ございません。子ども支援課というようなことがあったので、課長のほうから御報告のほうさせていただきました。今ほど課長も説明させていただいたとおり、事務職員を会計年度ではございますけれども、しっかり置かしていただいて、園長、副園長等の業務が、少しでも全体の保育士の保育の状況が見れるような環境ということで事務職員を置かしていただいたという経過もございますので、その答弁とさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ありがとうございます。続きまして、次の質問に入らせていただきたいと思います。

サポートの会計年度任用職員ありきで運営されております。保護者はこの事実に対して理解されておりますか。お答えください。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） お答え申し上げます。

現在、つくし保育園では、国が定める保育士配置基準に基づいて保育士を配置し、子供たちの命を守る安全・安心な保育を行っております。

加えて、厚生労働省が定める保育所における保育士配置の特例の規定されている保育士以外を保育士とみなすことができる制度に基づいて、看護師や教諭等をみなし保育士として雇用し、円滑な保育が進めるよう体制を取っております。

また、夕方の16時から19時までの延長保育の時間帯において、保育士資格を持たない会計年度任用職員を支援員として雇用しておりますけれども、保育補助や保育環境の整備の業務を担っていただいているところでございます。

資格を持たない支援員の派遣があっても、必ず国が定める保育士配置基準に基づいて保育士を配置した上で、さらに安心・安全な保育を提供することを目的としてそれぞれ配置しているような状況でございます。

なお、保護者の方につきましては、園内掲示や園だよりにより職員の配置について周知をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再質問させていただきます。私が言ってますのは、体制を取るとか、配置しているとか、周知しているとか、そういう掲示をしているとか、ちょっと言うてるのではなくて、保護者が理解をされてますかということをお聞きしてるんです。体制の中でどうするかは、私は別に結構です。保護者が理解をされてますかということをお聞きしてるんです。お願いします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木

村美紀君 繰り返しになって大変申し訳ございませんけれども、保護者の方に分かっていただくように、ホームページや掲示板、園だより等々を通じて理解していただくような周知をさせていただいております。なお、個人的にあの先生はどのような立場の方ですかとかいうような御質問につきましても丁寧にお答えしているというふうには聞いておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再度質問させていただきます。私、会計年度任用職員さんがどうこうとかいうわけではないんですけれども、周知されて理解されていれば、それはそれで結構です。そういう保育士不足の中をいろいろサポートしていただいているということに対しては私はどうこう言うつもりもありませんけれども、理解をされているかということをちょっとお聞きしたかっただけですので、引き続きサポートしていただける方によろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきたいと思います。次に、6 月定例会で、初任給については職種で決定するのではなく、高卒程度の初級、大卒程度の上級といった試験内容を決定しております。これまで愛荘町における保育士の募集は初級で行ってまいりましたが、令和 6 年度は上級での募集に切り替えております。上級に変更したことにより、初任給がアップすることで保育士確保につなげていきたいと考えておりますと答弁がありました。このことから質問させていただきます。

1 つ目として、今後の保育士確保のために、つくし保育園を移転新築する段階で初級職を採用すべきかどうかの協議をされたはずですが、その結果をお教えてください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） つくし保育園は平成 28 年 4 月に現在の場所へと移転新築を行い、保育を開始しております。以前の採用試験における上級職試験の受験資格については、大学を卒業していること、また大学を卒業する年齢を受験可能な最低年齢としておりました。保育士を受験される方は短期大学卒業が多く、上級職では応募者が限られてしまうことから、より多くの方が受験していただけるように初級職として募集をしておりました。

平成 27 年度からは、上級職の大学卒業という学歴要件を撤廃しましたが、つくし保育園を移転新築した平成 28 年頃はまだ保育士を受験される方は短期大学卒業が多く、初級職ではなく上級職として採用することについての協議は行っておりません。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 少ないからといってどうかなと思うんですが、なぜ協議されなかったのか、再度お聞きしたいと思います。

あと、先ほどにもありましたけど、最適配置はランドデザインは何十年の計画で資料も膨大なものをつくっておられます。子供の命を預かる現場の採用計画や協議は何か置き去りというかになってたのではないかなと思うんですけれども、この件について答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 今ほどもちょっと御説明をさせておりますけれども、基本的に上級職というのはその当時、大卒というところでございましたけれども、受験いただいている方を見ますと短期大学卒業が多いということで、どうしても初級職となつてございます。

それと、現在もそうですけれども、やはり市と町があるんですけれども、周辺の町を見てみますと、やっぱり初級の級が職がまだ多いというところもございますので、そういったところから過去、その分、平成27年、8年度についてはそういった状況でございました。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 分かりました。次に、保育士不足が解消されると、初級採用のみにまた戻ったりとかするようなことはあるんですか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 保育士に限らず、他の専門職や一般行政職についても、その年ごとに上級職を採用するのか、初級職を採用するのか、採用計画を作成をしておりますので、現段階ではっきりとお答えすることはできません。

一般行政職では、これまでも初級職、上級職の両方の試験を行ったことにより、同じ年度に入所しても初任給が違うということはありません。

今後の保育士の採用につきましては、応募状況、近隣市町や民間保育園の賃金の状況などを踏まえまして、計画に基づいて採用試験を行っていきたくと考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再質問させていただきます。他の議員からも、保育士や行政職員不足に対しては特に心配されています。また、日野町では2年から3年前に大

幅に職員を増やされましたと聞いております。正副議長を差し置いてのことなんですけれども、町全体として採用計画について全協とかでやられたほうがええと思うんですけども、その辺についてどう思われますでしょうか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 執行体制、また人事の件につきましては、今後、所属長、政策監も踏まえてですけれども、しっかりとヒアリングをさせていただきながら内部で検討をさせていただいて、来年度どういった体制でいくかというところも決めさせていただいているところです。議員さんからもいろいろと、職員の不足、特に専門職もそうなんですけれども、御心配を頂いているところでございまして、支所ができましたし、子供支援の関係も充実、国のほうですけれども、拡充のほうをされますし、国スポ・障スポ、先ほども御質問ございましたけれども、そういったところも踏まえまして、今後、今、段階的に職員を増やしているものの、そういったところも踏まえてもう一度しっかりと検討していく必要があるのかなというふうに思います。また、議員さんの御意見も頂きながら進めさせていただきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 再質問をさせていただきますけれども、やっぱり愛荘町だけの問題ではないと思います。でも、愛荘町だけでないかもわかりませんが、最高の案を出していった町が愛荘町であることを私は願っておりますので、引き続きどうぞよろしく、前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、既に採用している大学卒業の初級職採用職員と、今年度から上級職採用で職員になられた方は、そのときの状況だけで給与面に差が生じていると思います。6月定例会時に既に採用している全職員に対して、経緯などそういうような説明はされなかったのでしょうか。どうですか。お答えください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 愛荘町では、ここ数年、一般行政職は上級職と初級職、専門職では保育士以外については上級職で募集をしております。以前は上級職試験に、大学を卒業していることや、受験可能な年齢に上限だけでなく下限も設けておりましたけれども、現在は上限年齢のみ条件としているため、高校卒業予定者も上級試験を受けることが可能となっております。

保育士は短大卒業者が多いことから、これまで初級職試験を行い、給与については

短大卒業の場合2年間分を学歴加算しておりました。しかしながら、近年では大学卒業業者が増えていることや、上級職試験の受験条件をなくしたことから、保育士だけを初級職とする理由もなくなったため、今年度は一般行政職や他の専門職と同様に上級職として募集を行いました。

募集の際、初級職にするか上級職にするかについては、毎年採用計画で決定をしています。保育士に限らず、以前は初級職のみだった一般行政職についても近年は上級職でも募集を行っておりますけれども、このことについて職員に説明したこともなく、今回の保育士の採用試験についても説明は行っておりません。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 再質問させていただきます。なぜこれを僕は聞かせてもらったかといいますと、やはり上級職、初級と上級と給与や昇格、役職が上がることに差が出ると思いますので、あえて説明があったのかどうかということをあえてお聞きさせてもうたんですが、それについて答弁のほうお願いできますでしょうか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 今、議員おっしゃいますように、初級職と上級職につきましては、給与のほうで初任給においても若干差は出るというところでございます。ただ、先ほども言わせてもらったように、状況に応じて前歴加算等もさせていただいているというところでございます。初級職と上級職と昇格の部分でございますけれども、基本的に若干最初差が出ますけれども、その後につきましてはあある一定の昇格の基準表をもちましていろいろと検討しながら進めていくんですけど、今現在は人事評価制度に基づいて職員の給与または昇格等も含めて総合的に判断をしながら進めておりますので、その点については過去とは大分変わってきているというところでございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 再質問させていただきます。先ほど答えられたように、過去には短大の方が多かったから初級としましたということをお聞きしているんですけども、僕はこの上級に上げられたという上級採用をされたということは、保育士不足の対応かなと僕は理解してるんですけども、そういう意味ではなかったんですか。若干の差が出るぐらいやったら、なぜ上級をまた新たにやられたのかお答えください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 一般行政職でいいますと、例えば初級、上級それぞれいろいろ特徴ございますけれども、やはりいずれにしても優秀な職員さん等を確保させていただきたいというところでございます。それについて、やっぱり応募がないとなかなかその選定もできないという部分がございますので、例えばその一般行政職であっても年度によってやっぱり状況違ってきます。上級職が全く応募がない場合は初級職も募集させていただきますし、そうでない逆の場合もございますので、今回、保育士につきましてはそういったところがきっかけとなってございますけれども、総合的にやっぱり優秀な人材を確保していきたいというところが根底にございますので、よろしくをお願いします。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 今の件について再質問させていただきます。もちろんそうだと思うんですけども、既に昨年までで4年大学を卒業されて初級で受けられておられます。やっぱりそういうところの差というのはどうかなというふうに、やっぱり差というのは出てくるかと思うんですけども、あんまりこう若干でしか変わりが無いというところについてはまだちょっと僕も難しい、この回答はちょっとよう分かりませんが、もう一度分かりやすく説明いただきたいと思うんですけども、お願いします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 久保田議員おっしゃっているのは給与の面を特に言っているのかなというところで、まず町の職員の給与につきましては、国と同じ給与表のほうを使わせていただいております。行政職給料表（1）ということになってございまして、ちょっと図があると分かりやすいんですけども、まず1級、2級というのがあります。それと、1号、2号、順番にずっと下があるんですけども、それで支給が決定しております。級というのは職務のレベルです。主事とか、主任とか、1級が主事、2級が主査とか、そういった職階レベルを指します。号級につきましては、今ほどの級を細分化したもので、経験年数等によって成熟度も含めて給料が上がっていくと、3号、4号、5号ということで上がっていくというところでございます。初級、上級とも、短大、四大卒とも初級の級は1級となつてございます。号で言いますと、初級の短大卒は13号という号になります。初級の大卒の

部分については21号、もう一遍言いますと、号級では初級の短大卒は13号、初級の四大卒は21号、それと上級職は短大も大卒も共に25号ということになります。具体的な金額はちょっと今なかなか資料がないのであれなんですけれども、金額で比較しますと、もう当初ですけれども、短大卒の初級と上級職の差額につきましては約2万円程度の差が生じるというところがございます。あと、四大卒の初級と上級職の差額については9,000円程度となっております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） またお伺いさせていただきますので、じっくりとお聞かせいただければというふうに思っておりますので、ありがとうございます。

次の質問に入らせてもらいます。これは先ほどの今ほどの質疑に対してのことなんですけど、やっぱり既に採用している大学卒業の初級職採用職員が上級職採用のある他市町へ転職され保育士不足が蔓延するおそれがありますと私は考えておるんですけども、町としての何か特別な対応をあれば教えてください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 他市町への転職については、これまで保育士に限らず、他の専門職や一般行政職についても、他市町や県、民間企業へ転職することがございました。今後も意欲ある職員にとって魅力ある職場にしていくため、保育士を上級職採用とし、愛荘町で長く続けてもらいたいと考えているところがございます。

また、既に採用している職員の中には、保育士だけでなく一般行政職員などについても初級職で採用した職員が多数おります。奉職後の昇給については人事評価制度を活用するとともに、給与面だけではなく、働き続けたいと思える職場環境づくりに努め、全職員が町に奉仕する気持ちを常に持って仕事に当たるとともに、家庭生活との調和も大切にしたいワーク・ライフ・バランス並びに働き改革に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 今の件で再質問させていただきます。既に採用している職員の他市町の転職は、今の回答でなると、どうぞどうぞというふうに、お好きなようにというふうに私は聞こえるんですけれども、そういう意味ではないのでしょうか。再度お伺いします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） まず最初に、そういう意味ではございません。今の社会状況、情勢等についてこういった状況にあるというのが、現状としてお示しをさせていただいたというところでございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 今の件につきましても、辞める内容については、やっぱり嫌になって単に辞められる方もあれば、自分自身のスキルアップで辞めていかれる場合もありますけれども、やはり前者でお話しさせてもろた内容で辞めていかれるのは、何とか防げるようにちょっとお願いしたいなというふうに思っております。

ちなみにですけれども、令和6年に退職された職員は何名おられますか。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後2時59分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

令和6年度で役場で今年度御退職されたのが3名でございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） うわさですが、既に他市町へ転職をしたいなという方が、今の件で数名おられるというふうなうわさですけども聞いておりますので、やはりそういうことのない誤解のない人員の募集とかいうのは、やっぱりこれから心がけていただかなあかんかなというふうに思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくをお願いします。

次の質問に入らせていただきます。認定こども園設立への構想ということで、保育園、幼稚園の新たな運営として認定こども園の設立が考えられます。具体的には、私個人の考えとして、秦荘幼稚園を認定こども園にすべきだと個人的には思っております。このことから質問させていただきます。

1つですけれども、過去の本会議でも認定こども園について他議員より質問されて

います。現在の保育園や幼稚園の状況を踏まえ、認定こども園設立への構想を教えてください。それと、町長の公約にはこれはあったのかなかったのかちょっとお教えてください。

○議長（森野 隆君） 公約は通告外の質問やな。
町長。

○町長（有村国知君） 本町における1年間の出生数は、令和5年141人、10年前の平成25年は269人で、この10年間で128人減少しているところです。

こうした児童人口の減少も影響し、現在、町立の幼稚園においては愛知川、秦荘ともに定員割れが生じており、5年前の令和5年と比較すると園児数は約4割減となっております。

一方、公立1園、民間5園ある町内保育所においては、核家族化や共働き世代の増加に加え、令和元年10月から始まった3歳児以上の保育料の無償化制度等の影響もあり、利用を希望されている割合は増加傾向にあり、今年度においても待機児童が出ている状況です。

御質問にあります認定こども園は、保護者の皆様の様々な保育ニーズに柔軟に対応し、保護者の就労状況の変化にかかわらず、子供が安心して継続的に保育・教育を受けられる環境を整えるという課題に対応できるものと認識しております。

町では、令和2年度に民間園の方々にも御参加いただいて、公立幼稚園・保育所のあり方検討委員会を設置し、今後の教育・保育ニーズに対応していくための議論を重ね、その基本的な考え方と具体的な対策の取りまとめを令和3年1月に答申いただきました。

町の方針として、民間の法人が経営される保育所が引き続き安定的に運営される環境を確保することを前提としつつ、状況に応じた保育環境の充実を図るため、今後も認定こども園化の検討について引き続き取り組むべき事柄であると認識をしております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 私のほうからですけど、答申から3年8か月たっていると聞いています。令和3年2月から現在まで、町としての検討を何回行い、どのような方向性でやられているのか、町長のほうにお聞きしたいと思いますのでお答えください。また、答申内容を教えていただけますでしょうか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 公立幼稚園・保育所のあり方検討委員会では、以下の5項目に重点を置いて対策を講じるようにとされました。

まず1つ目でございます。多種多様化する保育・教育ニーズに適切に対応できる受入れ体制の整備。2つ目です。保護者の就労状況の変化にかかわらず子供が安心して継続的に保育・教育を受けられる環境の整備。3つ目です。保育・教育の質を確保するため、保育士、教員の人材確保及び人材育成に取り組む。4つ目、さらなる少子化の進行に対応できる柔軟性を持つ安定した受入れ体制の検討。5つ目です。民間保育所が安定的に運営できるよう配慮し、公立保育所、幼稚園において定員や入所児数の調整等、弾力的な運用の役割を担う。今の5つですね。

その中で具体的な対策として、幼稚園の預かり保育事業の開始や幼稚園の定員の見直し、保育所の受入れの拡大、認定こども園化の検討などを提言いただき、特に幼稚園の預かり保育事業については令和3年度より導入をし、就労や疾病で保育を必要とする保護者が利用され、3歳児以上の待機児童の解消にもつながっています。認定こども園化については、取り組むべき対策として、検討される園に必要な支援を行うことや、公立幼稚園の認定こども園での計画的な移行について提言いただきましたが、現時点では認定こども園化に向けた具体的な検討については進んでおりません。しかしながら、公立幼稚園の現状を踏まえ、その在り方について検討すべき時期が到来しているものと考えております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） そうですね。ありがとうございます。私自身は、今後も認定こども園化の検討について引き続き取り組むべき事項であると認識しておりますというふうにお答えいただいています。なので、愛荘町2万人余りの町で保育園6園、公民合わせてですが、幼稚園2園は妥当な人数かなというところとちょっとどうかというふうに考えますが、その辺お答えいただきたいのと、あと兄弟が保育園を卒園して幼稚園に行かれたときに、下の子はまだ保育園に残ってあったときに、親の軽減というのはすごく、保護者さんの仕事の軽減という意味ではすごく大事なことであるのかなと思ったりもしていますので、その件についてもちょっとお答えいただきたいのと、あと保育士不足であると幼稚園、保育園がおのおの時と場合によってお互いがちょっと助け合うということも僕はできるのかなと思ってますので、その3点についてちょっ

とお答えいただけたらと思います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどお問いを頂きましたそれぞれ3点は、担当課から御答弁を申し上げます。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 今ほど質問いただいた3点について、順番にお答えさせていただきます。

まず、人口2万人余りの町で保育園6園と幼稚園2園が妥当かということについてお答えさせていただきます。この少子化も進行している中で、当町において保育ニーズがとても高く、保育所においては公立、民間問わず、いずれの園におきましても定員を超えて受入れをさせていただいているような状況でございます。そして、幼稚園については、今のところ定員は満たない状況が続いているのが現状でございます。当町の保育所や幼稚園の数が人口規模に対して妥当かどうかという御質問にはなりませんけれども、当町では待機児童も発生していることから、一概に多いとは言い切れないのではないかなというふうに考えております。

また、2点目の認定こども園化することによって、兄弟が園を離れずに済むという保護者負担について回答させていただきたいと思います。現状では3歳児以上の子供を保育所に通わされている保護者が仕事を辞めてしまった場合、保育所を退所して幼稚園に転園する必要が出てきます。3歳以上児の就学前の時期に日中過ごす場所が変わるということは、園児にも保護者にも大きな負担があると考えております。認定こども園は、そういった場合において慣れ親しんで安定した場所で教育と保育を受けることができ、就学のスムーズな移行も期待できると考えております。

3点目の、保育園と幼稚園の保育が共にできたらということなんですけれども、幼稚園の機能と保育園の機能を併せ持つ保幼連携型の認定こども園におきましては、保育士資格と幼稚園教諭資格の両方の資格が必要とされております。現在ですけれども、本町では雇用している正規職員は人事異動もあることから、全ての職員が両方の資格を有しております。そのため、仮に公立の幼稚園を認定こども園に移行した場合、あるいは人不足で保育園、幼稚園を行き来するというようなことにおきましても、それぞれ助け合いが可能と考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 教育委員会といたしまして、現在の幼稚園の幼児数、園児数につきましてどう考えているのかということと関連すると思いましたので、私のほうからお答えをさせていただきますけれども、確かに定員は充足、定員からはかなり余裕があるといえますか、空きがあるという状況でございます。今、全国的に、例えば、合併をしてその幼稚園をどうするかというのは、どこの自治体もいろいろ考えているところではございます。定員とともにその最低基準を設けている自治体もございます。当然のことですけれども、例えば集団で遊びをする場合に一体3歳児だったらの程度の規模が妥当なのか、4・5歳児だったらどうなのかというようなことは、当然考えていく必要があるかというふうに思っております。ただ、その基準をどこに置くのかということと、それからその基準を下回った場合に、例えば即、統廃合を考えるのかとか、あるいは閉園とするのかとか、そういうことには単純には私は至らないというふうに思っておりますので、当然この就学前というだけじゃなしに、幼児期の教育ということ全体を通して町全体に考えていく必要があるというふうには、議員御指摘のとおりであるというふうに私も考えておりますので、その辺り今後も町長部局のほうともしっかり連携をしながら、また園の現場あるいは保護者のニーズ、そうしたものも勘案しながらさらなる検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。僕はもう仕事の関係上でこども園とかああいうのにも携わったことがありますし、専門分野の方々と打合せや協議もさせてもらった関係上で、やはりその中の言葉で、やっぱりおむつが取れて来やる子とおむつが取れずに来やる子とか、やっぱりそういうようなところが違ってくるので、やっぱりそういうところは大切であるということ、1つですけれども、なのでどうかかなというふうに思いましたので、ちょっと引き続き検討のほうをお願いしたいと思うんですけども、まず私、公立からスタートしてはと思うのですが、この点だけ1点答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 公立園を先に幼稚園化してはいかがかということでお問いを

頂きました。さきの答弁でも申し上げておりますとおり、この検討会ということに関しては民間の園の先生方にも協力を頂いて、御配慮も頂いてということでもございます。こども園ということ、私も町役場に今の立場で入る前にも、やっぱりこども園化ということは、ずっとお付き合いした中において1つの大きな方向でもございましたので、そういうことで大体当事者の方々を思っているのかなということ、で実はおったんですけども、やっぱりそれぞれ経営をなさっている中において、行政機構がこのこども園化ということに関しては、それぞれの民間の経営者の方々の思いということは非常に強い要素としてあるということもございますので、答弁を申し上げますとおり、その民間の園の方々に向けても、国の様々な補助であったりということの情報提供をしながら、また御理解ということが進んだ部分においては、そのようなことが俎上に乗ってくるというふうには思っておりますので、行政サイドでこのようにまいりますということに関しては、なかなかそのようには行きにくいということも状況としてはあるということは御報告申し上げたいというふうにも存じます。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 今の件につきまして、民間とのハードルはすごく高いなというふうには私自身も聞いております。ですが、やはり子供のことを考えてあったりとか保育士不足のことを考えると、やはりまずは公立から小さい枠からでもスタートできればなと思っておりますので、また今後の検討にさせていただければありがたいなというふうに思っております。

最後に、保育士さんの皆さん、保育士不足という厳しい状況の中で日々の保育業務をこなしていただいていることに感謝します。人手不足で多忙な状況にもかかわらず、子供たちと向き合い続けている姿勢は本当に大変なことだと思います。現場の問題がすぐに解決されるわけではありませんが、それでも子供たちのために努力し続ける皆様の根気強さは称賛に値すると思います。一方で、職場の職員の皆様も、現状を見て見ぬふりをせず、少しでも状況を改善しようと協議や検討を進めていただくとことは評価すべき点だと思っております。しかし、抜本的な改善が必要です。現場の声をしっかり受け止めて、より具体的な支援策を実行に移すことが求められていると思います。今のままでは現場の負担が軽減されるのはなかなか難しいかもしれませんが、現場職員の皆様方のさらなる行動が保育士の皆様を助ける大きな一歩となることを期

待します。今後も両者が協力し、現状を少しでも良くなるよう、引き続き努力をお願い申し上げます。

以上で、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開を3時35分といたします。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時35分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再度御連絡申し上げます。議会放映システムを御覧の皆様にお伝えいたします。現在、議会放映システムの不具合により一部映像が映らない状況となっております。御了解賜りますようよろしくお願いいたします。

◇ 上田太治君

○議長（森野 隆君） それでは、一般質問を続けます。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 7番、上田太治。一般質問を行います。

まず、町役場内の職場環境について、2、愛荘町東部地域の開発について、3、空き家対策についての3点についてお尋ねをいたします。

初めに、町長にお尋ねします。町長は、愛荘町役場の職場環境について、職員が明るく生き生きと十分能力が発揮できる職場環境だと思っておられますか。以前私が、職員の労働意欲と職場モチベーションを上げるために職員給料を上げてはどうかという質問をしたとき、町長は、職員の給料は国で基準が決まっている、職員は給料よりも住民のためになる公務員になりたいという思いから奉職されているもので、給料をはじめとする待遇は他の一般企業より劣るものではなく上げる気はないと言われましたが、その考え方は今も変わりませんか。また、職場における人員配置について、長期休暇や休職者の分の仕事まで全て課内でこなさなければならない、夜の8時、9時まで残業しなければならないときもある現状について、どのように考えておられますか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 町職員が十分に能力を発揮できる職場環境をつくるためには、適材適所の人事配置、ワーク・ライフ・バランスが充実する労働環境、同僚や上司、

部下との活発なコミュニケーションによる相談し合える関係づくりが必要だと考えています。

現下においては、休職者や退職者などにより人員が不足する等により、現場を守ってくれている職員に負荷が生じていることがあります。併せて、何かと困難さを伴う時代でもありますが、行政や公務員に対して、国や国民、住民の皆様がお求めいただき、また行政の現場において応えていきたいと奮闘する、増えこそすれ減ることがない社会ニーズと各種事業の多さということも現場への大きな負荷となっております。その中においても、公職に奉ずるプライドを持って日々建設的に業務に臨んでいく町職員が多くいてくださることに、心から感謝をしているものです。

厚生労働省が8月に公表した白書によると、心身の健康で最大のリスクはストレスだと答えた割合は15.6%で、20年間で3倍に増加しています。心の不調については周りに相談される方が少ないという結果も出ており、愛荘町においても上司による面談や臨床心理士によるカウンセリングの実施、相談窓口をお知らせするなどにより、本人も周りも心の不調にできるだけ早く気がつけるようにメンタルヘルス対策を行っているところです。

また、職員の負担を減少できるよう、現在、正職員数は182人ですが、196人の定員数に達するまで職員を採用しようと計画しております。

また、来年度の人事配置につきましても、所属ごとにヒアリングを行い、職員の能力が発揮できる人事配置を心がけ、職員一人一人が元気に生き生きと働くことができる職場づくりを行ってまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 職員の給料については触れられませんでしたけども、上げる気はないという具合に理解をさせていただきます。町長は、先般の一般質問の中でも、兼職は他の企業でも大いに奨励されているという具合に述べられましたが、町の職員に限っては、公務員全般ですけども、農業や住職、官職以外、ごく限られた仕事以外、報酬を目当てにした副職は認められておりません。町長は、町のトップとして高い給料を取りながら、他の会社にもお勤めになっておられるようではありますが、町の職員は、やはり家庭や子供のために、頑張れば認められる環境というのを望んでいる、私のところにもそういう声が聞こえてきます。給与よりも給料よりも町民のためというのは、町長や我々議員こそが声を大にして言うことであって、職員については頑張

れば認められるという考えを持っていただけないかなという具合に思うんですけども、それについてはどのようにお考えですか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 頑張った方が報われる、その公職ということの公務員の皆さんであっても、そういうシステムにしてあるべきでございますので、その人事の評価があるというものでございます。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 現在も人員不足、募集をしてもなかなか優秀な職員が集まってこない、また退職者が多いということは、やはりある一定魅力に欠けるところがあるのでないのかなという具合に思います。

次に、退職者の人数及びその対応について尋ねます。

現在、退職者及び長期休暇者は何名いるのかお尋ねします。また、その対応はどのようにされているのか。退職者に対しては、医師の診断があれば3か月間休暇扱いになり全額給料が支払われるようであるし、3か月以内に数日でも出勤すれば、また休んでも全額給料を支払う制度と聞く、さらに1年間全く出勤しなくても、今度は本当の休暇扱いとして1年間は全額給料の8割が町税負担で支払われ、さらに1年6か月間は日額の3分の2が労働保険から支払われる仕組みとなっているようだが、このような待遇はとても民間企業では考えられません。そして、その支払われるお金は貴重な町民の税金であり、退職者がしない分の仕事は残った職員に負わされる仕組みになっているようです。私は、民間の一般企業がこのような甘い仕組みになっているとは到底考えられませんが、町長がお勤めの会社もやはりこのような仕組みになっているのですか。そして多くの退職者がいるのですか、お尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 議員お尋ねの民間企業の退職制度や病気休暇等については、労働者との労働契約や企業ごとに就業規則などで定めることになっており、公務員とは違うという認識でおります。

次に、当町における退職者の人数ですが、8月末現在3名で、うち2名が令和5年度からの長期退職となっております。

退職者に対しては、まずは担当課長が連絡を取り、状況の聞き取りや退職の手続に関する連絡を行っています。その後、担当課とともに経営戦略課からも連絡を取り、

手続の相談や、試し出勤制度の説明、産業医面談の調整などを行い、休職者がスムーズに復帰できるようサポートしております。

また、所属課に対して、職員の休職が長期となる場合は、担当課長と相談の上、会計年度任用職員の雇用や配置替え、場合によっては、正規職員への兼務命令を発令するなどの対応を行っているところであります。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 休暇者については、職場復帰はその都度、長期休暇についてもその都度いつでも復帰できるというように理解していいんですか。また、これらのことについて、職場内より不満といたしますか、やはりそのしわ寄せが来てるという職員の感覚はないという具合に思っておられますか。私は、休暇を取ってる、休んでいる人こそが一番つらいんだということは認識しておりますが、でもそのことが課内もしくは職場内に広く浸透して、助け合いの機運が盛り上がらなければ、やはり不満といたしますかそういうようなものが出てくるんじゃないのかなと思いますが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 私のほうからお答えをさせていただきます。心身で病気休暇、休職されている方につきましては、本当にいろんな状況、環境下での、先ほどもストレスのこともありましたけれども、つらい思いをしていただいているというふうに思っておりますし、休まれた場合の、今、議員おっしゃいますように、後のフォローの部分でございますけれども、大事というふうに思っております。

まず休職者の支援の方法ですけれども、休職された場合には、まず所属長のほうで対応のほうをさせていただいております。長期にわたる場合につきましては、経戦のほうもしっかりと積極的に関わっているというような状況です。もちろん復帰に向けて協議をしていると、主治医も含めて検討しているというようなところでの対応をさせていただいております。

それと、残されたといいますか、対応している職員の対応ですけれども、それも事前に休まれた時点で、所属長、それと政策監、それと経営戦略課と私含めてですけれども、協議をさせていただきながら、まずその優先順位を休まれた方の仕事について付けていくということと、あと事務の平準化です。それと場合によっては、会計年度任用職員の配置のほうをさせていただくということもございまして、その後、届

くようでしたら去年もありましたけれども、他課からの兼務命令とか、会計年度の職員の異動とかいうのも含めて対応をさせていただいているというところでございます。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 職員の絶対数は決まっているわけでございますので、休まれたらそういう業務を誰かが兼務するなり、しわ寄せがあるのは実際事実ではないのかと思いますので、その辺の調整をくれぐれもよろしくお願いいたします。

次に、前回お答えいただいた職員の懲戒処分及び懲戒審査会についてお尋ねします。町は11月に発覚した町税の徴収ミスに対し、2人の職員を1か月の減給処分をされたようですが、その基準と内容についていま一度お聞かせください。また、以前も申しましたように、課内でハラスメントがあったという投書が多く議員に届いており、政策監も承知していると述べられましたが、ハラスメントについても調査されたのか、また今現在、そのようなほかの課においても問題が発生していないのか、そのことについてもお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ただいま御質問を頂きました件は、担当課長から御答弁を申し上げます。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

町の懲戒審査委員会につきましては、地方自治法施行規則第16条第7項の規定に基づき、愛荘町職員懲戒審査委員会規則により必要な事項を定めております。

まず、委員の定数につきましては3人とし、町職員1人、学識経験者として弁護士1人、大学教授1人で組織し審査していただいております。

議員お尋ねの処分の基準と内容ですが、委員会規則第3条3項において、議事は秘密とするとなっておりますので、処分の基準についてお答えいたします。

町で定めております愛荘町職員懲戒処分に関する指針により標準的な処分量定を定めており、また具体的な裁量については、非違行為の動機、態様及び結果はどうであったのか。また故意、過失の度合いの程度、他の職員及び社会に与える影響具合などにより総合的に判断するものとしております。

調査については、税務課において令和4年度、5年度において課税誤りが重なったこともあり、どこに課題があったのかを含め、退職した職員を除き、関係した職員に

ヒアリングを実施しております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） ハラスメントについても調査をされたのかどうかについて再度お尋ねします。また現在、課内にはこうした問題はないのかについてもお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 私のほうからお答えをさせていただきます。調査ですけれども、関係する職員にヒアリングのほうをさせていただいております。特に当時の課内の体制はどうであったのか、課内においてどのようなところに課題があったのかということを中心に話を聞かせていただいております。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） その調査の結果、ハラスメントはなかったという結果を得られたということですか。お聞かせください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 関係する職員からヒアリングさせていただいたんですけれども、そのような文言は確認はできませんでしたが、当時、課において課題があったということはヒアリングの中でも確認をさせていただいているところでございます。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） ハラスメントはなかったけども課題はあった、大変グレーと申しますか、少しははっきりしないところがありますけども、その辺ははっきりしないほうがいいのかも分かりませんので、多少の問題があったというようには理解をさせていただきます。

次に、職員の異動、配置換えについてお尋ねします。

愛荘町においては毎年多くの職員の異動や配置換えが行われていますが、新規採用されてから数年はまず役場の雰囲気や全体の仕事を覚えることが大事ですから、各課を移動して仕事を覚えスキルを上げることは重要でしょう。また、係長や課長補佐として管理職の仕事を見習うことも大切です。そうした中で、自分に向いている仕事を見つけ、やる気を出しモチベーションを上げていく、また管理職や町長はその職員の

能力を見いだして適材適所に人員を配置する、そんなことはどこの会社でもやっている、社長や町長の最も重要な職務です。そして、課長になれば、そこで自分の勤務人生を終えるぐらいのつもりで取り組んでこそ大きな仕事がなし得ると思います。成功している会社や自治体は、そうした人たちで成り立っています。人事や昇給については町長の専決事項であり、個々の案件について口を挟む気は全くありませんが、その考え方や仕組みについては議員も意見を述べる必要があると思います。その考え方やルールについてお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 職員の人事異動は、年度末に定年退職をされる方々の動向や新規採用職員の配置、また実施する業務等や在職職員の異動等を鑑みながら新年度をスタートさせていく必要があることから、例年4月に行っております。

また、異動に当たっては、毎年秋に全職員を対象に自己申告書の提出を求め、それにおいて異動希望の有無をはじめ、自分の能力が生かせる部署や従事したい仕事内容等を把握しております。

人事の構築また人事異動の発令においては、議員が言われるようにモチベーションは大事だと存じます。それ以外にも、職員の関心、適性や責任感、そして実務の確実な実行力や推進力などを重視しています。当町においても、例えば10万人を超える人口の近隣市と同種の住民サービスを、より限られた行政職員数で数多く実施せねばならないことから、部分最適の積み重ねを常に追求できれば幸せではありますが、様々な要素を常に考慮し、それぞれの業務、部署の全体バランスを俯瞰し、毎年度熟考の上、組織体制をつくり上げております。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 限られた人員を個々に配置し効率的に業務を進めることは大変高度な技術といたしますか、難しいと思います。職員にも一応希望を聞かれるようでございますが、その希望はほとんど聞き入れてもらえないという職員からの意見をたくさん聞きます。もうあんなんなら聞かれないほうがましやと言われる方もおられますが、職員の希望についてはどの程度生かされているという具合に認識をされておられますか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。いろいろ希望の

ほうを聞かさせていただいております。自分に適したか、または自分にそぐわないか等も含めてちょっと聞かさせていただいております。どうしても希望の課といたしますと偏ったところがございますので、そういったところについてはやはりかなわないというところがございますけれども、恐らくそういった声を聞いていただいている分については、そういった部分が影響しているんじゃないかなというふうに思っております。できる限り希望に沿った内容で人事異動のほうをさせていただいているという認識を持っております。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 先ほども申し上げましたように、愛荘町では異動が大変多いという具合に私は感じております。課長を1年で交代をするような職員がたくさんおられますが、これらについては私はあまり適切でない、もしその課にその課長が適さないということであれば、やはりその課長にした時点で見誤りといいますか、適材適所に配置がされてなかったのではないのか。また本人も、課長になってやる気を出したところが次の年にまた配置換えをされるようでは、なかなか真剣に取り組むことはできないと思います。そのときそのときうまく逃れればというような考えになりがちかと思いますが、これについてはどのようにお考えですか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） いろいろと御指摘のほうありがとうございます。今の所属長もそうですけれども、他の職員も含めてですけれども、やはりそういうところの部分については、議員おっしゃるように、こちらとしても少し認識をしております、課題というところもございます。できる限りやはり将来のことも考えながらですけれども、先ほどの話、適材適所の関係もありますけれども、3年から5年というのが一般的であるのかなと言いながらも、やはりこの1年、2年で交代をしなければならないという部分につきましては、いろんな要因がございますけれども、できるだけそういったことがないようにしていくことも必要ではないかなというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 先ほど来申し上げますように、私は根本的にこれは職員の人材不足が原因でないのかなという具合に思います。やはり国の基準があっても、競争の社会ですので、よそよりもより優秀な人材をたくさん集め定着していただくために

は、給料面及び何らかの形で待遇の改善をしていかなければならないという具合に思っております。愛荘町から、中にはよその市町へ移るといいますか、職員も多々おられるようでございますけれども、その辺については個人の自由とはいえども、やはり寂しい限りであります、これについてはどのようにお考えですか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 職員のマンパワーの不足というところもやっぱりございます。そういったところもあって、今、定員が196名というところでございますけれども、来年度に向けてそれに近い職員のほうの確保をさせていただきたいなというふうに思っております。ただ、根本的には、やはり今の業務がスクラップ・アンド・ビルドといいますか、業務が増える一方な部分がございます。確かに業務改善、DXとかも入れながら働きやすい環境にはなりつつありますけれども、そういった業務が見直しができない部分もちょっと課題なのかなというふうに思っております。それと、働き方改革等においても、これはいいことなんですけれども、そういったところで職員さんの働きやすい環境とともに、やっぱり職員自体も能力のアップをしていかなあかんというところも課題としてありますので、そういったところも踏まえて総合的に今後考えていきたいなと思います。いずれにせよ、おっしゃるように魅力のある職場というところが、今後また職員募集していく上で優秀な職員が確保できるのではないかなというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 次に、昇給基準についてお尋ねをいたしますが、公務員はやもすると年功序列、年数がたつことが最大の昇給になるように捉まがちですけども、やはりその辺についてはぜひとも年数が若くても優秀な頑張る職員はピックアップして、管理職なり係長なりに昇給をしていただく制度にしていきたいという希望をさせていただきます。

次に、愛荘町東部開発の現状と斧磨地先の開発についてお尋ねします。

町東部地域の開発は町長の公約でもありました。以前私が、町長自らがトップセールスで企業誘致をお願いしたいと申しましたところ、斧磨地先で某企業さんと直接お話をして開発を進めてもらっているというお話がありましたが、その後どうなっているのでしょうか。聞くところによると、その企業は進出を断念したそうで、地元の人たちは、あの大きな開発地に悪質な新興宗教などの施設でも来たらと心配しているよ

うであります。現状をお聞きします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 御質問を頂きました答弁は、担当課長から御答弁を申し上げます。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 斧磨地先の開発については、民間業者が滋賀県の都市計画法に基づく諸手続をされていると伺っております。現時点におきましては、進出される企業が決定されたなどの情報はございません。東部地域の開発の現状については、民間業者により法令遵守のもと、土地利用がされております。

村西議員の御質問でも答弁いたしました。現時点では町行政が直接的に投資する予算化の予定はございません。繰り返しになりますが、東部エリアのコア施設となる湖東三山館あいしょうの指定管理者による事業開始をはじめ、(仮称)湖東みらい線の計画化やラウンドアバウト設置など、社会基盤の整備とともにぎわいの創出を担当課と連携を図り取り組んでまいります。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 先だって私、斧磨地先の開発現場を見に行きましたところ、法面が崩れて道路側に砂利や土が多く、落石、崩壊をしておりました。また、今の答弁によりますと、町が企業誘致をしたのではなく民間会社のほうから開発計画をして、勝手にといたしますか、向こうさんから開発をしておられるのでどんな企業が来るのかは私らは関知しないというか、知らないということでございましたが、地元説明会には予定企業が説明に行かれたという具合に聞いてるんですが、その辺についてはどのような状況だったのでしょうか。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 当初、開発の計画をされておりました企業の監督というか、現場を指揮されておられる方が、地元の組織とともに安全委員会というのを地元で立ち上げられて、そこで毎月定例でその工事の進捗状況等をお話しに行っておられまして、そのときに地元からも町のほうにも同席をとということで、私どももほか課員で、毎月その安全委員会において工事の進捗状況等を一緒に確認等をしておりました。その中で、議員御指摘のとおり、今まで開発をされておられました企業からちょっとまた新たなところに委ねられまして、今、開発等の計画を順次練り直して、

その土地利用について考えてはおられます。その中で、そうした前例があるというところで、一定、町のほうもどういった土地利用されるかというのは、議員も御心配しておられるとおり、町としても雇用の創出であったりとか、地域の活性化が図れるような企業のほうにも来ていただきたいというふうにも考えておりますので、そこは地元の自治会も当然同じような思いで考えてはおられるというふうに思いますので、そうしたところでしっかりと企業のほうから、今、開発をされている業者等からも、もし町のほうに何らかの御相談がありましたら、地元の意向もしっかりと酌んでいただいた上で企業誘致等を頂けるような形で助言というか、連携を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 今ほど町も交えて安全会議を進めていたということでございますが、町も交えながらあのように法面が崩落するような開発が行われていたのかということについては大変心配をしております。

そして確認でございますが、当初進出しようとしていた企業は進出をしなくなったのですか。それについての確認をお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 当初、進出を予定されていたという企業が、今もそうした意向をされているかというのは、その部分に関しましては、まだ都市計画法上の手続が終わっておりませんので、まだ明確にそのまま都市計画の企業がそのままこちらに来られるのか、また新たなところは、今の時点では把握のほうはしておりません。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） つまり、どの企業が来るか分からない開発をされておられるということですか。それと、法面についてはあのようなことが予測されたのではないのかなと思いますが、建設・下水道課としてはそれには全く躊躇しなかったのか、それについてもお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁申し上げます。企業につきましてはあくまでも民間の開発になりますので、その部分に関しては、やはりこの開発業者等がどういった企業を誘致されるか、その企業を誘致される中で、地元の意向も踏まえまし

ていろいろな企業等、業態につきましても地元等にもしっかりと説明された上でその企業誘致を図られるということで進んでいたようにも考えておりますので、そこは引き続き、また地元のほうにもしっかりとお話をされる中で進められていくのかなというふうに考えております。

それと法面の崩落でございますが、当然、私もちょっと現地のほうに行きまして確認をしております。ただ、今、開発業者さん、その土地を所有されておられる業者のほうから、その道路の設計であったりとか、そういうその法面の崩落の是正を依頼されている業者のほうに、どういった工法で法面の復旧であったりとか、今後また再発の防止に向けた工法であったりとかを業者のほうと詰めて協議をされておられますので、そこで町のほうとしてもそれで問題ないかというちょっと確認等はさせていただきながら、最終的には道路として町のほうに移管等していただくという形で進めておりますので、そこをしっかりと、最終的な将来的な部分を見越して、町のほうとしても町道の基準に合致するような形でそれを移管いただくような検査、調査等をしながら、今後、復旧やしかりとした道路構造をしていただけるような形で取り組んでいただくという経過を一緒に見ていながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 私は、開発をすることが目的ではなく、やはり企業を誘致するための開発であってほしいと思いますので、どこが何をすることも分からないような開発はやはり適切でないし、地元民も町民としても不安ですので、その辺についてはしっかりと利用する企業を選定し、もしくは誘致をし、ぜひとも愛荘町に来てほしいということをお願いして進めていただきたいと思います。

また、アーチェリー会場の国体後の有効利用について、先日、わたしがSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会で、岩手県の雫石町の職員さんが、アーチェリーのまち雫石の実現に向けた取組についてと題してすばらしい事例を発表され、町内の小林様より矢取地蔵とアーチェリー競技についてという、我々が思いつきもしないようなすばらしい大きなまちづくりのヒントになるお話をお聞かせいただきました。後日、町長に、これらのことや全国的に見てもすばらしい宇曾川ダムやダム公園を利用して、東部地域の開発について進言をしました。

先ほど来より村西議員や澤田議員からも東部開発については質問がありましたし、

ぜひとも進めるべきだというのが議員としても町民としても意見ではあると思います。そのときも町長は、先ほども一緒でございますけども、土地が東近江と隣接しているとか、安全性やいろんなできない理由や困難さばかりを述べられるだけでなく、それらを打ち破り成し遂げるのが町長の手腕であり、大事なことではないかと思えます。

また、伊吹山の麓に、GTRやフェラーリ等の高級スポーツカーを全国から招き入れオートレースなどをやっている事例を述べましたところ、町長はそのことはよく知っておられ、あの会社はうまくやっていますねと言われました。私は民間会社が運営することまでは知りませんでした。スキーブームが済んで寂れた山奥のスキー場跡でも、知恵と工夫により全国から富裕層を多く集めて活性されている事例は幾つもあります。そのときも、私は町でやれなければ企業でやっても成り立つように、例えば固定資産税等、町税の優遇措置等いろいろと町でできる施策があるのではないかと述べました。もっと積極的に、観光をはじめ企業誘致について進めていく気はないのかお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 町をPRできる絶好の機会として、来年の10月に国スポ・障スポのアーチェリー大会を控えており、本年5月には国スポ・障スポ愛荘町実行委員会の第2回総会が開催されました。その際に、岩手県雫石のアーチェリーのまち雫石の実現に向けた取組についての報告、また矢取地蔵とアーチェリー競技についての事例発表があり、上田議員がおっしゃるとおり、大変すばらしいお話をお聞かせいただき感謝をしているところです。

議員に例示いただきましたスキー場の夏の取組は私も存じ上げておりましたが、当該民間事業者の意欲的な取組が通年を通じて奏功されているものと存じます。官民間問わず、様々な事例を参考にしていきたいと感じています。どの土地においても、歴史的に町の活性化に観光は重要な要素であり、また各地においてもその地の住民や民間事業者が魂を込めた歩みの中で生み出された価値とストーリーが共感を生んでいます。町長就任以来、東部振興に関し、いいアイデアはあるんやで、誰かにやってもらったらい、俺はやらんけど、というお話はこれまでも多く触れてきております。この度、様々な知見をお持ちの中で積極的にとおっしゃっていただいておりますので、ぜひ事業者にとっても利益の出る、町民の持ち出しで運営されるのではない、三方良しの持

続可能な振興に向けてお力添えを頂けますれば大変幸いに存じます。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 先ほども金剛苑の利用やとか三山館前の利用について、一般質問の中で答弁がありました。私はその中で強く感じたことは、やはり町が積極的に誘致をし応分の負担をすること、例えば三山館の指定管理や本陣については、指定管理として多大な負担をしております。それは必要だからしているわけですが、それらと同じように、例えば東近江市が駅前にホテルを造ったときに、市税やとか市からの援助をかなりされたという具合に聞いております。そういう形で、投資という観点から町からの持ち出しをしてでも誘致をしたいという気はあるのか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 民間の方々が事業着手をされる、そこに関心をお持ちになるというときに、やはりインセンティブということは大事な要素カードであるということとは私も思います。その意図があるかどうかということも今お問いを頂きましたけれども、もちろんそれにふさわしい環境設定ということを当方が整えていくという必要はあります。特にこの宇曾川ダムエリアということに関しましても、いろんな制約が確かにございます。その辺りの整理ということをしていくということが、まず第一歩にはなってくるのかなというふうには思っております。いろんな開発、やっぱり民間の方々も意欲は当然お持ちでございます。とはいえ、アイデアということは結構多くの方に実は頂くんですけれども、じゃあそれが本当に現実的にできるかと言えば、ちょっとそこはよう分からへんねけど、そっちのほうで何かうまいことやったらええがなというのがどうしてもやっぱり多くて、そういう点においては、リアルに進みそうな案件というところにまだまだたどり着けていない、それは私もそうでございます、行政もそうでございます。もしかしたら議会の皆様もいろんな御縁をお持ちという中においては、やっぱりこれとして進むぞという現実実現性の高いものということを、共に案件に仕上げていければ大変ありがたいというふうに思うものでもございます。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 私は、愛荘町東部地域、宇曾川ダムを中心としてインターから307のエリアは大変魅力的な開発のエリアであるという具合に強く感じますが、やはり企業人として採算面から見るとやはり難しいところがあるのかなという具合に

も感じております。町長もちろんプロでございますので、高島のほうには我々がとても泊まれないような立派なホテルも建設されておられますし、愛荘町にも何らかの形で投資をしていくような企業をぜひとも探していただきたいと思っておりますし、具体的なプラン、また企業を紹介した場合には、積極的に乗っていただきたいなという具合に思います。

最後に、空き家問題についてお尋ねをいたします。

私は、議員に当選当時より、空き家問題は改修補助金よりも朽ちかけた老朽化住宅の解体補助こそが必要だと訴えてきましたが、町は解体はあくまで所有者責任だと突っぱねてきました。その後、他の議員も同調いただき、その必要性を多くの議員が求めました。国も特定空家の対策の必要性を認識して、その対策に乗り出しました。本町においても、具体的な取組を始められたことは大きな一歩であります。現在、補助対象となるような、現在、補助体制、予算は取っておられないようでございますけれども、補助対象となるような空き家は町内に何戸ほどあるのか、また空き家対策の改修補助金について、県内で住民が住まいにするための改修補助金は1戸当たりどの程度出てるのか尋ねます。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 解体補助金、解体補助対象となる空き家は何件あるかについて御答弁申し上げます。現在、特定空家等に対する解体補助金については予算化はしておりません。令和6年度中に法定協議会を開催し、その中で制度内容等について、十分御議論や御意見を賜り、早ければ令和7年度からの施行に向け取り組んでいる状況でございます。

条例に基づき、区長・総代様から情報提供を頂いた物件総数は現在50件あり、その中で特定空家に該当しそうな件数は8件程度となる見込みでございます。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 補助制度を設けている県内12市町の補助金の平均は80万円程度でございます。近隣では彦根市が120万円、東近江市が40万円、多賀町は100万円というような状況でございます。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 空き家の解体につきましては、過度の委員会においても議論

をさせていただきました。改修補助金のように画一的な補助にならないように、義務者といえますか、空き家の持ち主の資産状況や所得等についても十分加味して、不公平感のない方策をお願いをしたいと思います。

また、改修補助金につきましても、先ほど来申しておりますように、愛荘町については、これらの平均からは飛び離れて多うございます。このことについての理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 空き家の改修補助につきましては、令和3年度から3年間令和5年まで運用しております、令和6年度から新たに制度のほう、補助金の内容のほうを変更いたしました。今現在、空き家の補助金につきましては、補助上限を200万円としております。この金額の設定につきましては、令和3年から5年につきましては限度額300万円ということで運用をしておったんですけれども、その改修にかかる経費が平均したら600万円ぐらいかかるというところなんです。その2分の1ということで令和3年から5年の補助制度を運用しておったんですけれども、やはり実施される数に対応できるように金額のほうを減額して、今回設定をしたものでございます。実績につきましては、令和4年につきましては3件、5年につきましても3件ということで、本年度も今2件の申請を頂いているような状況でございます。確かに他市町と比較いたしますと、その平均値から金額のほうは上回っているような状況でございますけれども、やはり前回のその制度のときも御説明をさせていただいたとおりでございますが、空き家の改修につきましては、なかなかそのインセンティブを働かさなければその改修が進まないというところもございます。そういったところを踏まえまして金額のほう、こういった形で設定をさせていただいておるといような状況でございます。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） ただいま対象者に応じて金額を下げたという具合におっしゃっておられますが、対象者が多くなったから下げたというわけではないと思ひます、この数字を見る限りね。それと、やはり何回も申してますように、業者が買い取って再販をする物件にまで補助金を付ける。しかも、年間3件もしくは2件余りの対象者に、今200万とおっしゃいましたが、いろんな補助金を足していくと更に倍近い、

倍を超えるような金額になるわけですので、それらについてはやはり十分見直すべきであると思います。むしろ、空き家の対策については、それらを使って例えば町内にUターンをしていただくとか、ゲストハウスにして町内に訪れていただくところにこそ補助金を付けるべきでないのかなという具合に思いますが、これについての答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） この今回の補助金、令和6年度からの補助金につきましては、空き家を改修して、それを御自身が居住または店舗として使用しない場合につきましては100万円というふうに限度を下げしております。200万円の改修補助につきましては、議員おっしゃるとおり、例えば転入されてきた方が住まわれたりとか、あとは3世代同居であったりとか、そういった地域の発展といいますかに寄与するようなケースにつきましては、加算というのを更に付けるというようなことで制度のほうを運用しております。確かにおっしゃるとおり、その金額的にはどんどん増えていくというような形になるんですけれども、やはりそういったその子育て世帯や地域の高齢化、少子化が進んでいく中に、新たな世帯が入ってこられて地域を支える一員となつていただくといった、そういった方向に進められるという幅広いその効果も含めた中で、この施策、制度を進めていきたいというふうに考えているようなところでございます。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 私はこの僅か3件、また2件、4件がそれらの制度に合致した町としての公共としての施策として成功しているという具合には思われませんが、それよりもむしろ、今も申しましたように、例えばよその町から転入を頂く方、またゲストハウスや店舗として利用していただく方に限定をして行うべきものだと思いますが、少なくとも家の改修はもう大方のといえますか、多くの町民の方がされておられます。家の改修については補助金は出ない、それは当たり前のこととみんな捉えておりますのであれですけども、この空き家を改修するところに特化をして多大な補助金を付けることについては再度疑問を持ちます。これについての効果は、この3戸が利用したということで成功だという具合に思っておられるのかどうかについてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 確かにその数でいきますと3件というところで、今までの町に存在する空き家に対しますと数は少ないというところかと思えます。こういった町の中の空き家の利活用という動きというものを皆さんに知っていただき、一番は空き家にならないように、そういった皆さんの意識づけにつながるというところは非常に重要な部分であるかなというふうに思っております。確かに、件数という部分につきましては比較した場合に少ないというところがございますけれども、やはり地域の中でもそういった空き家に新しい方が住んでいかれるというところの啓発という部分では、非常に重要な部分であるというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 空き家にならない施策をすることは大変重要な施策であると思えます。これは現実的に空き家になった空き家に対しての補助金ですので、それらとは少し違うのかなという具合に思いますし、限られた予算の中をどのように町民に使っていくのかということは大変重要なポイントでございます。私は再三申し上げますように、2万何がしかから僅かと言うと失礼ですけども、3戸のためにこれらの予算が予算立てされて実行されているということについては疑問を呈しまして、質問を終わります。

○議長（森野 隆君） ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開を4時50分といたします。

休憩 午後4時35分

再開 午後4時50分

○議長（森野 隆君） 休息前に引き続き議会を開きます。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（森野 隆君） 一般質問を続けます。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江です。私は、あなたの1日プロデュース事業について、古紙類の回収について、予防接種について、マイナ保険者につい

での4項目について一問一答で一般質問を行います。

まず初めに、あなたの1日プロデュース事業について質問します。

国庫支出金を受けての事業は令和6年度で終了する予定になっており、介護予防のための令和7年度からも事業を継続することをこれまでも求めてきました。国庫支出金を受けての事業は令和6年度で終了する予定になっており、あと半年余りと期限が迫っています。3月議会での私の質問に対して、継続できる方法について考えをまとめ、国や県の補助金獲得へのアンテナも張りながら総合的に検討させていただくと答弁しています。また、6月議会での議員の質問に対しては、地域での取組へ移行することが難しく、町による事業の継続実施を要望するお声をお聞きしている、地域での取組については会場や指導者の確保、実施方法などについて課題がある、こういった状況を十分考慮した上で、令和7年度からの事業の在り方を検討する必要があると認識しているとの答弁でした。行政も継続の必要性を認識していて、運営面、財政面などの課題をクリアするために工夫されていることを感じます。

1点目に、あなたの1日プロデュース事業を令和7年度からも引き続き行うための進捗状況について答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） あなたの1日プロデュース事業については、高齢者の健康づくりによる介護予防にとどまらず、地域の皆さんや企業、子供から大人までの幅広い世代の地域資源を巻き込んだ愛荘町独自の地域共生社会の在り方を提言してきました。

この町の重要な施策を継続実施する財源を確保するため、去る7月22日、滋賀県庁に出向き、令和7年度県予算に関する要望活動を行いました。有村町長から、三日月知事をはじめ関係部長に、滋賀県をリーダーとした健康しがのさらなる取組、補助金の創設を要望しております。

また、8月12日には、事業のトータルコーディネートをお願いしている町社会福祉協議会と福祉課とで今後の事業の在り方について協議を行い、共にアイデアを出し合いながら実証方法を調整する段階に入っております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧すみ江です。それでは、2点目の質問を行い

ます。あなたの1日プロデュース事業についての2点目の質問を行います。2点目に、事業を継続するための取組として今後何が必要なのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） お答えします。

今日まで、国・県からの補助金、交付金等の財源を活用して実施してきた事業であるため、財源確保が重要となります。現在、この財源確保が不確実な中で事業を継続するためには、限られた財源の中でより効果的で効率的な事業を実施していくことが必要です。

そのためには、本事業をより多くの方々に利用していただくこと、そして事業内容の充実が重要であると認識しており、工夫を凝らした提案ができればと思います。

今後精査していきますが、健康元気もりもり教室については、送迎の在り方や開催回数の見直し、より多くの方に参加していただくための会場選定、講師とスポーツリーダーの併用、DVDなどの取組媒体の貸出し等を検討しています。また、居場所事業では、ヘルスツーリズムを兼ねた外出支援の開催頻度や定員設定等の調整が課題と捉えています。

人生100年時代を迎え、町と愛荘町社会福祉協議会が両輪となって、高齢者の体の健康と心の健康づくりを推進し、高齢者が元気なまちは若者も住みたい・住み続けたいまちとなることを発信し続けられるよう、令和7年度以降の事業の在り方を丁寧に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 3点目に、令和7年度からもあなたの1日プロデュース事業を継続することを求めますが、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 現在、令和7年度からも継続実施できるよう、事業の在り方を前向きに検討しているところです。

先ほども御答弁させていただきましたが、健康元気もりもり教室、あなたの1日プロデュース事業は、体の健康と心の健康を兼ね備えた介護予防と健康づくり事業であります。愛荘町の高齢者人口は年々増加している中において、要介護認定率がここ10年間横ばい状況を維持できているのは、本事業の成果だと考えています。

そのため、事業の継続実施に向けて今後も調査・研究に努めていきますが、より多くの方々が参加していただける魅力のある事業運用に努めるとともに、本事業の参加者アップのための周知方法等を考えていきます。誰も取り残されない、みんなが主役の社会へをテーマとした地域共生社会の愛荘モデルの代表的な事業を、今後も創意と工夫により、さらに効果的な事業となるよう努力研究してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問をさせていただきます。今、答弁で、継続実施できるよう事業の在り方を前向きに検討しているとのことをお聞きしました。本当に努力していただいているのはよく分かります。町民の方からちょっとお聞きしたお話を紹介したいと思います。高齢者の方の声ですが、来年の4月からなくなったら行くところがない、デイサービスに行くようになるのかなというようなことを直接お聞きしました。あなたの1日プロデュース事業は自立の高齢者対象ですが、そこに通っていた人が総合事業のデイサービスに行き、自立でも基本チェックリストの対象者、また要支援認定を受けることになってしまいますので、介護サービスの対象者に近づくこととなります。これまで元気で頑張れると考えていた高齢者を、行くところがないという理由で介護サービスを考えるように仕向けることは介護予防に後退することになります。こんなことはあってはならないことで、介護予防を進めるためには、高齢者が楽しい時間を過ごせるような条件づくりを行うことが必要であり、利用者も多く喜ばれているこの事業を継続させることは必須の課題だと考えます。このことに対しての见解を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。プロデュース事業に参加されている高齢者の皆様から学ばせていただいているのは、この事業が介護予防に取り組むに当たり一番大切な生きがいを感じておられる点でございます。継続的に参加することによる習慣性と達成感の獲得、また集うことによる仲間づくりからの頼り頼られるかけがえのない存在を感じることによる自尊心の向上など、人生100年時代のライフスタイルの在り方を高齢者の方々が自らデザインされる中で、行政が生きがいを提供できる類いまれな事業と捉えております。愛荘町はどんなことに取り組んでいるのか聞かれたときに、すぐに健康元気もりもり教室や居場所事業を上げることができ、

皆さんから、これほどまでに継続の声を頂ける重要で魅力的な事業に育ったことを担当課長としても誇りに思っております。地域共生社会の在り方の提案例として、高齢者のみならず様々な方々の支援でつくり上げてきたプロデュース事業です。こういった流れを大切に、元気な高齢者の源としてよりよい事業として継続できるよう、創意と工夫で取り組んでいきたいと考えておりますので、御支援いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。本当に、愛荘町が介護予防に力を入れているということはいろいろな場所で読みますので、本当に今後ともより一層力を入れていただけますよう、この事業の継続実施、必ずやっていただけますよう要望して、次の質問に移らせていただきます。

次に、古紙類の回収について質問します。

愛荘町のごみ減量目標は、令和元年度に対し15%の減量を令和13年度までに行うとされています。この15%の減量目標をできるだけ早くに達成して、さらなる減量化に進むことが必要です。ごみ減量化を進めるポイントの1つは、細かく分別して資源回収を進め、最終の廃棄物を少なくすることです。古紙回収は集落のごみステーションでは行われていません。したがって、自動車を運転しない高齢者などは拠点回収に持ち込めないため分別収集が難しい状況です。昨年の12月議会で行政は、拠点回収場所まで搬出できない高齢者等への配慮については、今後も関係各課と議論していきたいと答弁しています。そのときに私は、トラックでのごみ回収と同時回収をすれば来年度からの古紙回収の実施は可能ではないか、ステーションで月1回の回収をしている白色トレイとの同時回収なら可能ではないかと提案しました。行政のやる気次第と考えます。

古紙を誰でもが資源として分別できるように、各集落のごみステーションでの古紙回収を実施することを求めますので、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（山本拓也君） 御答弁申し上げます。町では、今年度もチャレンジ家庭ごみ15%減量化作戦を実施しています。議員の御質問のとおり、資源になる紙類の分別はごみの減量に大きな効果がありますので、年4回実施する資源ごみ

の拠点回収や愛荘エコステーションへの持込みを呼びかけており、年々御利用者が増えてきていることから、その効果を感じています。

しかしながら、新聞、雑誌、段ボール、雑紙など、古紙類を地域のごみステーションで回収することにつきましては、以前に御答弁いたしましたとおり、現在は考えておりません。これは、ごみステーションの容量や管理方法が地域ごとに異なるため、雨に濡れた場合に資源化が困難になる古紙類を回収できない懸念があるためです。

また、白色トレイは、月に1度、町内を車両2台4人体制で回収していることから、古紙類を同時に収集するには車両や人員を増やすことによる回収費用の増額が避けられないため、現時点では古紙類のステーション回収は困難であると考えています。

なお、町では、自らごみを回収場所に持ち込めない御高齢の方を対象にふれあい収集事業でごみ出しをお手伝いしており、今年度から古紙類もカバーしています。御希望を頂いたときは丁寧に御案内し、古紙類の資源化に御協力いただけるよう努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問をさせていただきます。

最後の答弁されたところですが、ふれあい収集のことを答弁されていました。ふれあい収集では今年度から古紙回収も始まりまして、弱者に寄り添う優れた施策だと思います。でも、このふれあい収集の対象者は、ごみを回収場所に持ち込めない高齢者の方です。ごみを回収場所に持っていける高齢者の方でも、車に乗れないので拠点回収には持っていけないという方が、この方がたくさん数多くいらっしゃいますので、その対応をどうするのかということになります。先ほど申し上げたとおり、昨年の12月議会で、拠点回収場所まで搬出できない高齢者等への配慮については今後も関係各課と議論したいと答弁されています。具体的にどのような施策を考えているのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。ただいまの質問につきまして、福祉課での取組につきましてお答えさせていただきます。答弁にもありましたふれあい収集事業におきまして、ごみの搬入が難しい世帯の支援を以前から行っております。委託業者により収集いただいておりますのは、燃やすごみ、燃えないごみ、金属類、瓶、瓦礫、白色トレイの町のごみカレンダーに掲載されているものでございます。こ

れらに加えて、本年4月から資源ごみである、雑誌類、古紙類を新たに追加いたしました。登録は8月末現在で28件となっておりますが、うち何件が資源ごみを出されているかは現在のところ把握はできておりません。本事業は、高齢者に特化したものではなく、介護保険制度の要支援、要介護の認定を受けておられる方、各種障害者手帳をお持ちの方のみの世帯で構成された御家族に対しサービスを提供しております。よって、御家族にごみをステーション等へ搬入できる方がおられる場合は対象にならないということになります。しかしながら、以上の対象要件以外にも、ごみの搬入が難しい特別な事情が十分に確認できる場合は対象とさせていただく場合がございます。対象世帯については福祉課職員が訪問の上、家族の状況等の聞き取りを行わせていただき、状況確認をさせていただいた上で、月1回開催いたします庁舎内のサービス調整会議に諮った上で決定をさせていただくというような流れになっております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 丁寧に説明していただきましてありがとうございます。ですから、ふれあい収集はとてもいい制度だと思います。弱者に寄り添って、そうやって助けていく制度だと思いますけれども、やはりステーションまでごみを持ち込める高齢者の方が気軽に古紙も持っていけるような施策がまた必要だと思います。それで、今の先ほどの答弁では、古紙類が雨に濡れた場合の懸念と回収費用の増額があるとの理由で困難ということを言われていました。私は全く無理なことを言っているわけではなくて、これなら実施できるのではないかとこの提案をしています。雨の対策や費用のことは事業者の方と協議していただいて、可能な対策を考える前向きな努力をしていただければいいと思います。これならできるという方向性を見いだしていただきたいと考えます。古紙類の新聞紙、雑誌、雑紙を分別して資源ごみとして出すことが定着すれば、ごみが減量化できます。ごみ減量化のために今できることから進めることが必要ではないでしょうか。古紙類がごみにならないために町民の利便性を図ることは、ごみ減量化ができ町民の利益にもつながります。今、ごみ減量化のために実施の可能性が高い古紙のステーション回収を、具体的な実施計画を立て早く実施することを求めます。12月議会で提案したように、トラック回収と抱き合わせで行うなら可能と考えます。収集業者の方々と協議しながら一度試験的に行ってみることを求めますので、これに対する答弁を求めます。

○議長（森野 隆君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君）　　御答弁申し上げます。議員がおっしゃっていただきましたように、町内で古紙類の分別が定着いたしますと、家庭ごみの減量化が図れると思います。しかしながら、さきに御答弁いたしましたとおり、他の資源ごみと古紙類の同時回収につきましては、自治会ごとのステーションの容量不足の課題が大きく、あふれた場合は水に備えて自治会役員の皆様でごみを管理いただくなど、個別の対策が必要となります。施行となりましても古紙類のステーション回収は困難と考えているところであり、御理解いただくようお願いいたします。

○議長（森野 隆君）　　11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君）　　ごみのステーション、古紙類のステーション回収というのはほかの市町でも行っていますので、本町でも必ずできると確信しています。そして、その今、実施されている市町のほうにも調査していただいたりして、できるだけ早く実施することを再度要望して、次の質問に移りたいと思います。

次に、予防接種について2点質問します。

1点目は、子供のインフルエンザ予防接種は1人の子供につき2回の接種が必要で、兄弟がいれば更に大きな保護者負担になることを御理解いただき、子供のインフルエンザ予防接種に町の補助をすることを求めますので、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君）　　福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君）　　お答えいたします。

子供のインフルエンザ予防接種は、1人の子供につき2回接種が必要であることから、兄弟が多ければ保護者の負担が増大することを承知しているところでございます。しかしながら、子供の季節性インフルエンザについては、予防接種法の定期接種の対象疾病に属しておらず、高齢者のインフルエンザにつきましてもB類疾病となっており、予防接種について努力義務が課せられていないような状況でございます。

そのため、町では高齢者の重症化予防を目的として、65歳以上の高齢者に対しインフルエンザワクチンの接種ができるよう支援を行っております。

昨年度の12月議会でも答弁させていただきましたとおり、高齢者のインフルエンザ予防接種の個人負担金は、県内19市町において1,000円から2,260円まで各市町で差異がございます。

愛荘町につきましては、個人負担金を今年度から1,000円とし、昨年度の1,300円より300円の個人負担金の軽減を図ったことにより、県下では一番負担額が低い町となっております。

このように、町では高齢者の重症化予防のため、1人でも多くの方が安価でインフルエンザの予防接種ができる環境整備を優先的に努めていることから、お子様についての対象の補助は考えておりません。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今、答弁いただきましたけれども、次の質問でも取り上げているんですが、高齢者の重症化と命を守るための施策も歓迎するわけですが、それに併せて子供に対しても健康を守り子育てを支援するために、今後この子供に対してのインフルエンザの予防接種に対する補助を検討していただきますことを要望しまして、次の質問に移ります。

次は、予防接種についての2点目です。

2点目については、高齢者の予防接種について、インフルエンザとコロナワクチンも重症化を防ぐために町が補助をして負担軽減をしていただくことを求めますので、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 健康推進課長。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、高齢者のインフルエンザの個人負担金につきましては今年度から1,000円とし、個人負担金の軽減を図っているところでございます。

また、コロナウイルスワクチンにつきましては個人負担金3,000円として、65歳以上の高齢者の重症化予防のため、予防接種が受けやすい環境整備に努めていきます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問をさせていただきます。インフルエンザワクチンとコロナワクチンそれぞれの実費金額はどのぐらいなのか答弁を求めます。また、町として金額設定においての国費、県費、町費の割合について答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 健康推進課長。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木

村美紀君） まず、ワクチン代を含む接種費用、彦根医師会の単価につきましてですけれども、インフルエンザワクチンにつきましては1件当たり4,750円、コロナワクチンにつきましては1万5,200円の設定となっております。そのうちインフルエンザワクチンにつきましては個人負担金1,000円、コロナワクチンにつきましては個人負担金3,000円で、それぞれの接種費用はおおむね2割程度を設定させていただいております。

国費、県費、町費の負担割合についてですけれども、インフルエンザにつきましては、地方交付税措置によって接種費用のおおむね3割程度が交付を受けているものがございます。コロナワクチンにつきましては、昨年度まで特例臨時接種として全額国費で実施してきたところもありますので、接種料の軽減措置として今年度限り1件当たり8,300円助成があります。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） もう1つ再質問させていただきます。今、コロナワクチンのほう、また再接種が行われるわけですが、そのスケジュールはどうなっているのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 健康推進課長。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） コロナワクチンの接種スケジュールについてですけれども、高齢者の季節性インフルエンザと同様に、接種期間は10月1日から令和7年の1月31日までを設定しております。これに併せて、接種日当日に満65歳以上の高齢者に対してインフルエンザとコロナワクチンの予診票を同封し、10月1日までに個人通知させていただくように、今、進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは次の質問に移ります。

最後に、マイナ保険証について質問します。

マイナ保険証は、医療機関や薬局に設置されたカードリーダーで患者本人かどうかを認証するオンライン資格確認を行います。政府はマイナ保険証の利用促進を狙いますが、1月の利用率は11.13%に留まりました。残りの88.87%が保険証を選

扱っています。利用者数の伸び悩みは、健康保険証と別人のマイナンバーが誤ってひもづけされたなど、相次ぐトラブルが原因とされています。

マイナ保険証への移行は、患者も窓口で働く職員にとっても不利益をもたらします。また、医療機関の経営難をもたらします。政府は、医療DXに関連するシステム開発などについて、国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保するとし、あくまでマイナ保険証への移行に固執しています。政府は開き直りをやめ、国民から起こっている反対の声を受け止めるべきです。

カードの保険証利用を登録した人向けに新たに発行する（保険）資格情報のお知らせをA4判の紙1枚で交付します。現行保険証を存続すれば不要な話ばかりです。資格情報のお知らせは、患者が医療機関や薬局にかかった際、保険証利用を登録したカード、マイナ保険証が読み取り機でエラーになるトラブル時に提示するものです。氏名や被保険者番号、患者負担割合（所得に応じ割合が異なる70歳以上のみ）など記載されています。トラブル時だけではありません。読み取り機の導入義務化対象外の施設もあります。カード1枚で受診していただくという国の説明と違い、マイナ保険証だけで受診できない事態が起きているのが実態です。全ての国民が安心して保健医療を受けられるように、現行保険証を存続すべきです。

町で状況把握できる医療は、国民健康保険と後期高齢者医療です。

1点目に、国民健康保険と後期高齢者医療のマイナ保険証の取得者数とその利用率について答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） まず、本町における国民健康保険のマイナ保険証の取得者数と利用率についてお答えをいたします。令和6年6月1日現在で、国民健康保険の被保険者数3,415人に対し、マイナ保険証取得者数は1,981人であり、取得率は約58%で、利用率は6.49%でございます。

次に、本町における後期高齢者医療のマイナ保険証の取得数と利用率についてお答えします。令和6年6月1日現在で、後期高齢者医療の被保険者2,640人に対し、マイナ保険証取得者数は1,332人であり、取得率は約50%で利用率は4.61%でございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今の答弁について何点か質問をさせていただきます。全国的にも、マイナ保険証に登録しても実際に利用しているのは約1割で、9割が保険証として使っていません。町も、今の数字見れば同じような状況です。私も何人かの町民の方にお聞きしましたが、特に高齢者の方は、なくさないようにマイナ保険証を使わずに保険証を使っているというお話でした。来年の8月1日から国保証と後期高齢者医療被保険者証は使えなくなり、マイナ保険証にしていな方には資格確認書が送付されますが、マイナ保険証を持っていても利用されていない方の中で混乱が生じるものと考えますが、これに対する対応について答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） ありがとうございます。令和7年8月以降、被保険者に混乱を招かないよう、資格情報のお知らせを交付させていただきます。そのときに、分かりやすい方法で周知を行います。また、令和7年7月までの間におきましても、健康診査等の通知をさせていただく機会を活用しまして周知チラシ等を同封させていただきますとともに、町広報紙、ホームページなどを活用しまして周知に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） またこれについて再質問させていただきます。保険証の発行が停止された場合に、短期被保険者証、資格証明書、福祉医療の扱いがどうなるのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） ありがとうございます。健康保険証廃止に伴いまして、短期被保険者証や資格証明書につきましては廃止をされます。また、福祉医療費受給券、いわゆるマル福ですけれども、こちらにつきましてはこれまでどおり券を発行してまいります。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 政府は、資格確認書の様式は現行の実務システムを活用し、サイズはカード型、材質は紙、プラスチックとしています。資格確認書は現在の国保証や後期高齢者医療被保険者証と同じ形式になりますか。答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） ありがとうございます。国民健康保険及び後期高齢者医療の資格確認書の形式につきましては、現在利用していただいております被保険者証と同じサイズ、材質となるのものでございます。
以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 週刊金曜日という週刊誌に、保険証を残せと署名運動をしている全国保険医師団体連合会の名誉会長、住江憲勇さんの、そもそもマイナ保険証でオンライン資格確認するということは、どうしても無保険扱いの患者さんが生まれてしまうというお話が掲載されていました。

その理由として、①マイナンバーカード自体は申請主義なので、更新忘れをしてしまうと、たとえ保険料を払っていても無保険扱いになってしまう。②資格情報の変更があった場合に、情報が更新されるまでタイムラグがあること。このタイムラグの間は、資格が無効や負担割合の誤表示になってしまう。③システム障害、例えば停電や機器の不具合、あるいはサーバー攻撃によるシステムダウンなど、そういうときにはマイナ保険証を使えず資格確認ができないとのこと。

それは国民皆保険であってはならないことで、12月2日に保険証廃止なんて断じて許されることではないと医療現場からの切実な声を訴えておられます。ここにマイナ保険証の大きなデメリットを明らかにされていますが、マイナ保険証のメリット、デメリットについての見解を求めます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） ありがとうございます。マイナ保険証のメリットにつきましては、1つ目は総合的な診断や重複する投薬を開示した適切な処方を受けることができるとともに、特定健診などの情報を得ることにより適正な診察等を受けることができます。

次に、限度額認定書の申請提示が不要となります。マイナ保険証を利用すれば、事前の手续なく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

3つ目につきましては、医療費控除の確定申告を行うとき、マイナポータルで連携した医療費通知情報を行うことができます。マイナ保険証を使い病院や薬局で支払った全ての医療費が記録されることで、領収書の保管漏れの心配もなく、医療費通知、

いわゆる医療費のお知らせや医療費の領収書などから集計する手間がかからないため、簡単に確定申告ができるものでございます。

4つ目に、マイナ保険証を活用することにより、病院や薬局での窓口負担が減る仕組みに変わっております。

5つ目に、従来の健康保険証は就職や転職、引っ越しをするたびに役所に訪問し、書き換える必要がございました。マイナ保険証を使用した場合、保険証の交付を待たずに受診ができることから、多忙な時期などでも速やかに受診をすることができます。

次にデメリットにつきましては、マイナ保険証に対応していない医療機関が一部ございます。また、今年6年7月の28日現在のオンライン資格の都道府県別の導入状況でございますが、滋賀県につきましては92.6%が導入をされておりまして、全国でございますと平均が91.2%でございます。

次に2つ目のデメリットですけれども、議員からも御質問いただいておりますマイナンバーカードや電子証明書の有効期限が切れますと利用ができない懸念がございます。マイナンバーカード自体が10年、未成年者は5年、電子証明書は5年の有効期限があり、この期限が切れると使用できなくなります。有効期限の通知が地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISから御自宅に文書が届きますので、更新の手続が必要になります。

3つ目について、マイナンバーカードを紛失すると、再発行まで1か月か2か月程度時間を要します。その間は利用ができなくなりますが、今年の12月から申請時や紛失による再発行、あと海外からの転入者などにつきましては、特急発行の申請が開始が予定をされています。こちらのほうは、取得後、申請から1週間以内、最短で5日で可能とされているものでございます。

4つ目につきましては、オンライン資格確認と呼ばれる医療機関で使用しているシステムに不具合が出た場合、利用ができない場合がございます。

次に更新忘れ、いわゆる有効期限が切れた場合につきましては、今年6年の7月に実施されました厚労省所管の社会保障審議会医療保険部会で、今年12月から新たな取組としまして、電子証明書の有効期限満了後3か月間は引き続き資格確認を行えるよう対応するほか、更新されずに一定期間経過した場合は資格確認書を保険者の職権で交付する方針とされています。また、資格情報の変更によるタイムラグ、医療機関等の機器の不良によるオンラインの資格確認ができない場合につきましては、過去の

受診歴から確認した資格情報で請求を行う、もしくは被保険者番号等が不詳でも、本人が被保険者資格申立書を記載し請求を行うことで、マイナ保険証を持参した患者が資格確認書等を確認しなくても3割等の適切な負担割合で保険診療を受けることができるよう通知がされています。

また、高齢者がうまくマイナ保険証を使えない場合や、暗証番号を忘れた場合の対応としまして、目視確認モードによる資格確認が可能であることを周知するのに加え、来春をめどに操作を簡略するシステム改修を国のほうは行うとされております。いずれにしても、今ほど答弁しましたメリット、デメリットを被保険者に周知説明し、理解を得ていく予定でございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 住民課長にお伝えいたします。丁寧に説明していただくのは非常にありがたいんですけども、まとめてお話ししていただくということも必要かと思っておりますので、今後もう少しまとめて要点だけを言っていただきますように、よろしく願いいたします。

11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 本当に今のお話で知らなかったことまで知ることができて、本当に良かったと思います。本当に町民の方にこれを周知していくというのが本当にどんなに努力の要することかなと思います。

では、次に2点目に、資格情報のお知らせはどこが交付し発送するのか、また発送までの手順について答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 令和6年12月2日に健康保険証が廃止されることに伴い、マイナ保険証の所有者が自身の被保険者資格等を把握できる資格情報のお知らせは、保険者が交付をいたします。

現在、国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者が保持されています健康保険証の有効期限は令和7年7月31日までとなっており、健康保険証の有効期限が切れるタイミングで保険者から交付をされます。

また、令和6年12月2日の健康保険証の廃止後、新たに新規加入されました被保険者でマイナ保険証を保有されている方には、保険者から速やかに資格情報のお知らせが交付されることとなります。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） では、再質問をさせていただきます。先ほど質問、そして答弁の中で、読み取り機の導入義務化対象外施設というのが出てまいりました。この施設、どのような施設があるのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 読み取り機を設置する対象施設は、保険医療機関と保険薬局でございます。逆に対象外となるのは、訪問看護ステーションなり、接骨院、整骨院などとなっております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問を続けさせていただきます。先ほどから申し上げている資格情報のお知らせは、現在のマイナ保険証の利用率から考えると、来年の7月までは、今90%ぐらい、もっと多いかもしれませんが現行の保険証を使われているわけですので、それで用が足せるので必要とする方が少ないと考えます。来年の8月1日からは、読み取れない不具合や読み取り機の導入義務化対象外施設に行くときなどのために、常時持っていないと医療にかかれないうちが出てまいります。それで12月2日以降、答弁によると、新規加入した被保険者の方には、その2日以降に、つまり作ったときに、マイナ保険証に加入したとき、そのときに交付されると。そして、今、もうそれまでに作っておかれる方は、保険証の切り替え時に来年の8月までにそれを送付される、資格情報のお知らせ、マイナ保険証を持っている方に送付されるという説明でした。結局、今の整骨院とか接骨院とか、そういうところに長いこと行かなくて行ってみようかとかいう場合には、マイナ保険証が使えなくて資格情報のお知らせが必要になる場合も出てまいりますけれども、送付されてから長い間必要とされないような場合、そのような意思がない方も多いのではないのか、またその通知が送付されたのかどうか、あるのかないのか分からない場合もあるのではないかというふうに、そういうふうに懸念しますが、そのような、つまりマイナ保険証が使えない場合、だけど行ったときにマイナ保険証のある、機械が読み取り機があるところでも個人確認ができない場合がありますから、そのときも資格情報のお知らせは持っていかなきゃならないとは思いますが、そういうようなことを周知をどの

ようにされるのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） ありがとうございます。資格情報のお知らせを携帯されていない場合につきましては、マイナポータル画面を医療機関等で提示することで受診をすることができることを確認しております。このような例外的な場合の対応方法の情報共有等につきましては、被保険者に対し周知をするとともに、チラシなどで周知に努めて、ホームページなどでも活用して周知をしていこうということで、いずれにしても被保険者に広く継続的に周知をしていこうという計画をしております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは次の質問に移ります。

今の健康保険証は使えなくなるのという不安が広がっています。マイナ保険証ごり押しのため、政府が2024年12月2日、健康保険証の新規発行が終了との宣伝を繰り返しているからです。

マイナンバーカードの取得は任意であることが前提です。カードのあるなしにかかわらず、保険証を送付された人全員が2025年7月31日までは現行保険証を使えます。来年の8月からはマイナ保険証がない人全員に資格確認書を送付され、現行の保険証と同じように使用できます。マイナンバーカードを持っている人で保険証化していない人にも資格確認書を送付されます。行政はこのような正確な情報を被保険者にきちんと知らせる責任があります。

3点目に、マイナ保険証についての正確な情報提供を町民に行うことを求めますが、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） いわゆるマイナンバー法等の一部改正によりまして、令和6年12月2日以降、現行の健康保険証が廃止となり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなります。

このことについて、本町では町ホームページで周知を始め、7月の保険証の更新の通知の際にマイナ保険証への移行について周知をしております。また、町の広報11月号において再度周知を図ります。また、滋賀県や国保連合会、あと後期の広域連合におきましても、フリーペーパーやホームページを活用した情報発信が行われており

ます。

また、保険証をお持ちでない方や健康保険証利用登録を行っていない方などにつきましては、被保険者証の代わりとなる資格確認書を職権により交付することになっております。今後も窓口で丁寧な説明はもとより、町ホームページや町広報紙などにより正確な情報提供を継続的に行い、町民に寄り添った周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問を行います。ただいま町民に寄り添った周知と答弁をされていますので、必ずそれを実践していただきたいと考えます。厚生労働省の資料に、オンライン資格確認などの対応として健康保険証廃止以降の資格確認書の取扱いについて、当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付、②マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には更新時に申請によらず交付する。そして3、一度登録したあともマイナ保険証の利用登録の解除が可能とされています。

さきの質問の中でも幾つか情報を申し上げましたが、このようなさきの質問で申し上げたような情報や厚労省からも提供されている情報を、町でどのように提供されるのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） ありがとうございます。マイナンバーカードやマイナ保険証登録は任意でありますことから、健康保険証の廃止以降は保険者の職権により資格確認書を交付をいたします。

また、議員の御質問のマイナ保険証の利用登録の解除におきましては本人の意思によるというもので、この10月からマイナポータルでの対応が可能となります。マイナ保険証をお持ちでない方や健康保険証利用登録を行っていない方には、職権により資格確認書を交付する際に国が示す情報を周知してまいります。また、新規加入される被保険者におきましても、手続に来庁されるタイミングで周知をしてまいります。

いずれにしましても、国からの情報を窓口をはじめ、町広報紙や町ホームページなどで正確に情報提供を行い、町民に寄り添った周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 答弁では、町民に寄り添った情報提供、そして周知ということをおっしゃっておられるのですけれども、やはり政府がごり押ししているマイナ保険証ありきの情報提供をするのか、町民に寄り添って正確な情報提供をするのか、その行政の姿勢によってまた情報提供の仕方も変わってまいります。町民の立場に立って、町民の疑問や不安に応える形での情報提供、これが大事だと思いますので、どのような姿勢で町民への情報提供を行うのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） ありがとうございます。先ほどから何度も申し上げてますけれども、情報提供につきましては国からリアルタイムにいろんな情報がまいります。なかなかすぐにフィードバックというのは難しい部分もあるんですけども、今ほどから説明させていただいてますとおり、できるだけ早いタイミングで町民、被保険者にお知らせをしていこうということと、正確な情報を継続的に行っていきたいということと、あとできる限りの支援はしていこうということで課内で共有をしているところでございます。ちょっと答弁になっているかどうか分からないですけど、以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。いろいろとお聞きしたわけですが、詳しくお聞きしました。ありがとうございます。広報やホームページで情報提供するというふうに答弁はされています。そして、その際、これは提案ですけれども、Q&Aで分かりやすい説明を載せられたらどうでしょうか。例えば、Qとして、「12月2日から健康保険証が使えなくなるの」でしたら、Aは「いいえ。令和7年7月31日まで使えます」とか、そしてまたQで「マイナンバーカードやマイナ保険証に必ず加入しなければならないの」というQにしたら、Aとして、「いいえ。マイナンバーカードもマイナ保険証も加入は任意です」とかするとか、そういうことが町民の方が不安や疑問に思っておられるので、分かりやすい情報提供を要望を申し上げまして、これは答弁は結構ですけれども、このようなこと本当にこれから町民に対しての丁寧な分かりやすい情報提供が必要になってくると思いますので、それを要望申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 辰己 保君

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。9月議会における一般質問を行います。その私の一般質問は3項目、有村町政への提案と彦愛犬ピースフェスタへの対応について、2つ目は農業と地域コミュニティについて、3番目は住民の幸福度を高めることについて質問を行います。

その1つとして質問します。有村町政への提案と彦愛犬ピースフェスタへの対応について質問を2点行います。

1点目は、愛荘町平和都市宣言・非核都市宣言についてお聞きします。

町長は、去る8月6日及び9日に行われた平和祈念式典で、原爆投下を受けた広島市長、長崎市長の平和宣言を読まれたのでしょうか。広島市長は、自国の安全保障のためには核戦力の強化が必要だという考え方をどう思われますかと、平和宣言冒頭に問いかけられています。長崎市長は、核兵器廃絶に向け大きくかじを切るべきです。どんなに険しくても軍拡や威嚇を選ぶのではなく、対話と外交努力により平和的な解決への道を探ることを求めますと、平和の努力を呼びかけられました。広島市長、そして長崎市長への問いかけ、呼びかけに応じて、愛荘町平和都市宣言、非核都市宣言の表明を求めますが、町長の答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 我が国は、さきの大戦で戦争の当事国となり、計り知れない犠牲を払うことになりました。紛争は平和的に解決し、戦争がない世界を実現することは人類恒久の願いであると認識しています。

町内においても、個人または団体でそれぞれの理念に基づき平和活動をされている方々がおられ、自治体が宣言を採択することについては様々な意見があるものと考えています。また、町長という立場をもって、町としての宣言を策定できるものでもないものですので、これらのことから宣言の表明については考えるものではございません。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） この件について再質問を行います。町長、今、答弁で、人類恒久の願いであると認識していると、我が事なのか相対論の答弁なのか、私は有村町長自身がどう思っているのかということが問いたいわけで、一般論的にも聞こえますので確認をしたいと思います。

もう1点は、町として、町長としての立場で宣言を策定できるものではないと。いや、宣言するかしないかは町長の判断でできるだろうと思うんです。私の考えをということが出来るはずです。そんなことを言えば、広島市長も長崎市長も市長として言えないという前提になってしまいます。ですからこの点で、私は逆に言えば、そもそものところで平和都市宣言もしくは非核都市宣言というものに対して町長自身がどのように考えているのか、その点をどうしてもどのような考え方を持っているのか聞くと、やはり広島市長、長崎市長のあの平和宣言というか、あれを読まれたか、読まれたのこういう答弁なのか確認をしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） まず我が事として相対としてということをお問いを頂きましたが、両方ともに、やはり戦争がない世界を希求するというのは人類共通する価値であるというふうに私も思っておりますし、やっぱり戦争ということがない世の中が実現することということは大変尊いことであるというふうに、もちろん私も思っております。また、宣言の部分に関しまして町長の考えでできるんじゃないだろうかというふうにもお問いを頂いたと思っておりますけれども、町長がじゃあその町としての宣言をいたしますということは、もちろん広島市、それから長崎市ということがこの宣言をなさっていくということは大変合致したものであるというふうにも思いますし、また愛荘町においては、議会において平成18年に御議決をされていらっしゃるということにも認識をいたしておるものでもございます。

また、それぞれの市町の平和式典での挨拶を読んだかということでもございましたけれども、私もこの当日であったか、ニュースでも拝見をいたしました。やはり、世界でもこの2つの町のみでございます、原爆の投下がなされたのが。その市の歴史であり、また市の皆様の思いということを持たれて発言をなさった御挨拶であり、発言でもございました。大変重いものであるなと思いつつながら、実のところ私も拝聴をしておったものでもございました。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） では、平成18年の決議を、町長自らもそれを我が町のこととして尊重するというお立場なのかお聞かせいただきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 議会において御議決もされていらっしゃいますし、それを尊

重しないということは当然なくて、尊重するというにはなるんだろうというふうにも思います。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 町長が一応それを決議を尊重するという事は、私の町としての引継ぎとして、町長の考えは一緒だと、考えが一緒という言葉はちょっと違うかも知れませんが、尊重するというお立場だということを確認して、次の質問に移らせていただきます。

2点目についてです。彦愛犬ピースフェスタへの対応について質問をします。

町長は、日本の平和を守り続けたいとの思いで続けられている彦愛犬ピースフェスタに後援しないとの考えを示され、6年といいますが、7年がたちました。後援しないとする町長の見識をお聞きいたします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 御質問の内容につきましては、過去の一般質問において既に答弁をさせていただいたとおりでございます。

世界平和や核兵器のない世界を願う気持ちは万人共通の思いであるということという認識に違いはありません。しかしながら、そこに至るまでの手法や考え方は様々なものになります。

子供の交通安全への取組やスポーツ大会などへの行政の後援や各種資料への行政機構名の記載は大いになされるものと存じますが、また併せてケースにもよりますが、諸団体による各種お取組への後援は、公である自治体として抑制的になるものであるとの判断しております。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 先ほどの質問で、非核宣言等の都市宣言は引継ぎ、尊重すると言われました。では、ピースフェスタへの後援、これは結局、平和を求めよう、そのために運動をする、多くの人に知っていただく、そういうことで進んで、前有村町長までの町長はそれを後援すると、その立場からということだろうと思うんです。じゃあ、町長はその広島市長や長崎市長のそうした平和宣言、そして愛荘町でしている都市宣言を尊重すると言うなら、ピースフェスタについても何らわだかまりがないのではないのかなということ指摘して、改めてお尋ねをします。なぜ後援しないのか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど御答弁を申し上げましたとおりでもございますし、また過去においても御答弁を申し上げてきているとおりでございます。繰り返しのところになると思いますけれども、世界平和や核兵器のない世界を願う気持ちは万人共通の思いであるという認識に違いはございません。しかしながら、そこに至るまでの手法や考え方は様々なものであるというふうにも存じます。また、町内においても様々なお立場でお取組を頂いている、いらっしゃっているということにおいて、このピースフェスタということに関して公からの後援ということは抑制的なものになるであろうとの判断でもおりますということでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） まず、改めてこの点ではやはり聞いておかなければならず、広島市長も、そして長崎市長もだったと思うんです。あらゆる団体でそういう歩み寄り、そして機会があればいろんなところで手をつないでいこう、そしてそうしたものを通して共感し合って、そしてそうした活動を通じて平和文化を共に共有できる世界をつくっていきましょうなんて呼びかけも同時にしているんです。ですから、町長が言っていることが分からないんですよね。あなたのスタンスが、姿勢が。じゃあ、様々な寄り添い方というか手法があると、その世界平和や核兵器のない世界を願う気持ちは万人共通やと、至るまでの手法や考え方が色々あるというんだったら、町長はどのような考え方で接近をしていく、哲学は1点持っておられると思うので、政治家であるから。

もう1つ、公である自治体として抑制的になるという答弁をしています。じゃあ何を抑制するのか、そこも分からない。その点について答弁を頂きます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 2つほどお問いを頂いているんだと存じますけれども、先ほど来申し上げてきておりますとおり、その平和への実現の在り方、またその手法ということに関しましては、いろんな視点、お立場、考えということがあるというふうにも思いますので、もちろんその世界の平和ということに関しては皆さん共通する思い、これは当たり前のことだと思いますけども、普遍的な価値として皆さん当然思い持っていていらっしゃいますので、そのことには共感、共有するものというのは、私もそうでございますし、恐らく皆様もそうだと思います。ただ、この事柄、テーマに関しましては、いろんな団体様がいろんなそれぞれのお取組をそれぞれのスタンスからお立場

からなさっておられますので、これを公の器、立場である町機構として後援ということは、ある程度抑制的なものになるんだろうなというふうには思っておるものでございます。

また、具体としてその抑制の部分ということでおっしゃっていただいているというのは、いろんな町内の中、また町外も含めて団体様が活動をされます。先ほど申し上げましたように、交通安全であったりとか、児童育成であったりとか、スポーツ大会というのはそれは大いに皆さんで盛り上げていく、それを後援申し上げるといのはふさわしいことであろうなというふうに思いますし、それに対して例えばいろんな民間の団体様が何かしらのフェアをやりますとか、フリーマーケットをやりますとかということをお大変ありがたく、にぎわいもあってうれしいなと思いますけれども、それをまた公の器で後援をいたしておりますというのを、町内の個人であったり民間の方がなさることを1つ1つ後援しておりますというのを、これもまたふさわしいというか、ある程度抑制的なものになるんだろうなというのが、御答弁を申し上げている内容でございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） ありがとうございます。中身は何もないということだけです。きついけど。要するに、町長が言っている平和の実現の在り方はいろいろとあるという、じゃあ今そんなとこまで論じる気はないんですが、ウクライナで起こっているロシアの侵攻やらガザの問題が、結局何が答えか言えば、広島市長も長崎市長もそういうことは具体的には言わないけども、やはり戦争をひとたび起こすと止められない、ならば努力して平和を共に力を合わせて進もうやという呼びかけだと思えますよ。あれこれと答弁したように言われたけども、結局は自分の考えは何ですかということが答えられていません。答弁されていないんですよ。やっぱり私はもう本当に思うわ。戦争をひとたび起こせば取り返しがつかないということだけはっきりしてきました。あの当時じゃないんだから、もう今やもう戦争を起こしてはならない、踏み越えてはならない世界、そのことが私は世界の人たちの共通の認識になってきてるだろうと思えます。じゃあ、町長、平和の実現のあり方、いろいろとあるんだけど、抽象的な言葉で答弁してくれるんだけど、あなたのお考えは何なの。もう一度だけ聞いておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 平和ということ、また戦争や紛争ということがない世界ということ、また地域ということが構築できるということは大変尊いことであるなというふうにも思っております。また、その事柄をみんな求めているにもかかわらず、時としてそのような紛争が起こってしまうということ、これはそもそも現実の社会や現実の力学、現実の国際政治、国際社会の中において、様々な要素に基づいて今日の非常に困難な状況が起こっているというものでございます。ということであるがゆえに、平和を希求するということは当たり前のこと、当然のこと、そのようにせねばならないんですが、現実の事柄として、起こらないようにどのような手法を使うのか、また起こってしまったことをどのように収束をさせていくのか。本来であれば、今、収束に向けて国際社会が連携して動けるはずにもかかわらず、そのことが結実しないということも、今のパワーバランス、国際社会の1つの現実側面なんだろうということをも痛感をしておるものでございます。ゆえに、現実社会においてどのように戦争に至らない状況を確認できるのかということが大変重要であるというふうに常々思っておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） ほんまに、答弁の言葉としては私も共有します。至らないとか、だけど本当に戦争に至らないということになれば、対話しかないという答えがその反復として、反対語として自ずとして出てきます。町長言っていたように、本当にそういう平和運動というか、愛知川でも愛荘になってからもそうですが、その平和の展示、写真やら、そういうものを展示させてもらったりしてたとか、そういうことはお認めになるということに理解していいんですね。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後6時09分

再開 午後6時10分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き議会を開きます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） お問いを頂きました事柄、その平和の展示ということで活動がかつて町内においてもされていたということで、今ほどお教えを頂きました。いろ

んな平和の取組というのは、これ学校現場においてもしていただいたりとか、また有志の方々が例えばその疎開をされたときのお話をしてくださったりとか、また実際に戦争の語り部ということで学校に出向いていただいたりというような様々な機会が設けていただいておりますので、そういう部分において子供たち、また一般の社会の方々にもそういう機会をおつくりいただいているということ自体、大変ありがたいというふうに思っております。また、いろんなその表現の在り方ということ、平和、こと戦争に関してはございますけれども、いろんな視点ということがある程度、皆さん触れながら、公がそこにコミットする場合には、そのことの提携の頂き方というところは、またお教えを頂いての事柄になるのかなというふうには感じるものでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 結局は抽象的な話で終わっていくと。要するに結論で言えば、その都度その都度申し込んでくれて懇談してから決めましょうねと。町長、そのときにしっかりと懇談してくださいね、逃げないで。その分だけ言って、次の質問に移ります。

農業と地域コミュニティについて質問を行います。

私は、家族農業が地域コミュニティ、そして地域経済を支えてきたと考えています。しかし、国は食糧制度の廃止に加えて、外国米の輸入により、農地の集約化と農業経営の大規模化を進めてきました。その結果、地域コミュニティも地域経済も大きく影響を受けてきました。さきの213通常国会では、農家の急減を前提とするなど、農業の崩壊に通じる食料・農業・農村基本法を成立させました。私は、地域農業の衰退は、我が町の行政運営だけでなく自治会運営にも大きく影響を受けると考察しています。今、自治会の御協力ですべてを進めている町広報の配布、農業排水路の保全、そして堤防の除草作業などに行き詰まりを来すことではないかと危惧しています。

町長は、町の変化をどのように考察されているのかをお伺いします。加えて、国の新たな制度、指定地域共同活動団体制度をどのように捉えているのか、我が町にどのような形で生かそうとされているのかをお伺いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 我が国では、古くから地縁による集落単位で共同生活が営まれ、地域で築かれた文化や伝統は現代まで受け継がれてきましたが、ライフスタイルや価値観の多様化等の社会環境の変化により、農村地域におけるコミュニティの在

り方も変容しています。

また、議員御指摘の自治会への依頼事項等についても、自治会役員の方々の負担感を考えると、自助、共助という観点で、これまで担っていただいていたことが年々難しくなってきたのも否めない状況です。

これらは地域農業の衰退に起因するかもしれませんが、グローバル化の進展に伴う高度経済成長を通し日本社会が享受した経済発展、そして少子高齢化と都市への人口集中など、変遷する社会によって静かに、しかし確実に、ここにおられる皆様を含む私たちの足元に見えていた課題でもあると感じています。

また、指定地域共同活動団体制度につきましては、先般の地方自治法改正の中に盛り込まれ、今月26日に施行されることになっております。しかしながら、現時点においては、国または県から詳細な制度方針等が示されていないことや具体の実例もなく、どう評価をしていいものか分からないというのが実情です。

あえて申し上げますと、本制度の趣旨が、人口減少等の影響を大きく受けている自治体の行政サービスの補完ということが目的であるならば、現時点において本町には適さないのではないかと考えております。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。2つ目の地域コミュニティについて再質問を行います。確かに高度経済成長を通して変化がしてきているというのは否めない事実で、当然、国が発展する上でいろんな問題を起こしてきます。だからこそ、一次産業をしっかりと位置づけておくということが大事なんです。もう既に皆さんも御存じのように、米不足というか、米が出回らない、そのことによって本当に大騒動をしていく、結局は農業がしっかりと守られていないと、我々は結局は飢饉やらそういうものが起こったときに一に影響を受けるということがもう既にもうもろに出ているわけで、だからこそ、そこはやっぱりしっかりと押さえておくということが大事だというふうに思ってるんです。

それで改めて確認をしたいのは、今の愛荘町は確かに都市的要素を持った自治会、農村的な自治会、その中で変化が起こってきている。この変化を改めてどのように捉えておられて、だからこそどういう行政運営が必要になってくるのかいうことを、それについて答弁を頂きます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 辰己議員が課題意識、問題意識をお持ちくださっているのは、農業の観点ということがベースにしなが、またそれとともに各字の自治会運営というのがなかなか困難になってきているよということであらうというふうにも思います。農業が大事で、多面的な機能を守り、また私たちの食料を生産いただいて、また良好な景観ということをお守りいただいているということ。大変本当に議会においても質問を頂きますし、議会においても農業により、をくださっている方々も多い、またその大変な状況においても歯を食いしばっていただいているということへの本当に敬意というものを持つものでございます。農業の持続可能性をいかに高めていくのか、これは1つの物事をそこに置けば、不思議、全て解決されましたということとは当然ないわけで、様々な要素ということを織り交ぜてやっていかねばならないというふうに思っておりますがゆえに、町としてもこの施設の更新ということに、土地改良区それぞれともでございますけれども、また河川愛知川のこの右岸の改修ということに向けても、圃場整備ということも新たに着手をしていくということも、共に今、進めさせていただいているところでもございます。

行政運営として何が肝要かということでございますけれども、過去の時代に機能した事柄を今もそれをフルスペックでやらなければならないということは、恐らくどなたもなかなか困難であろうということ御認識を頂いていると思いますので、決してゴールを過去のにぎわいを、過去のものを再びというふうにはしないということが大事だと思いますけれども、より現代的な価値も入れながら、また技術もそこに入れながら、また皆さんの様々なお互いさまということもお頼みも申し上げながら、時代時代に合った形にバトンをつなげていくということが一番大事なんでなかろうかというふうに思っておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 農業のこの現状というのは、我々の力でどこまで止められるのかと、それは無理ですよ。でも、せめてどういうふうに町としてどう守るか、どうするかぐらいはできると、できるものは探求できると思います。できるとは言いつけるかどうかは別やけど、探求はできると思います。

それで、私は午前中から質問がされて、いいなと思っているのは、大事だなと特に思っているのは、町長、昨日も我が自治会で挨拶して、私ももう断片的にちょっとこれは言わなきゃならないと思って挨拶の中でちらっとこう言わせてもらったんだけど

も、本当に地域は、地域ボランティアやらそういう住民ボランティアやら物すごく努力されていますよね。だからそういうものを目の当たりに町長はしているわけで、昨日も挨拶の中で会長さんの言葉を取り込んで挨拶をしてるわけですから、直視しているわけですよね。じゃあ、そういう直視をする機会をしっかりと、言葉替えれば懇談する場なんです。午前中の答弁では、区長・総代会、そういうところで10人衆で幹事会を持ったりしてて、その意見はそれは実際は具体的には分からないけども、行政事務を進める上での共通認識を持とうとする場ではないのかとかあるわけですよ。常に皆さんはそういう場はあっても、行政運営をスムーズに進めるための理解をしてもらう、その共有化にそういう場を持つてははずなので、しかし実際にもっともっといろんな団体との懇談をしていくということが、私は今、逆に愛荘町の場合は求められていると。要するに、午前中答弁もありました。長野東のそういう先駆的な活動が区長・総代会でちょっと反映されたりしています的な答弁だったと思うんですけども、そういうことをどんどんやって手の平に乗せていかなかったら手後れになるよと、手の打ち方が、いうことで私は警鐘を鳴らす意味で問題提起をしています。ですから、町長、タウンミーティングとかそんなもんいいんだわ、はっきり言って。あなた自身が、こういうことでこういう団体と一遍しゃべってみたいとか、したいとかということをやられたらどうですか、そういう提案をしますが、どのように考えます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 自治会ミーティングを長くやってまいりまして、毎年多くの字さんにまいらせていただいてきました。そういう点では、なかなか町長職がそれだけ字に出向いてということは今までなかったものでございますので、率直にいろいろお教を頂けて、一緒に行ってくれた各課を代表するメンバーも、いろんな部分アップデートもできたし御支援も頂けたしというふうに思うものでございます。

今ほど、タウンミーティング、そういうものは不要だと、いろんな団体のいろんなそういうことを求めていきなさいというふうにおっしゃっていただいたものでございますが、それぞれの機会を捉まえながら、懇談とか意見交換というのは私もさせていただきますので、引き続き、私も率直にこういうときってどんなもんなんですかとかということも、そういう機会がある際にももちろんお話もしておりますので、引き続きそういう機会、私もつくってもいきたいと思っておるものでもございます。

あと、今思うものでございますけれども、今日ちょっと午前中の御質問であった教育の部分であったり人の生き方の部分でというお問い合わせがあったときに、私すごく感じてたところがあるんですけれども、日本の今の困難さというのは、やっぱり大人たちがどれだけ楽しくすてきな背中を見せられるかというところがすごく大事なんだろうなというふうにも思っております。実際には、各字の区長様たちも本当に御努力いただいてすごくうれしいんですけども、一方でそのことへの感謝の念ということをもっともっとみんなが盛り立てて、ありがとうということを広めていくことも大事だと思っていて、やっぱり担い手いないじゃないか、字、大変じゃないか、区長職なんて本当に大変だぞ、苦しいぞ、どう思ってるんだということは言えるんですけれども、やっぱり字を1年間代表するお立場であるということ、本当に尊いことでもございますし、それが仮に大変だというふうにお感じになるのであれば、それをどうやったら労力、みんなで分かち合えるのか、みんなで楽しみながらこのバトンを渡していこうよという、また次の世代も、そうやな、そうやって字のことをやってもいいなというふうにも感じて頂けると思うものですから、あんまり日本社会はちょっと暗いとか閉塞感があるとか、今の子供たちは何とかじゃなくて、それは私たち大人にかかっているなというのをいつも思いますので、私たち責任をお預かりさせていただいている立場の者は、特にやっぱり大変だということはすぐ言えますけど、それよりも先にあるものということを担えたらうれしいなというふうにいつも思うものでもございます。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 大人の責任、それを本当に共有したほうがいいと思います、本当に。ただ、本当に自治会長さんは本当に努力されています。役員さんも併せて、地域の絆づくり、そういう背中を見せる活動。でも、昨日私もちょっとちらっと、もうほんまに短く言ったんですが、環境が変化してきて、その背中を見てくれる若者たちが、その環境の中で違った乖離をしてきている。そういう現実が今、自治会の運営を難しくしている一面もあるわけで、そういう面では、じゃあそれは自治会長さんはできるのかと、努力は積み上げていかれるんですが、しかし町としてもそこにどういうボールを投げていけるか、それを早く捕まえてほしいよねというのが私の、だからタウンミーティングというのを否定してるわけじゃなくて、言ってるからいいんですよなくて、もっともっと新たな分野に創造して取り組んでいただきたいと。そして

っと、この町、都会やないから、農村地域も持ってんねやから、だからそこでの自治の在り方をもっと肌で感じてほしいということを私は強く訴えているわけです。私の訴えを言ったって、町長がその気になってくれないと動いてくれないので強く言っているだけです。頑張っているということですのであれだろうけど、批判ばかりを、役員やらトップに立ったら批判ばかりされるんだと、でも町のトップはやっぱり当事者としての覚悟を持つということが大事です。これちょっと、私の言葉じゃないんです。これは受け売りです。こういう2冊の本があるんですが、この人の、本当に若くても覚悟を持ってトップとして座ったと、いろんなことをやったと、そう思って図書館に置いてありますんで、機会があったら読んでください。何かを得てほしいという意味です。変化をつくっていかうじゃないかと。

それで、ちょっと指定地域共同活動団体制度、これについてですが、今、分からない、今の段階では分からないんですと、準則やそういうものを指して、まだ届いてないのでどうせえということができないと、自治体の行政サービスの補完という目的なら本町には適さないと、人口減少が前提にあります。取りあえずこれ、国は議会で議決を求めてくるというふうになってるんです。当然、これを条例に組み込まんならんとということがあって、分からないものを絶対に拙速に議会には出さないですること。そして、議会、ここで議長に、この件について本当に十分に、この町でどういうふうに生かせるものなのか十分に審議をするというので、執行部に対して今この場でなので、十分そういうものをしっかりと知り得た段階で議会に条例提案をされるように、もしくは条例提案するまでに議会との協議を十分されるように、このことを申し入れておきますが、執行部の答弁を頂いておきます。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 指定地域共同活動団体制度につきましては、答弁にありましたとおり、まだ全容といいますか、詳細の部分が分からないというような状況でございます。議員おっしゃるとおり、もちろんその条例として制度化していくに当たりましても、議会の皆様のほうには十分協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） お願いし、議会のほうにも皆さんにもお願いをしておきた

いというふうに思います。

3番目の住民の幸福度を高めることについて、3点質問します。

人口減少問題や少子化問題で厳しい中でも、安定的な人口定住を実現している自治体は、人口が減少したとしても住民の幸福度をいかに高めるかということに目標を置き、自治体関係者と住民が主体的に学び、住民自治を実践していることが注目すべき点であると分析されています。地方創生10年の取組からの教訓を導き出している論説があります。それを踏まえて質問したいと思います。

まず1つ目は、学校給食費の無償化について。学校給食法にのっとり無償化は考えていないと答弁されています。教育費の負担は、給与が上がらない保護者には厳しい負担となっています。学校給食法ではなく、地域からできる子育て支援、そして教育の機会均等の保障のためにも、義務教育の無償化を実践すべきと再度求めます。町長の答弁を求めておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 学校給食費の無償化につきましては、これまでの一般質問において御答弁をさせていただいておりますとおり、当町において無償化は考えておりません。

給食に係る賄い材料費を令和2年度と令和5年度で比較すると10%程度の上昇が見受けられますが、保護者から徴収している給食費については、コロナ禍による原油を含むあらゆる物価の高騰により、以前の平成28年度から現在まで改定することなく据置きしております。

国の臨時交付金を活用するなどして、給食費の負担軽減や無償化の取組を行った多くの自治体は期間限定のものであり、当町において給食費全てを無償化とした場合、恒常的に年間1億2,000万円以上の財源を確保する必要があり、これを将来にわたり維持できるかは不透明であります。

近年、学校給食費に係る保護者の負担軽減については、国も自治体の取組を促していきたいと示していることから、無償化については国等の動向を注視してまいります。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 答弁はそういうふうに戻ってくることは予測しています。先ほどちょっと示したトップの本、この方も確かに合併した市で大きな合併だなんて読んでんですが、でもその中でも子育て、子供たち、子育ての世代への負担軽減、

そして行政事務の軽減という2つの点で学校給食費を無償化したというふうに本の中に書いてあったんですが、この本で書いているのは、これを捻出するためにどのようにするかと。じゃあ、本当に必要のない財源を削ると、精査するというで捻出してきたというふうにも書いてありました。だから、覚悟なんですよ。この町の子供たち、もしくは今、子育て支援をどうするかとかいうことで持つわけですね。だから、確かにやっている自治体は547、条件付きでは700幾つ、22自治体がしてるんですが、確かにそれは財源が必要になってくるわけですから、どうするか。だから、やはりその方は、子育て支援と行政事務の負担を軽減するという両面からやったということをおっしゃいます。ですから、改めて町長の本当に政策として本当に私はやるべきだと。特にこれは以前にも質問で言ったんですが、子供権利というか、子供の権利というところを十分熟知していくということが大事ではないかなというふうに思うんです。その点について、町長は、なぜ町長にこのことを聞いているかといえば、政策判断を決定するのはもうあなたなんですよ。教育長も確かにいるんですが、最終的にやるかやらないかは、町長が今言ったようにこのトップなんですよ。私はこの考えでやりました言ってるんですから、だから町長に聞いているんです。やっぱり財源確保してでもやってほしいということです。改めて求めておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 再三、御答弁申し上げておるものでございますけれども、この給食費の無償化ということは考えておらないというものでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） その岩盤を砕きに行く努力をしていきます。

次に移ります。次の質問、2点目の質問です。教育委員会は、本年度から教材費等、集金方法の変更に係る口座振替申込書の提出を保護者に配布しました。保護者への口座振替負担を求めたのは、行政の事務負担を軽減するためではないのですか。行政の都合で保護者に口座振替を求めておきながら、振替手数料の負担まで求めるのは言語道断です。直ちに廃止を求めますが、答弁を求めます。この点では、教育長に答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

令和6年度から教材費等の集金方法につきましては、現金を持参し徴収する方法か

ら口座振替への変更をお願いさせていただいたところですが、この集金方法の変更や目的は、保護者の利便性や現金を取り扱う危険性や不安などを回避することであり、手続が簡素化されるなど、特にデジタル化が進んでいる現代社会におきましては、社会通念上一般的な方法と言えます。

令和6年度につきましては、口座振替手数料について保護者負担をお願いしたところでございますが、令和7年度以降につきましては保護者の負担軽減を検討しているところでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己保。私は逆に速やかにやめてくれるかなと思うてたら、なかなかまだ検討するという言葉が使われたんで、ちょっとびっくりをしているところです。確かにデジタル化が進んで、若いお母さん、お父さん、保護者の皆さんは、携帯とかそういうもので決済するいうのかいな。そういうなんが主流になりつつあるので、その点ではそれはそんでいいのかも分からんけど、費用を銀行振込というか、そういうやり方をするのと手数料取るのとは全然質が違うので、けしからんと言ってるわけです。なぜ保護者に自分たちの、先ほども言いましたね。給食費ひとつも先生の負担の問題も起こったと、そういうことで行政の町長執行部のほうが受け取ったわけでしょう、教育委員会から事務を。今度はそれを保護者に持っていくわけでしょう、そういう事務を。あなた方の事務を軽減するための、簡素化するための事務事業じゃないのと、一部は。それに手数料はやっぱり取るべきではないでしょうということを私は言いたいのです。そのことを伝えといて、今、検討するなんて、私はもうこれは廃止されるだろうと、7年度には、というふうに期待を持っています。もし答弁求めたほうがええんなら答弁はもらっておきますが、もうなしで次に進むなら次に進みます。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの御指摘ではございますが、議員は行政の都合によって口座振替にしたのではないかというふうにおっしゃっているわけですがけれども、先ほど答弁でお答えいたしましたように、第一義的にはいわゆるその手集金のリスクとか、あるいはリスク回避と保護者の利便性の向上ということでございます。結果として、もう1つの側面として働き方改革に資するという点は確かにあろうと思います。ただ、その働き方改革は決して行政の都合で行うものではございません。学校におけ

る働き方改革の場合には、ひいては子供に還元するということでございますので、その辺は御理解を頂きたいなというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 当然、事務の軽減と、現場で負わされていることやらそういうことに対しては、当然、解消されて、デジタル化とかそういうことは採用になるのかもしれませんが。ただ、確かに銀行引落としにするほうが保護者にとっては安心なんだけど、でも払える力があるのかないのかの見極めはできなく銀行に引き落としになっていくということも、一面あるということも押さえたい。要するに、今までは子供のために頑張って学校にお金を持っていくという行為はされた方もあると思うんですね、給食費にしろ。でも、それ自体も払えない、月によっては起こりうることもあるんですね、そういう家庭も。だから、そういうこともあって、確かに利便性やら、両方にとって利便性とかそういう向上は寄与しているだろうけど、でもそういう一面も見ておかなければ取り残される、そのことによって子供たちが取り残される場合もありうるということだけ知っておいてほしいというので、次の3つ目の質問に移ります。

国は2024年度から3年間、少子化対策の集中取組期間にしています。その中で、こども誰でも通園制度が創設されました。本町の実情からこの制度を受け入れることができるのか、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 議員の御質問にありましたとおり、国では、令和8年度に全ての自治体を対象として、現行の幼児教育、保育給付とは別に、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付であるこども誰でも通園制度を創設されます。

この制度は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的としています。

当町において、新たな本業務に対応するためには幾つかの懸案事項があり、中でも保育人材の確保や事業実施場所の検討など、協議・検討が必要な状況です。そのため、引き続き国や県から情報を得ながら、関係機関と協議を重ね、スムーズに実施できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

また、こども誰でも通園制度の円滑な導入に向け、全国一律の制度とせず、地域の実情に応じて柔軟に対応できる制度設計や財政措置について、国・県へ要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 最後に、こども誰でも通園制度は、子供の成長の観点と保護者にとっての意義があります。現行の一時預かり保育と同じように受け取れるのですが、今、答弁であったように、子育ての人材の確保、事業実施場所の検討、こうしたものが全国一律化しないようにということが答弁されています。この全国一律事業として整備展開、市町村、事業所、利用者、国が整備したシステムを使うと、全ての地域で運用するとしています。そのことに対して懸念が今申し、答弁の中で言われています。逆に、この全国一律になると、市町村の役割が大きく後退するという懸念からだという指摘があります。

それで、その1つに、今、我が町で行っている一時預かり保育の利用に当たって、事前に保護者、子供と面談しているわけですが、この制度はそのことを想定していないということが言われています。受け入れる事業所の保育士、支援員の確保と対応に危惧するということも言われています。

国は、特殊出生率が1.57になったことにショックを受けて、少子化対策関連施設を次々提起してきていますが、出生数は確実に低下しています。国は真摯な総括を行わないまま、接ぎ木をするような政策を出しています。そのたびに地方自治体は振り回され、体制整備も伴わない、付いていけない、こうした状況も伴っています。

町長、我が町でも少子化の流れにあります。まちづくりの当事者意識の覚悟を持って、子育て支援の在り方、そして我が町の状況に合わせた子育て支援制度、政策を求めるところです。こども誰でも通園制度を始めるに際して、十分な検討、協議を求めて一般質問を終わらせていただきます。

◎延会の宣告

○議長（森野 隆君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに

決定しました。

再開は明日 9 月 1 0 日午前 9 時から本会議を開催します。本日はこれで延会します。
長時間大変御苦労さまでした。

延会 午後 6 時 4 8 分